臺灣時報大正十一年八月號 目次

（第三七號）

口　繪▼臺灣館御成りの皇族御二十九方

今が史料編纂の時期（卷頭言）……一

時　報……二—五

史料編纂會議▼地方長官會議▼訴願審查會規程▼執務時間改正▼献穀田拔穗祭
▼明治天皇十一年祭▼臺北市六小學臨海敎授▼臺灣館の好成績▲バナ、移出高

田總督の地方長官會議に於ける訓辭……六

賀來委員長の史料編纂會議に於ける告辭……一三

持地編纂部長の史料編纂會議に於ける演述……二三

福田軍司令官の達磨と其の畫讃……二七

臺灣の茶業に對する余の希望……喜多孝治……二八

思想問題の歸著點……樋口秀雄……三六

贈從四位の小島省齋先生—田總督は其の門人であつた（屯山）……三八

香港の貿易……井出季和太 四〇
移住地としての東印度……後藤改平 七一
香港大學の現狀……越村生譯 七四
平和博を觀て（可行子）……八〇
□□□□□□□□□□□□□□□□□
臺灣人口統計論……堤一馬 八三
臺灣に於け登記貸金の利率調……金融課 九八
征蕃私記（前長官水野遵氏纂述）……一一三
□□□□□□□□□□□□□□□□□
新臺灣史の目錄草稿……一一六
島情……一一八
評議會記事▼金融概況
地方自治法令研究……一二五
避暑だより……一三一
詞苑……一三三
臺灣日誌、人事消息、任命、寄贈書目、……一三四
□□□□□□□□□□□□□□□□□
漢文欄▼於史料編纂委員會賀來委員長告辭▼同上持地編纂部長之演述……一三九
南支南洋其他海外重要記事……一｜一五

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府編纂

臺灣事情

大正十年版

總クロース金文字入
ポケット形四百六十頁　寫眞及地圖入、　賣價送料共金貳圓

本書は從來の臺灣事情の乾燥無味なるに反し記事の體裁を改めて趣味あるものとなし二十五章百餘節の事項は總て改訂增補を加へ新たに寫眞二十葉を挿入し最後に臺灣地圖を附したるものにして內容外形共に全然面目を一新したるものなり

發賣所　臺北市榮町　新高堂

右今般當所に於て發行候に付所要の向は至急前記發賣所へ申込まれたし

臺灣總督府內

臺灣時報發行所

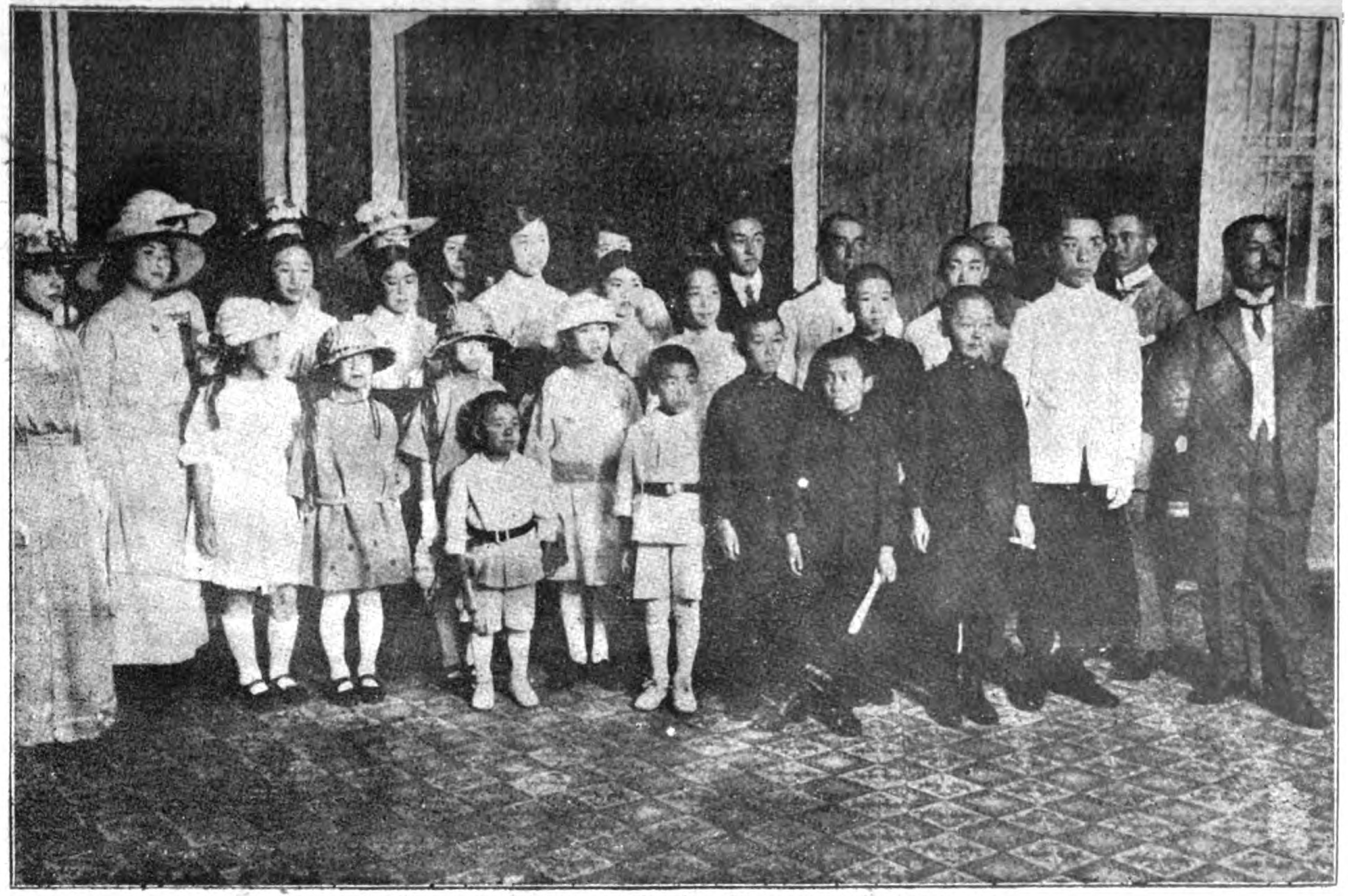

平和博第三回臺灣デーに臺灣館に成らせられし皇族御二十九方

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

今が史料編纂の時期

臺灣が南荒の海陬として、前清の治下に委せられたること二百餘年、政治久しく弛廢して民に生色も無かつたが、一朝改隷となつて、我が一視同仁の治を敷くや、庶政大いに擧り、文物駸々として、生々積々の色、年と共に加はり、今や文化藹然たる新臺灣を建成するに至つたのは、洵に三百萬民衆の爲に喜ぶべくして、一に我が朝廷二十餘年の善政に因るものと謂はざるを得ない。然るに其の施政の事蹟に至つては、唯々過去の大集積を存するのみで今尙ほ精確なる歷史の編著されたものが無い。之を世界に示して統治の實績を宣明するものなく、之を後昆に傳へて爲政の資料を得しむべきものゝ無いのは、甚だ遺憾に堪へざる次第である。時恰も領臺四世記を過ぎ、官府の記錄も時に散逸を免れず、當年史上の人物も次第に代謝せんとするに及び、修史の事業は、今を措いて復た爲すべき適當の時期が無からうと思ふ。然かも其の事業たる、由來複雜多端たるを免れない。史家ランケが言うた通り「人類發展の要素は無限且つ複雜にして、吾人想像以外の法則及び勢力を以て發現す」るのである。故に克く其の因果の關係を明かにし、史實の精確を保たんとするには、自から其人と、時日と費用とを要すべく、今日に於ては勢ひ官府の事業として之を爲すの外は無からう。是故に吾人は、臺灣總督府史料編纂委員會が今日設置せられて、新臺灣史を世界に提示せんとすると同時に、其の本質精神を我が後昆に垂れんとすることは洵に機宜を得たるものとして之を贊すると共に、委員諸氏に對しては、克く其の職責を全ふして、光榮ある此の事業を大成せんことを冀望するものである。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

史料編纂會議

領臺以來の我が統治の政績に就き新臺灣史編纂の目的を以て去る五月十四日付臺灣總督府史料編纂委員會規程の發布されたことは本誌六月號に既報を經たが該委員會組織に就ては其後賀來委員長、持地編纂部長を初め委員としては持地、田原、尾崎三氏の外に府內各事務官、參事官、翻譯官、技師各州內務部長、市尹、軍幕僚等二十五名、又た評議員としては各部局長、知事、廳長、軍參謀長、海軍武官、民間紳士等三十三名、編纂顧問としては、民間紳士二十一名、幹事四名、書記囑託十名等の任命を見たるを以て愈々七月二十四日午前十時總督府會議室に於て編纂會議を開き賀來委員長から別項の如き告辭があり次で持地編纂部長は府史編纂に就て別項の如く演述し右終つて別欄掲載の目錄草案に付審議したるに評議員委員、顧問諸氏の質問あり持地部長から一々答辯があつて十一時半閉會を告げ尙ほ二十七日長官公室に於て持地部長其他府內各委員參集し編纂上に付協議する所があつた因に右諸員の內、持地、田原、尾崎の三氏は常任委員で、其の內、田原、尾崎の二氏は本島に在つて專ら編纂資料の調査に當り持地氏は東京に在つて之が監修に當るのである又た評議員諸氏は諮問の爲め委員諸氏は材料蒐集の爲め民間側評議員及び顧問諸氏は史料に關し知得せる材料提供の爲め何れも編纂事業の進捗に伴ひ夫々其の任務を盡すことになつて居る、尙ほ此の事業は三年計劃で光榮ある新臺灣史を編成する豫定になつて居る。

地方長官會議

地方長官會議は田總督の上京に先ち七月七日午前九時から總督府會議室に於て開會せられ、各州知事、廳長、各部局課長等一同著席するや田總督は賀來總務長官松田、尾間兩秘書官を隨へて臨場し、別項掲載の如く新嘗祭獻穀の件から義務敎育、民法商法施行の件、大正十二年度豫算編成方針等に付約二時間に亘りて訓示し次で賀來長官は總督の訓示を敷衍し了つて正午休憩、午後二時から、長官公室に於て賀來長官議長席に就き重要政務に關して打合會を開き四時散會した。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

訴願審査會規程

訴願法は本年四月から本島に實施されたが同法に據り訴願事件に關し臺灣總督の諮問に應じて審議を爲すため七月十一日訓令第百三十九號を以て臺灣總督府訴願審査會規程が發布せられ卽日施行の事となつた該規程の審査會なるものは內地にも行はれて居らぬ新例であつて全く民權擁護の爲にせる本島特殊の機關である畢竟本島に於ては訴願が唯一の行政的救濟方法である爲に訴願事件に就き極めて愼重に取扱ふ方針の下に設けられたものに外ならぬが同規程の內容は審査會は會長一名及び會員十二名以內で組織し會長は總務長官を擧げ會員は府內高等官の中より任命し又た會長は會員中より主査を命じて訴願事件を調査し議案を作成せしめ、議事は出席會員の過半數により採決、但し訴願事件に直接關係ある會員は議決の數に加はることを得ず尙ほ同會は臺灣總督の諮問に應じ意見を開申するので以上全文九箇條より成つて居る故に該會は先づ主査に於て訴願事件を調査し次で審査會を經て決議の結果更に總督が裁決する順序である要するに本制度は內地の行政裁判を折衷したやうな合議體のもので本島現時の制度としては最も其の宜しきを得たものと謂ふべきであらう。

執務時間改正

總督府一般官吏の執務時間規程は去る明治三十一年中府令を以て定めた以來今日迄部分的改正を加へて來たのであるが過般內地各官衙に於ける執務時間が改正された結果として本島に於ても夫れに倣つて新たに執務時間規程を制定することゝなり立案審議の結果愈々決定を見たので七月二十八日の府報を以て公布せられ卽日施行のことゝなつたが新規程に於ては臺灣總督府部內各官廳の執務時間は六月一日より九月三十日迄は午前八時より正午迄、十月一日より五月三十一日迄は午前九時より午後四時迄、但し土曜日は正午迄とし（以上は舊規程と異る所なし）土地の狀況により又は事務の性質上必要ある場合に於ては官廳は總督の許可を經て前項の執務時間の變更、繰替又は延長を爲すことを得、との一項を追加された隨つて地方によりては總督の許可を得て前記の執務時間を改定することが出來るやうになつたのであるが右施行と同時に總督府に於ては大いに執務能率を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

擧ぐることに就き内訓を以て注意する所があつた。

献穀田拔穗祭

本年新嘗祭に臺灣から献穀すべき粟の拔穗祭を臺北州文山郡木柵に於て擧行した事は本誌前號に報じたが同州七星郡士林庄石角六十番地の献穀田に就ては七月一日午前九時より壯嚴なる拔穗祭を同所に擧行した當日拔穗使たる高田知事は衣冠束帶にて著席、降神式ありて拔穗使は祝詞を奏したる後、拔穗を行ひて之を神前に供へ拔穗使竝に賀來長官以下參列員一同玉串を捧げて拜禮し次で昇神式を行ひて閉式を告げた右献穀田は去る一月三十日地鎮式を行ひ種蒔を爲したるより以來拔穗祭まで百五十日を經過し發育良好であつた又た當日參列者以外總督府州廳係員學校生徒地方有力者保正等の拜觀せるものも頗る多かつた。

明治天皇十年祭

明治天皇の神去りましてより早くも十年の星霜を經て七月三十日は恰も十年祭式祭日に相當したので臺北市では新公園に於て壯嚴なる遙拜式を擧行した此の日新公園内る遙拜場は早旦から係員出仕して諸般の準備を爲し午前八時となるや武藤齋員を初め田總督代理賀來總務長官、福田軍司令官、府內各部局課長、參列市民等參集し一同著席と共に修祓の式を行ひ了つて武藤齋員は參列者一同の最敬禮中に遙拜詞を奏し玉串を捧げて拜禮し次で田總督代理、軍司令官、文武官總代、民間總代、婦人總代順次拜禮ありて式を了り式後各學校生徒各團體の參拜があつた又た當日臺南、臺中、高雄其他に於ても夫々遙拜式を擧行した。

臺北市内六小學校臨海敎授

臺北市内六小學校は本年の夏期休業を利用し臺北市主催の下に基隆仙洞海岸に於ける海港檢疫所停留所を無償借用にて聯合臨海敎授を開き兒童の宿泊所、休憩所、食堂其他總て同所建物を充用し七月三日から同三十日迄宿泊組竝に通學組兒童とも孰れも指定各班

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

交代にて水泳を初め講話其他臨海的の授業を爲し特に宿泊組の兒童に在つては家庭的に職員と寢食起居を同じくするといふ方法で臨海敎授は豫定の通り宿泊といふ新しい意味を加へて滯りなく實行せられ其の成績も頗る良好であつたのは亦是れ熱帶地的の一記錄を作つたものと謂へやう。

臺灣館の好成績

七月三十一日を以て閉會を告げた東京府主催の平和博覽會の成績は各館の出品並に各府縣郡賣店の賣上高も相應にあり會期中の入場者も八百九十九萬人餘其收入三百二十萬六千餘圓、外に敷地料其他雜收入は七十餘萬圓に上り建物の賣却收入亦た尠からざるを以て東京府の實際の支出四百八十萬圓に對する收入缺損は極めて少額なるべしとのことである、特に臺灣館の賣店喫茶店及食堂等の全收入は三十二萬圓に上り其成績は東京府に次ぎ全國各府縣及植民地を通じて實に第二位であつたのは實に大出來であつた畢竟臺灣館の位置が地の利を占めたると建物の設計出品の配列等が其の宜しきを得たる上に會期中三回迄も臺灣デーを催ほし其他種々の宣傳に就き當務者其他の盡瘁尠からざりし爲なりと思はる同時に從來世人の臺灣に對して有せし謬想を排して進歩的新臺灣の眞相を宣傳し得たるは洵に本島の爲に慶すべき次第である。

バナヽ移出高

本島に於ける芭蕉實（バナヽ）は年々其の作付甲數も增し隨つて其の收穫も殖え內地移出も近年大いに增加して來たが本年は殊に其の移出高も多く最近益々移出の旺盛を極めつゝあつて去る七月一日から同二十六日迄の移出高は十六萬五千九百五十籠となり之を六月の移出高十五萬四千二百八十三籠に比すれば一萬一千六百七十一籠の增加を示し更に前年七月に比すれば九萬八千七十二籠の增加となるが尙ほ二十九日便船の移出分をも加へると本年七月中の移出總計は約十九萬籠に上るべく本島芭蕉實の內地移出以來の新記錄を作つたのである。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

田總督の地方長官に對する訓示

大正十一年七月七日　臺灣總督府に於て

此度知事廳長諸君を招集したのは、議會のため暫く上京して居つて歸任後もつい機會を得ず、不日復た上京することになるのと、總務長官から事務上のお話があらうと言ふのであつて、會議として議案を提供する次第ではありませぬ。最も肝要なりと氣付いた事の要領を今日訓示し度いと思ひます。

一

特に一番先きに御吹聽する事があります。夫れは新嘗のお祭りの際に御承知の通り各地方の農民より代表的に新穀を献納する事になつて居ります。如何なる譯であるか、臺灣には之れまでそれが漏れて居つた。私は甚だ不審に存じて、昨年の夏宮内大臣に面會して何う云ふ譯であるかと云ふ事を尋ねた處が、宮内省では献穀になれば喜んで御受けになる、未だ何等の申出が無い故に其事になつて居らない。斯う云ふ事でありました。それが爲め本年より或一州より献穀をして而して此の新嘗のお祭に神前に捧げる樣になる事になつたのであります。申す迄もなく、新嘗のお祭は朝廷の御儀式中最も大切なる祭典である。即ち古來農を以て國を建てゝ居る我が國に於ては、此の農産物の新に採り入れたる新穀を神前にお捧げになつて、御親祭をなされるといふ事は、非常なる古い國初以來重大な儀禮である。此度臺灣が此の新穀献納の儀禮に參加する事になりたるは臺灣のため最も光榮の事であります。本年は臺北州より初めて、一年に一度、一州宛循環して献

發することになつたのであります。何うか各地方とも、其のお積りで順番の時には極めて嚴肅な意義を以て耕作せしむる事に致し度いと思ひます。一應第一に申して置きます。

二

次に教育令の改正が此の四月一日から施行になつて居りまして、之に就ては諸君が非常なる熱心で努力されて居る事は認めて居りますが、此の點に就て一應お話をして置く必要があります。申す迄もなく教育と云ふ事は國民の知德を奬め技能を進める上に於て根本でありますから、統治上に於て全く基本的施設に屬するものとならなければならぬのであります。御維新後明治五年に學制が行はれた以來、此の教育の普及及び改善といふ事に就ては少しも懈らず今日に至つたのでありまするが、矢張り新領土たる臺灣に向つて同一に仕向けて行かなければならぬのであるが、實際に於ては新領土に向つて直ちに内地と同じ法則を實施することの行はれ難きは誰が見ても分ることである。故に近來迄幾らか内地と違ふ方法の教育をしてあつた事は之は止むを得ざる事であります。段々新領土の人民の發達に伴うて遂には全く内地と同一にしなければならぬ。其の事は卽ち之を形容して言へば新領土の人民に向つて教育上の機會均等を與へんと云ふ意味であるといふことが言へるであらうと思ひます。前の教育令は幾らか内地の教育令と違つた教育で、新領土の民が教育を受けるに就て内地人と同一の機會に均等する事が出來なかつたが、此度の教育令の趣旨は純然たる機會均等主義である。此の機會均等の結果は何うかといふと、中等教育及び專門教育、高等教育といふものゝ連絡に就いては、内臺人間に何等の差別がない事になるのであります。此の事は教育令の改正に依つて決まつたのでありまするけれども、併しながら之れを實施するといふ上に至つては容易ならぬ努力を要するので、法令の上に於て正式に決める事はさう六ケ敷くはないのでありますが、之を實際に應用するに當つては諸般の點

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に於て中々骨の折れる事である。例へば教員が足らぬので師範教育に就いても充分に施設をしなければならぬ。又改造しなければならぬ。又中等教育及び專門教育等も增加若くは改善といふ事に就ては容易ならぬ苦心を要する事で、遂には大學教育まで施して行かなければならぬ事になつて居るのである。其の內大學教育だけはも少し先きになります。何れ高等學校の生徒が出る頃には何うしても之を收容す可き大學を設備しなければならぬといふ事は明かな事であります。此等の點を顧みて總督府の責任の重大なるは勿論、各地方官の責任に屬する範圍も中々の大仕事であります。此の仕事を達成するに就ては諸種の點から前以て篤と攻究して準備に掛つてやらないと、時としては忽ち差支を生ずる事がないとも云へないから、是等の點に就ては極めて細密なる注意を以て豫め攻究し施設する處がなくてはならぬと思ふのであります。又此の教育令の改正の事に關聯して、私は昨年の六月總督府の評議會が開かれた時に義務教育の事を諮問をした。其の時に私は評議會員に向つて話をして置いた。此の教育に就て立體的の方面と平面的の方面とがある。義務教育は平面的で、此事を如何にするかを御尋ねするのである。而して立體的即ち普通教育から中等教育となり專門教育となり、總て大學教育と學校の組織を定むる事は別に攻究する積りであると話して置いたが、此の立體的に屬する方の組織は教育令に據つて決まつたのであります。是に於て昨年から諮問をして本年答申を得ました義務教育の事に就て、一應の御話をしなければならぬのである。此の義務教育の諮問は昨年六月の評議會に於て提出した場合に自分の考へでは兎に角評議會へ諮問するは即ち民意を問ふ意味に於て尋ねるのであるから、成る可く自由なる自發的の意見を聞き度いとの考へで、義務教育に就ても原案らしいものは何等出さなかつた、唯だ義務教育を施行するとせば、如何なる方法順序に據る可きものであるかと云ふ諮問を發した譯である。さう云ふ意味で諮問をしました。處が此の事はやつて見ると中々問題が多岐に亙つて容易に結

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

了す可き問題でない。夫れ故に評議會では、委員會に附せられ、其の委員會が丁度一年審査にかゝつて漸く此間の評議會に於て復申を得たのである。其の復申に據ると云ふと、義務教育の必要は何人も反對する筈はない。是非やり度いと云ふ事は異論のない事でありますが、併しながら之れをやると云ふ事に就ては非常な準備が入り又最も注意す可き事は、國民の負擔能力と伴ふや否やといふ事が、之れが一番大きい問題であります。此の點に就ては内地の義務教育を施行された例に依つて見ると明に認める事が出來る。御承知の通り内地では明治五年に學制が發布されて直接に義務教育と云ふ明文は載て居らぬが、然し義務教育を施行する準備といふ事は明かに學制の示す所である。夫れからして今日に至るまで、五十年其の間少なくとも二十年位は、義務教育といふ名の下に、殆んど準備の時代であつたらうと思ひます。私は青年の時に多少其の衝に當つて居るから知つて居る。明治六年頃私は縣廳より或町村に就ての學校係りを命ぜられて、初めて小學校を創設した一人であります。夫れから其の後私は或る縣官で學務課員として二大區を受け持ち、此の義務教育の實施則ち學校の設置等一切の施設をやつた經驗もあります。其の時分の事を考へて見ると實に不完全で、教員等はある筈はない。其の時に最も不便を感じたのは學校の費用を負擔する規定がないのである。今日の樣に市町村税を取立て、やるといふこともなし、市町村の費用は殆んど協議的のものである。さう云ふ樣な時に學校を拵らへ、義務教育を施行する事になつて來たのであるから、兎に角經費の支出の途はない。斯る困難なる場合を段々進んで、さうして遂に今日の如く非常に進歩發達したる事蹟を顧みると、今日臺灣の義務教育に就ては大體内地の明治十四、五年の程度位ではなからうかと思ふのであります。唯、臺灣の學校の施設は非常に進みたる後の内地の學校を模範として施設されたる故、學校其物の設備教科等は頗る進んで居るが、教育費負擔の規定の有樣は何うかといふと、近時まで學校の費用の取り立て方法は學校組合の協議費

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に屬し、漸く一昨年地方制の成立に依り市町村税が決まつて、學校の經營も法定の財源が定まつたのである。斯る事情を考慮する時は必ずしも急いで效果を見ると云ふ譯にはいかない。之れが卽ち今度の評議會の復申に成る可く早くやり度いけれども、市街庄則ち人民の負擔能力に順應して漸次進めて行くより仕方がないといふ答申が出た所以で、負擔能力の眞相が玆に現はれたものと私は思つて居るのであります。此の點から論じて見ると、義務教育をやらなくちやならない事は論のない事であるが、之をやるに就ては所謂負擔能力に順應してやらなければならぬ。其の負擔能力といふ事に重きを要する事は、私の考へでは義務教育卽ち普通教育を人民自身がやらなくてはならぬ、といふ事を自覺するのが一番の基だと考へて居ります。詰り此の普通教育と云ふ事は矢張り自治の責任に屬する性質で、而して其の自治團體が普通教育に對して、如何なる工風をしても之を改良發達せしめにやならぬと、恰も己れの一家を見苦しく仕度くないと云ふと同一の考へが一般人民に起つて、自分の村の學校は自分のものなるが故に、自分の子弟を教育するに成る可く速かに相當の施設に仕度いものである、と云ふ事の自覺がなければならぬ。內地に於ても市町村制が出ましたのは明治二十二年でありました。夫れから今日まで三十餘年間に非常の發達を見るに至つたが、市町村制施行の初めに於ては矢張り昔の頭があるから、市町村の事を市町村人民が我がもの丶樣に思はない。矢張り御上のものか他人の事の樣に考へて居るから一向熱心にならぬ。處が十年二十年實行して今日に至ると、市町村の人民は明かに市町村は我がものであると自覺し來りし故、隣の村より後れては耻かしい、斯ふ云ふ事は完全に手を掛けて改善せにやならぬといふ思想が、自分の一家を愛する如く、町村を愛する意思が餘程發達した事は、內地の田舍では最も著しく認むることが出來る。之を三十年前に較ぶれば非常の相違である。之が自治體に屬する公共事業經營に就ての根本問題である。例へば田舍に行つても相當の町村には公會堂も遊園地も拵ら

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

へて仲々進んで居る。これは皆な自己を愛する愛郷的自覺より起るのである。況んや學校に於てをやである。斯ういふ自覺的觀念が出ないと、唯政府から政治上で施設をして、無理に學校の事其の他にしても、國民が樂しんでやるといふ自覺が無く、嫌々やるといふ事では本當の事は出來ない。自ら進むと云ふ事が、負擔能力を進める上に於て一番力のあるものと思ふのであります。そこで私は負擔といふ事に就て一寸と附け加へて見たい事がある。此の昨年の義務教育の諮問をした時に、各地方長官にも意見があるならば申出でありたいといふ事を總務長官から出した、それに對して地方長官から多少意見を言つて出られた所もあります。其の中に或る地方などでは今の市町村などに義務教育の負擔をさせるといふ事は到底其の力が無い、之に對して國庫から斯う云ふ補助をして貰ひ度い、アー云ふ補助をして貰ひ度い、と云ふ國庫補助論が往々あります。此の事に就て今は內地でも國民教育の國庫補助增加論が本年の議會に中々喧ましかつた。況んや教育界に於てをや非常に喧ましいのである。自分の考へでは內地の實際の經歷に依ると、國庫補助などゝ云ふ事を賴みにすると云ふ事は國民教育の本を謬つて居るものと考へて居る。といふのは內地でも明治五年以來大正六年でありましたか、兎に角こゝ四五年前迄は國民教育の費用は全く地方の市町村に全部負擔をさせてある。是は國民が普通教育を行ふ事は自治團體の當然の責任であると云ふ意味でありますから、其の負擔は全部市町村に屬し、國庫よりも何處からも少しも補助はなかつたのである。それから四五年前に此の普通教育の費用が物價騰貴のため急激に增加して、如何にしても市町村の負擔に堪へない事實が出來て來たので、始めて千萬圓といふものを國庫より補助すると云ふことになつた。此の千萬圓も私は今統計を調べて居らぬが、總ての費用は餘程巨額に上つて居るのであります。所が其の後益々物價騰貴と義務教育の費用が急激の增加をしたので、二三年前迄一億圓內外の經費が近頃は一億七八千萬圓にも上つたので、之を增して貰ひ度いと云ふ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事が主張されて居るのである。臺灣に於ては此の國民敎育をやるといふ問題に關しては、昨年の地方制度を決めるときに餘程愼重なる攻究をしたのである。此の地方の負擔力及び市街庄の負擔力を如何にするかは、餘程の攻究を盡したる結果としてそこに著しき特例を示して居る。則ち此の國民敎育の費額中で最も多額を占めて居る所の小公學校の敎員の給料を地方稅で拂ふ。是は內地で囂々として八ヶ間敷要求しつゝあるが容易に實現し能はぬ點であります。然るに臺灣は敎員給は凡て地方稅から支辨する。さうすると地方稅が頗る重くなるが故に、之れを補足するため學校方面に於ては、內地で地方稅の支辨に屬して居る中等敎育の學校の職員の俸給を總て國庫から支拂ふ。さうして地方稅を緩めて居る。またそれだけでも足らぬといふ懸念がありましたから、更に一層地方稅を緩和するの方法として、地方稅の費目中一番大きな警察費を全部國庫支辨に移したのである。內地に於ては警察費は地方稅支辨で、國庫から連帶支辨として六分の一を支辨するに止まるに拘はらず、それを臺灣では全部國庫の費用に移して、さうして地方稅の負擔を緩めて居る。之が一昨年の地方制度を決めるときに充分の考慮を要したる結果である。それであるから自分の考へでは遠き將來のことは豫言が出來ませんが、併しながら近き將來に於てはどうしても其の範圍でやらなければならぬので、唯堪へぬから國庫々々と云ふが如きは不通の論である。現に今日に於て國庫財政の非常に切迫して居ることは後でお話する積りであるが、要するに評議會が民力負擔に順應して義務敎育を實施するやうにしたいと云ふことは、全く事實さうするより外仕方がないと云ふことの各員の考から、義務敎育のことは漸次負擔能力に順應して進みたいと云ふので復申になつた。總督としても其復申は今日の事情適當な趣意であると斯ふ考へて居ります。どうか其の積りで施設をせられたいのであります。

玆で一言附け加へて置く事があります。總て學校敎育の方面にしても其施設を成るべく簡易にし成るべく

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

質素にし百事儉約してやると云ふことの注意を大いにやつて貰ひたい。臺灣の學校の校舍其他の設備は概して完美を極め、內地の人は皆驚いて內地も及ばないと云ふやうに賞讃をする。此の賞讃を受けると云ふことは一方に嘲笑を受けると云ふことを覺悟しなければならぬ。譬へば一つの物を拵へるに三つの物を拵へる代價を投ずれば立派には違ひないが、澤山の物を要する場合には到底負擔し能はざるに立到るべきは明白のことである。教育もほんの少數の人の利用に供すると云ふ場合は諸事完美を期することが出來るけれども、結局之を全島に普及せしめねばならぬと云ふ事であれば、寧ろ內地よりずつと下らなければならぬ。然るに現在の如く內地の人が觀て吃驚くりする樣なものを標準として進行せんとせば、十年經つても二十年經つても義務教育の實を擧ぐることは爲し能はぬことゝ思ふ。自分は東京近在に住居して居りますが其の村の學校を視ると、近頃高等科丈けは木造で相當の家を建てゝ居りますが、こゝの樣な立派なものでない、實に粗末なものである。尋常科の學校は藁葺で、窓硝子などは有るか無いか分らない位で、眞にバラック式のものでやつて居るが誰も怪まない。それが惡いからと言つて苦情を言ふ者もない。漸く東京の二三里側で其の位の學校で甘んじてやつて居る。それでどうかと謂へば、就學率は所謂邑に不學の徒なしで、皆な學校に通つて居るが、其の學校たるや眞のバラック式に安んじて居る。さう云ふ譯でありますから、若し臺灣で從來の如く立派な校舍を期待するならば、義務教育は永久に實施することが出來ないであらうと思ひますから、此の點に就ては地方長官は充分注意せられて、成るべく簡易の主義を採るやうに致したいのである。

三

次に此の間評議會に諮問した民法商法施行に就て、極めて大體のお話をして置きたいと思ひます。是は昨年の評議會のときに、之も成るべく隨意の意思を聽きたいと云ふことから、原案も何も出さず、臺灣に民法

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を施行するとせば如何なる除外例が必要であるか、と云ふことゝ商法を施行するには除外例が必要であるや否や、と云ふことを諮問したのであります。是は商法と民法との間に實施上利害關係の影響に頗る重大なる差違ありと思量したる故、諮問の趣旨を斯く書き分けたる次第である。元來民法並商法を本島へ施行すべきや否やの問題に就ては、法院の方々にも種々實地の裁判例に就き事實を問ふて見た。譬へば民法の所でも慣權或は物權は多少臺灣と日本民法との間に差がある。臺灣は舊慣に依るとなつて居るから其の舊慣で裁判して居るが、其の舊慣が決して一定して居らない。そこで自然舊慣に因り難いものは條理に依ると云ふので、其の條理といふは日本民法が最も標準とするに適するので、自然之を採用することゝなり、段々裁判例となつて、段々日本民法に近附いて來た。則ち贌耕權は小作權、業主權は所有權、典權は質權と變らぬものと云ふことになつてしまつて居る。だから日本民法を實施した所が夫れが爲に人民は不便を感ずる點は殆んどない。唯名前が變つて來るに過ぎぬと云ふことならば實施しても差支ない。譯の判らぬ殆んど據り所のない舊慣、而して同じ臺灣中でも場所に因つて違つて居る舊慣に放任して置くべきでない、と云ふことを考へて諮問をしたので、其の結果相續法及祭祀公業等に關し除外例を設くるの外施行せられたしとの復申が出た。仍て其實施の方法を調査する爲め更に總督府に法令調査委員會を設け、大正十年の秋以來此の委員會で民法商法施行に關する具體的施行案を立案し、此の間評議會の諮問を經て小修正の上決定の復申を得たれば、不日政府に稟議し施行するやうに致したいと思ひます。此の事は政治上のことではないけれども臺灣としては重大なことであります。評議會最初の復申は臺灣の分頭相續だけを除外して施して然るべしと云つて在れども、相續編と親族編とは頗る密接複雜の關係を有し、相續編を除外して親族編を實施せんとせば非常に面倒な規定を要することが多いので、調査會で出來た立案は民法の第一編乃至第三編は全部之を實施し、第四編

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の親族法第五編の相續法は全部之を除外することになるのであります。

今や臺灣に民法第一編乃至第三編が施行せられ、商法が全部施行せらるゝと云ふことは臺灣人に向つては頗る重大なことで、臺灣民衆の社會的位地を向上せしめ若くは經濟的福利を增進せしむること著大なるものであると信じます。是迄商法が施行せられない爲に、臺灣人は會社を設立すること手形又は小切手を發行することも適法には出來ないことになつて居る。今日の法治國とも言はるゝ場合にさう云ふ境地に安んせしめて置くべきでないのである。此の事は政治上に直接關係はないが然し實地施行して見ると、土地に關することは皆な民法に依ることゝなるので、指導の位地に立つ所の地方長官も容易ならぬ關係が起つて來るのであるから、充分に注意を加へられんことを望みます。

四

次に一昨年から施行になつた地方制度の運用に就て注意を致して置きたい。是は昨年お話した通り一昨年制度改正の際は何しろ根本的地方の組織が變るのでありますから、成るべく混雜を來さゞる爲め舊來の廳を其の儘州に直したやうな形ちが在つた、それで昨年集會の節特にお話して段々取調の結果今年の四月から總督府より地方廳に移管することになり、又は事務の取扱方に就き簡易にし又は便利にすることを調査し、此の四月一日を期し幾多の整理刷新を加へ、地方制度の改正をして最も有意義たらしむべく力めた積りであります。其の事は唯ゝ此一回の處置を以て滿足は出來ませぬ。將來と雖も餘程注意して總督府と州との關係若くは州と郡若くは市街庄の關係等に就て充分に注意をせられて段々改善に趣くやうにしたいと思ひます。

五

次には生產事業の方面に向つて少し注意を致したい。此の殖產的事業に向つては臺灣は從來最も重きを置

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

かれて居る。それで又た吾々が後に來て觀ても、殖產的施設に向つて歷代の總督などが爲された效果が最も著しく眼に著くのでありますo併しながら是はこれで濟んだと滿足する意味では無論ない。比較的今迄の效果は擧がつて居るが、まだ之から爲すべき仕事は多々あると思ひます。其上に就て注意をしたいのは、差向いて今日は砂糖も安い米も安いと云ふことで、臺灣の農產國は經濟的に打擊を受けて居る。是は固より臺灣許りではない內地でも世界各國でも所謂戰爭より起つた一時の大景氣の反動で、大不景氣の來るは怪むに足らぬのであつて、現在米が安い砂糖が安いと云ふことは如何ともしやうがないが、副產物等の奬勵が頗る人民の生活に向つて價値付けられて居ると云ふ例は明かに見える。例へば近頃臺中地方はバナヽが盛んに出る。一年間には殆んど五百萬圓出て、其の七八割は臺中地方から出て居ると云ふ。一州で三四百萬圓、之が假令へ純然たる副產物とは言へないにしろ、兎に角農業の副業的のものとして斯る收入を得んことは、家の生活に對して非常に有力なる援助である。是はバナヽ計りでない、臺灣には種々の果實に富んで居る。其の他一々指摘する必要はありませぬ。殖產局で取調ぶれば直ぐに分るが、地方に由つて種々の特產物が生ずるのでありますから、農產物の好い所もあり林產物の良い處もあり、或は水產の良い處もあり若くは家庭工業の望みのある所もあり、或は家畜の飼養が適して居る所もある。一概には言へないが米が安い砂糖が安いので非常な困難に遭遇して居る場合に、造林は必要だが永久な話で、手つ取り早く人民に息を吐かせるやうな方法は、果實なり其他農民の副業として急速に利益を見るべき事業を大に奬勵することは、此際必要であらうと思ひます。併し此點に付て充分注意をしなければならぬのは、內地でも時々失敗した例がある。副業をやる以上は同時に其の生產物が相當商品となつて市場に捌ける途を開いてやらなければならぬ。奬勵をしてそれが出來た曉に、僅かの品物を擔いで態々遠い所に賣り步くが如きことあらば、その勞費に疲れて何に

もならない。今日揃へると云ふことの必要は同時に其の揃へたものを商品化せしめることが最も必要で、其の商品化せしめる途を講じないと却つて生産者に損害を與へる恐れがある。其の點に就ては和蘭はさう云ふことの連絡を組織的に努めて居ることは御承知の方もありましやうが、丁抹にては農家各戸にて十なり十五なりの鷄の卵が毎日出來る。それが一村毎に集められ、或るマークを付けて集中される。三日目には海を隔てたる倫敦市中に供給される。丁抹の各田舍の僅か十かそこらの零細な物が幾十萬を算する大商品となつて、三日目には倫敦の市中に出る。ひよいと腐つたものが在つた場合は、マークを捺した殻を改むれば何郡何村の誰のものと云ふことが直ぐ判る。農家各戸に產する牛乳なども此筆法で商品化するのである。それで丁抹の副業と云ふことは非常に發達して居る。要するにさう云ふ順序を充分附けて置かずして、唯、副業許りを奬勵しても、捌きが著かぬと却つて生産者に迷惑を與ふる恐れがある。此の點には相當の注意を拂はれたいと思ひます。

六

次には酒專賣のことを一言します。御承知の通り此七月一日から實施になりました。此の事に就ては細かい事は申しませぬ。酒の專賣と云ふことが健康の保護上及財源の涵養上一番適當と見込んで今春の議會の協贊を經て玆に專賣法を行ふことになつたのであります。之は一面から見ると人民の業務を取上げる事だから容易の事ではありませぬが、併しながら今迄行はれて居る專賣の煙草などと略ほ類を同じうして居るものであります。前に申しました二點より攻究して最も適當なりと信じたが故に施行したのであります。此の實施に關しては長官なり當局者に於て成るべく當業者の迷惑を來さゞる樣、法の範圍內に於て最善の注意を拂はれて差支なく實行するに至つたのであります。今後官業として圓滑に實施せらるゝ迄には多少故障の起る

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事もありませうが、之れには相當注意を拂はれて、專賣局が實行するに就て成るべく故障のない樣に蹉跌のない樣に協力せらるゝ事に致したい。

七

次に國の財政の御話を致したい。之は丁度今大正十二年度の豫算編成中であります。まだ豫算會議で定まる迄には到りませぬが、大體の模樣は財務局長の調査に依つて略ぼ知る事が出來ました。此十二年度に就ても前年度の如く頗る逼迫した財政であると云ふ事を覺悟しなければならぬ。之は今新たに覺悟する事を云ふのではない。吾々は昨年夏十一年度豫算編成の時に當り、十二年度以降に於ても當分の間はより以上に苦しまなければならぬ、と云は事を豫測して居たのであるから一向不思議ではない。それは申す迄もなく所謂世界的經濟の變動より來るのでありますから、臺灣も內地も同樣で、政府に於ても非常な緊縮政策を採らるゝ事は新聞の上でも明かであります。大藏大臣からも大體の通知が來て居ります。卽ち財政整理、行政整理は之から調べると云ふ事で、唯大體の上に於て大いに緊縮政策を採らなければならぬ。處が臺灣は其點に就ては一層打擊が强いのは明かな筋があります。臺灣の國庫の財源の大部分が官業竝に專賣收入であると云ふ事が之を證明するのである。今國庫の收入中、公債財源を別問題として控除すれば、歲入總額約九千萬圓になりませう。此內租稅は僅か千五百七十萬圓、大多數の六千八百萬圓は官業專賣收入である。印紙收入等が三百二十萬圓、前年の繰越が三百萬圓あります。此繰越金が非常に減つたと云ふ事も十二年度財源上困難を感ずる一原因である。昨年の八百萬圓が、今年は三百萬圓となり、五百萬圓減である。要するに官業及專賣收入は營業である故、世の中が不景氣になれば樟腦其他總て賣行きが惡るくなる。之が臺灣財政の特色であります。私は今茲で十二年度の歲計をどうすると云ふ事を御話するのではないが、要するに各局から要求され

たものと此歳入を比較すると、約二千五、六百萬圓の差がある。さうすると勢ひ多大の削減を受くるの覺悟を持たなければならぬと云ふ事を申すに止めます。前に申しました通り中央政府では今行政整理及財源整理をやる準備員を拵へて取調をして居ります。之は又其方針に從つてやらなければならぬ。兎にも角にも財源の關係から云ふても、節約をし緊縮をしなければならぬと云ふ事實があり、又今日中央政府の政策上から云ふても、もう一つ大きく云へば國民の生活問題から判斷しても、一旦大英斷を以て約める所は大いに約めなければならぬ。昔の言葉に、尺蠖の屈するは以て伸を求むるなりで、屈むのは目的ではないが、伸びん目的を遂する爲めには一時屈することも覺悟せなければならぬ。要するに政治の要諦は時勢と共に屈伸し、大いに伸んと欲せば又大いに屈するの覺悟をしなければならぬ、と云ふ事を一言申して置きます。

八

次に地方財政の注意を申します。地方即ち州、廳の經濟、夫れから市街庄の經濟、之は大體の上に於て斯く區別はしてあるが、一つ桶の中に這入つて居る水は幾つにか區劃をしても又片つ方から片つ方に移す事はあつても、矢張り同じ一つの桶の中の水は增減がないのであります。此の理論から云へば、國の經濟、州の經濟、市街庄の經濟と云ふ事も大いなる區別はないのである。國の經濟が大いに緊縮しなければならぬ場合には、地方經濟も又大いに緊縮をしなければならぬ。況や州以下市街庄の經濟になりますと、範圍が狹まいだけに其運用が苦しくなる。今の敎育、學校の設備に向つて爲さねばならぬ事が澤山ある。之は矢張り節すべき處は大いに節し、人民の負擔、能力の範圍を越えざる程度に於て運用すべく充分に注意を拂はなければならぬ。此點に就て特に注意を要するは曾て前にも注意をした事があります。州市街庄に於て起債則ち借金で仕事をすると云ふ事である。是は或る事物に就ては萬止むを得ざる場合もあることなれども、地方經濟の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

將來を見渡して常に愼重の注意を拂はなければならぬ。昨年州の豫算に就て或州に就て小言を云ふた。今年も或る街庄の起債に就て大なる疑問を起して主務局に調査を命じて居ります。なる程學校を拵らへなければならぬ場合に當り、其建築費を借金で充當するのは一番爲し易い途である。けれども之は充分其の州市街庄將來の負擔力に鑑み、一時爲し易いと云つて、容易く州なり市街庄に負債を起す事は大いに愼まなければならぬ。現在主務局の調べに據ると、市街庄の新舊負債が約五百二十萬圓に上り、一市街庄平均二萬圓位に當るが、其大部分は學校建築費である。前に學校の時に云ふた通り、市町村は成るべく役場でも學校でも相當の體裁を供ふる事は無論望ましいことに相違ないが、借金をしてやると云ふ事は利子丈け餘計に負擔する事實となる筋なれば、市街庄の前途に向つて困難の種を蒔くの慮がある。若し之を個人的に譬ふるなれば、親が借金をして息子に不幸を被せるのであるから、誰でも適切に分かる。市町村の負債にしても同一であつて、其償還の義務は子孫に傳はるのである。市町村が不生產的事業の爲めに借金するのは甚だ忌むべき事で、大いに之を警戒せねばならぬ。國が鐵道港灣と云ふ樣な國富を增進する生產的基本事業に向つて、公債でやると云ふことゝは全然違ふので、決して例とすべき筋でない。學校や役場なれば夫れが爲めに直接に富を增すものではない。而ち生活費を負債で拂ふの筋に當り、甚だ危險であると云ふ事に注意せられたいのである。

（以下略）

九

思想に關する方面に於ても注意すべき事は多々あるだらうと思ひます。此點に就ては既に本年の議會に於て、追加豫算を以て社會事業の施設に關する費用を小額ながら協贊を得ました。國語の普及の如きは意思疏通の唯一の方法で、精神的同化の捷徑であると云ふ事を申して置きます。私は形式に流るゝ同化には重きを

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

置くに及はない。精神的同化に重きを置かなければならぬ。夫れは國語の普及であると考へるのである。之に就ては何處の國でも盛んにやつて居るのである。亞米利加合衆國が本國殊に其植民地に向つて盛んに國語的義務敎育を勵行して居るのを見ても思ひ半を過ぐるものがあります。本島の學校敎育は總て國語でやつて居りますから不便はありませぬが、社會敎育として一般の人衆をして成るべく國語の講習に勉强せしむる樣に奬勵すべきである。其他思想の事に就ては注意すべき事は多々ありますが、自分の今日御話した諸般の事柄は總て大體の要旨であります。委細の事又は事實に亙つた事項に就ては總務長官より訓示せらるゝ筈であるから左樣に御承知になりたい。

□本島蕃人敎育の現狀□

大正十一年一月の報告に依る——官房調査課調

本年一月現在本島蕃人の甲種敎育狀況に觀るに、現に授業中の敎育所數四十九、在籍生徒額一千三百六十八人にして、內男九百四十九人、女四百十一人なるが、其日々出席平均額は男七百七十九人二歩、女三百〇一人四歩、計一千〇八十人六歩にして卽ち在籍百人に對する出席の歩合は、男に於て八十二人一歩一厘、女に於て七十三人三歩三厘、合計七十九人四歩六厘を示すは蕃人として先づ以て好成績と言ふべきか。

史料編纂に關する賀來委員長の告辭

——大正十一年七月二十四日臺灣總督府史料編纂委員會職員會議に於て——

改隷以來已に二十有七年、統治の成績に付ては自ら世評の存する所あり、其の間の治績に關し官衙及民間に於て編述公刊せる著作尠からず、既に相當の史料に富めりと雖、集めて之を大成し以て統治の成績を綜合大觀せしむへき著作未た公にせられたるものなし、顧みるに改隷當初事に當りし者は或は已に世を去り、或は本島を退去し、文書に現はれざる史料は空しく闇黑に葬り去られんとするのみならず、既存の關係文書と雖歲月の經過と共に漸く將に湮滅に歸せんとす、是れ臺灣統治の史蹟を後昆に垂るゝに於て深く遺憾とする所總督府に於て本事業の計畫を見たる所以なり、然りと雖經費、年月に自ら制限あり、毫も其の餘裕を有せざるを遺憾とす、唯夫れ是等制限の範圍に於て出來得る限り所期の目的を達せんが爲玆に史料編纂委員會を組織し、本府職員、陸海軍所屬職員竝に民間有識者中適當と思量する人物を推薦し、評議員、顧問、編纂委員等夫々任命又は囑託し、以て各位の協力を願ふ事とせり、如斯は要するに本事業の成功に萬遺漏なきを期せんが爲めなり。庶幾くは御列席の各位斯意を諒せられ、本調査、編纂に關し御贊同の上資料の提供、諮問の答申等に付御協力を賜はり本事業の完成に助力せられんことを希望す。

右編纂事業に關しては編纂部長の起草に係る別冊草稿に依る筈なり、右に付御質疑等あらば御遠慮なく御質問願度、且御意見は其正確を期し繁雜を避くる爲可成書面を以て御漏し願ひ度し、最も史料の採擇に付て

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は編纂部長に一任致され居る儀に付御承知相願度尚今後各位か本事業に御助力下さるに付參考と成る可き事項は編纂部長より御説明致すことゝせり、何卒御聽取りあらんことを。

史料編纂に關する持地編纂部長の演述

—大正十一年七月二十四日臺灣總督府史料編纂委員會職員會議に於て—

今回本府に於て史料編纂委員會を設置せられ、不肖其の編纂部長の任を荷ふに至りたるに付ては、此の機會に於て調査、編纂に關する愚按の大要を開陳し、以て諸賢の淸鑒を乞ひ賛助を冀はんと欲す。

本會設置の理由とする所は、領臺以來已に二十有七年、四分の一世紀を經過せる今日に於て、尚は未た完全なる統治史蹟の編纂せられたるものなく、此儘放置するに於ては、關係文書の湮滅と共に、領臺以來本府に關係を有せし者は、或は去り或は死し、文書に現はれざる活材料は、社會に發表せらるゝ機會無くして空しく湮滅し去らんとするの虞れあるを以て、此際完全なる臺灣總督府史を編纂するは、最も喫緊の事に屬するが故に、大正十一年度より同十三年に至る三箇年繼續事業として、本事業を完成せんとすと云ふに在り。

即ち本史編纂の目的、内容、及其の程度は、自ら右理由に於て指示限定せられたるものなりと謂はざるべからず、依て按するに調査に付ては

(イ) 臺灣に關する官、公、私の既刊未刊の著作物の蒐集。
(ロ) 臺灣に關する外國著作物(支那、英、佛、獨、蘭、西等)の蒐集。
(ハ) 官府保存の文書記錄に付必要史料の拔萃。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ニ）當時局に當りし信憑すべき人士に就き質疑及聽取書調製。（ホ）本史科に供すへき文書、寫眞蒐集。

等諸方面に亘り博搜廣求、以て史料の蒐集に努むへきは勿論なりと雖も、限りある經費と、限りある歲月とに於て數名の專任者の力の得て克くする所にあらざるを以て、此點は深く諸賢の洞察を仰ぎ、援助を乞はざるべからざる所なりとす。

編纂に付て、修史の體裁を如何にすへきやは、編纂擔任者の最も考思工夫を費やせる所なり。從來支那流の府史は、官府行動の進退盛衰の紀事を主とし、政治上、經濟上、民生休戚の消長興廢に及ぶこと尠く、現代修史の範例とすべからず、而かも西洋流の史論體、文明史體の私人

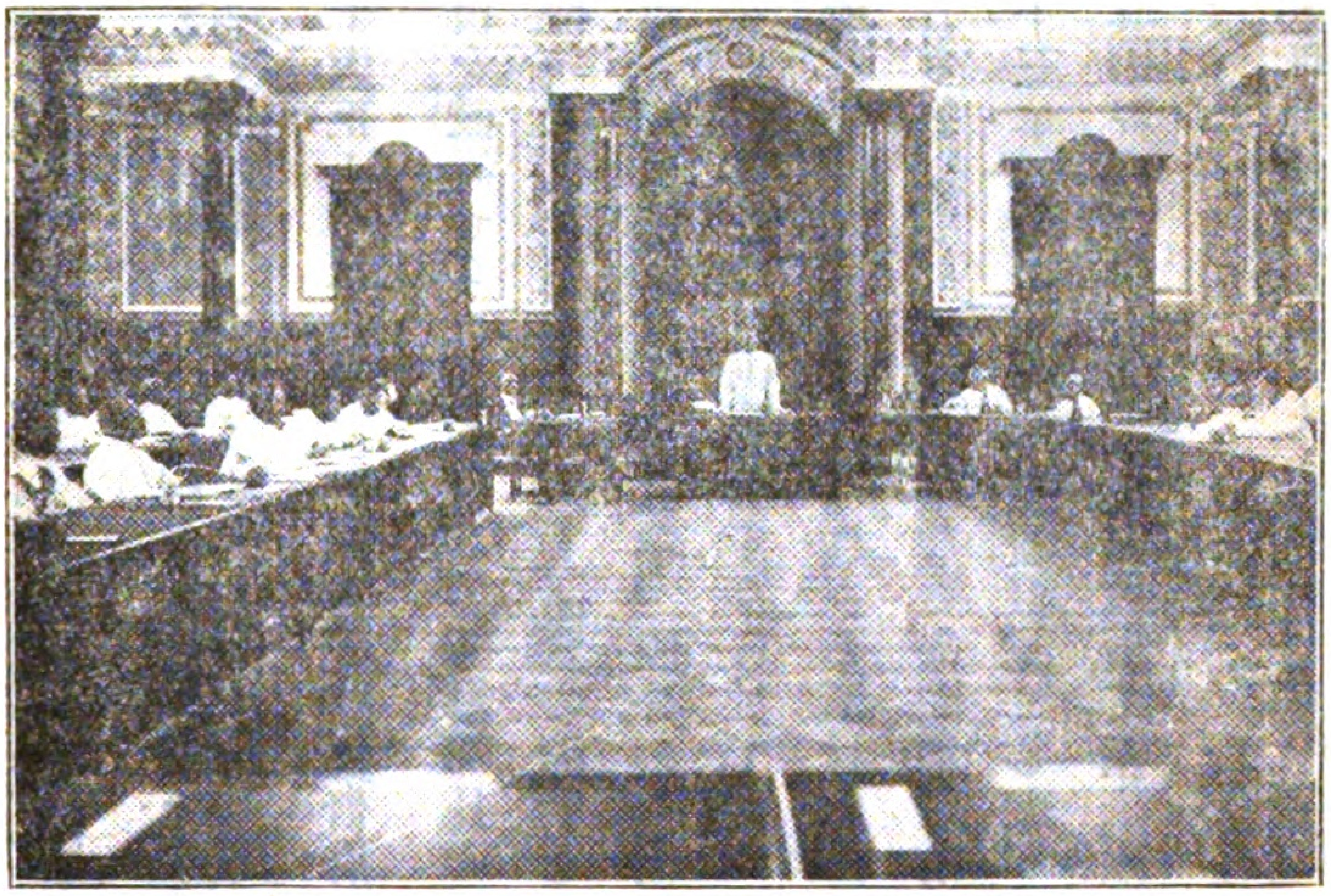

臺灣史料編纂委員會に於ける賀來委員長の告辭

の著述に倣はんことは、官選の述作として其當を得たるものに非らず、故に本史は支那流の府史、西洋流の各種著書の體裁を參酌折衷し、本事業の目的、內容、程度に鑑み、其宜を制するものと信ずる所に依り、本史の目錄、草稿を作製したり。

蛇足ながら附言すべき事は、歷史の事實なるものは、大局に關聯し、其間自ら脈絡貫通するものありて、孤立別存するものにあらず、故に臺灣統治の史蹟を記述せんと欲せば當時の臺灣の官意民情を知悉せざるべからざるのみならず、當時の日本帝國の政況民情をも知悉せざるべからず、當時の日本帝國の政況民情を知悉せんと欲せば、當時の世界の形勢、日本帝國の世界大勢に於ける位置をも知悉せざるべから

す。修史家若し此の豫備智識なくんば、容易に筆を下す能はざるものとす、又臺灣統治の成績なる史實は、膨脹發展の國民的精神の一結晶と見ざるべからず、歷史は聯絡なき孤立的事實の淵叢に非ず、編纂者は眞實に此の見地を確信して筆を執らんと欲す、是れ亦錄して諸賢の諒解を乞はざるべからざる所なり。本史目錄草稿及起草の要旨は、別に回付したる書類に付、諒解を乞はんと欲する所なりと雖、右は只編纂の體裁と內容との大要を指示したるに止まり、實際調查の進行に伴ひ執筆に當りては宜しきに從つて多少の變更を來すことあるべきは免れざる所なることは了知せられたし。要するに本史の目的とする所は、改隸以後に於ける統治の史蹟を編述するに在るか故に、本紀に於て統治の大綱を綜敘し、臺灣統治の創設、發達成功の道程を明にすると共に、其間に於ける進化の原理を闡明せんことを努め、最後に改隸以後に於ける臺灣統治の成績と、支那に於ける政治、與廢の史實とを比較對照して、以て讀者をして日本の臺灣統治の文化的價値を知了せしむるを期し、志類に於ては各般行政の細目末節に亘り、其の興廢消長の沿革を詳敘して、以て後人の參考に資し、本紀、志類相待つて綱を擧け目を張ら、以て臺灣統治の成績の細大を知悉するの便に供せんと欲す、而して本紀の體裁は、總督政治に隨つて代を分ち、其時代内に於ては、重要事項を掲げて紀事の本末を明にすると同時に、毎時代に其の年表を掲

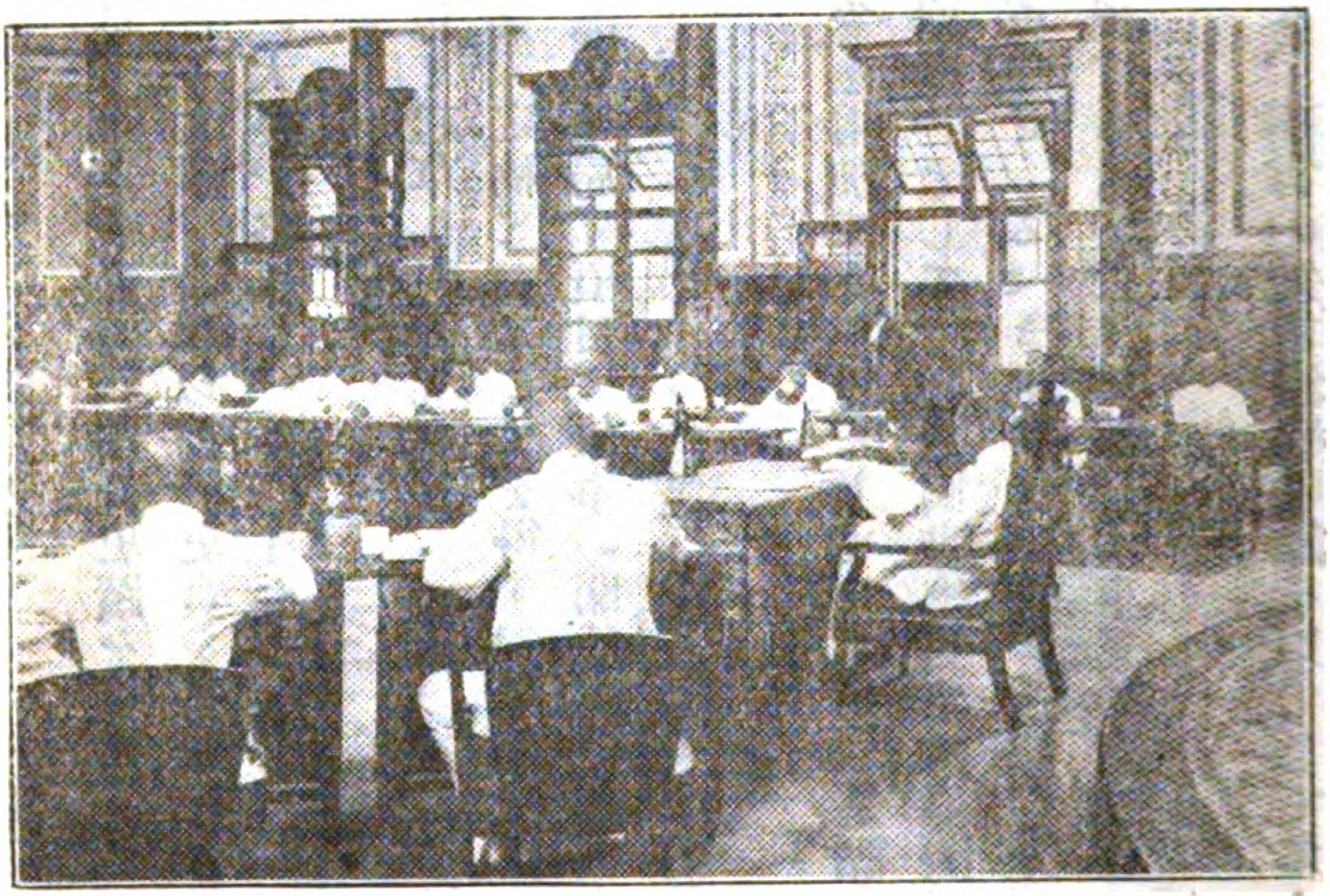

持地編纂部長の演述（臺灣史料編纂委員會に於ける）

以て横看側看の便に供し、最後に統治通觀を以て之を總括せんことを期す、編纂者私かに以爲らく、斯の如く編年體、紀事體、史論體併せ用ゐて、以て庶幾くは臺灣統治の眞相を發揮し、眞意を闡明するを得んかと。

右の如く本史の主眼とする所は、日本の臺灣統治の史蹟を編述するに在るか故に、本紀、志類相待つて其史實を存せんことを期するものなりと雖、改隷以前の史實を掲記せざれば、前後の關係を知るに由なき故に、前紀に於て臺灣開闢以來の沿革の大要を略叙し、殊に日本と臺灣との過去の關係を明瞭ならしめんことを期せんと欲す。

本史目錄は、右の如き主意を以て起草したるものなりと雖、其の本紀に掲けたる重要事項の如きは、備考に述へ置きたる如く、例示に止まり定稿と云ふことを得す、兒玉時代に戸口調査を特記せざりしが如き、又前紀に掲げたる臺灣の授受、臺灣事務局の項目は叙事の關係上、寧ろ之を本紀の樺山時代に收むるを可なりとするが如き、尚は多少の修正を要するものあり是等は尚ほ諸賢の高見に聽きて、參酌好しきに從つて定稿を期す。

志類に地方志を加へ、別に一卷を增加するを可なりとせんか、是點も亦更に考究を要す。

最後に一言すべきは、事業の副產物として、臺灣圖書總目錄及臺灣圖書解題を作製せんこと是なり、又本事業の完成に際し、各方面より蒐集せらるべき史料を甄別、選擇、分類、整理して之を保存し置かんこと是なり、是等は本事業の範圍外に屬するものなりと雖、本事業の副產物として發生すべき必要事業なるか故に併せて茲に附言す。

私かに思ふに修史は大事業なり、不肖の短才淺學陋識を以てして多少懷抱せる鄙見を以て其事に從はんと欲す、經費に限りあり、年月に限りあり、苦心も亦自ら其間に存せずんばあらず、切に各委員諸賢の同情、援助、協力を乞はざる所なり。（３）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

福田軍司令官の達磨と其の畫讃

炎南、灼熱一百度に近き日、福田軍司令官の高閣を叩いて、錦墨の眞法を敎へ給へと請へば、將軍快諾、立ざころに紙を展べ、毫を呵して一氣に九年面壁の像を揮ひ、讃を加へ、顧みて破顏一笑せらる。其の圖、氣韻生動し、筆々神あり。ふに是れ「壁立萬仞」の所、一切の情解妄見を絶し「如是安心」を得たるの消息を語るもの歟。其の讃に曰く

　徹塵眼底三千界
　柱杖頭邊四百州

と、氣字既に乾坤を呑み、宇宙に超越して居る。將軍の襟懷亦以て察すべきである。

編輯子之を受けて頓に腋下涼風の生ずるを覺え、欣然として獨り之を私するに忍びず。

揭げて讀者と共に塵炎俗熱の煩ひを忘れんとするのである。若夫蜀山人のオ筆に成るといふ

拈華微笑の床花は正法眼藏の帶をとかせ、敎外別傳の正傳節は文字太夫が流をたてす。蘆の一葉の猪牙（チョキ）に乘りて九年面壁の居つゞけさは、汝（ナ）が尻のくされ緣歟、金がふんだんだるまなる歟。から〳〵喝

　九年酒のつまり肴
　　の座禪豆
　外に本來一物もなし

の風流は、果して大師の承認する所であるや否。其の斟酌如何は、一に讀者の御粹量に任かせんとするのである（屯山）

臺灣の茶業に對する余の希望

殖產局長　喜多孝治

一

支那人が茶の德を稱へて「二椀孤悶を破り、四椀にして平生不平の事、盡く毛孔に向つて散じ、六椀にして仙靈に通じ、七椀只だ覺ゆ兩腋習々として淸風の生ず」と謂へるは稍や誇張に過ぐるやうに思はるゝが、然し世界東西の人類が齊しく茶を愛用して措かざるに觀れば、謂ゆる其の德は必ずしも僞りならざるが如くに思はれる。蓋し茶の原產地は、印度ヒマラヤの山麓なるアッサム、カチャル等であるが、之を栽培して飲料に供するに至つたのは支那を以て其の始めとする。夫れも南方楊子江沿岸邊から起つたことは「茶は南方の嘉木なり」と謂はれたるに據るも明かである。（支那にも自然生があるとの說もある）春秋戰國時代に於て既に用ひられてあつたやうだが、其の一般に用ひられたのは唐代以後のことであらう。支那茶には、紅茶、磚茶、綠茶等があり、其の中、紅茶は西漸して歐米人に愛用され、磚茶、綠茶（煎茶）は我邦人に常用せらるゝに至つた。

臺灣に於て現今栽培しつゝある茶樹は其の昔、支那から輸入したものと思はれる。(本島の山地に自生樹あるも之と大いに異る)而して其の茶樹の輸入は地方によりて異るも、今から約百年內外のものであらう。當時は專ら島內の消費を目的としたもので、其の海外に輸出されたのは西曆一八六六年英人チョン、ドッド氏により開始されたのを嚆矢とする。爾來是等商人の奬勵により茶園の新設せらるゝもの多きを加ふると共に其の產額を增加するに至り、一八六五年(慶應元年)には十三萬六千七百斤の輸出となり、其の後二十四年を經過したる明治二十一年に於ては千三百五十七萬四千百斤の多數を算するに至つたのである。

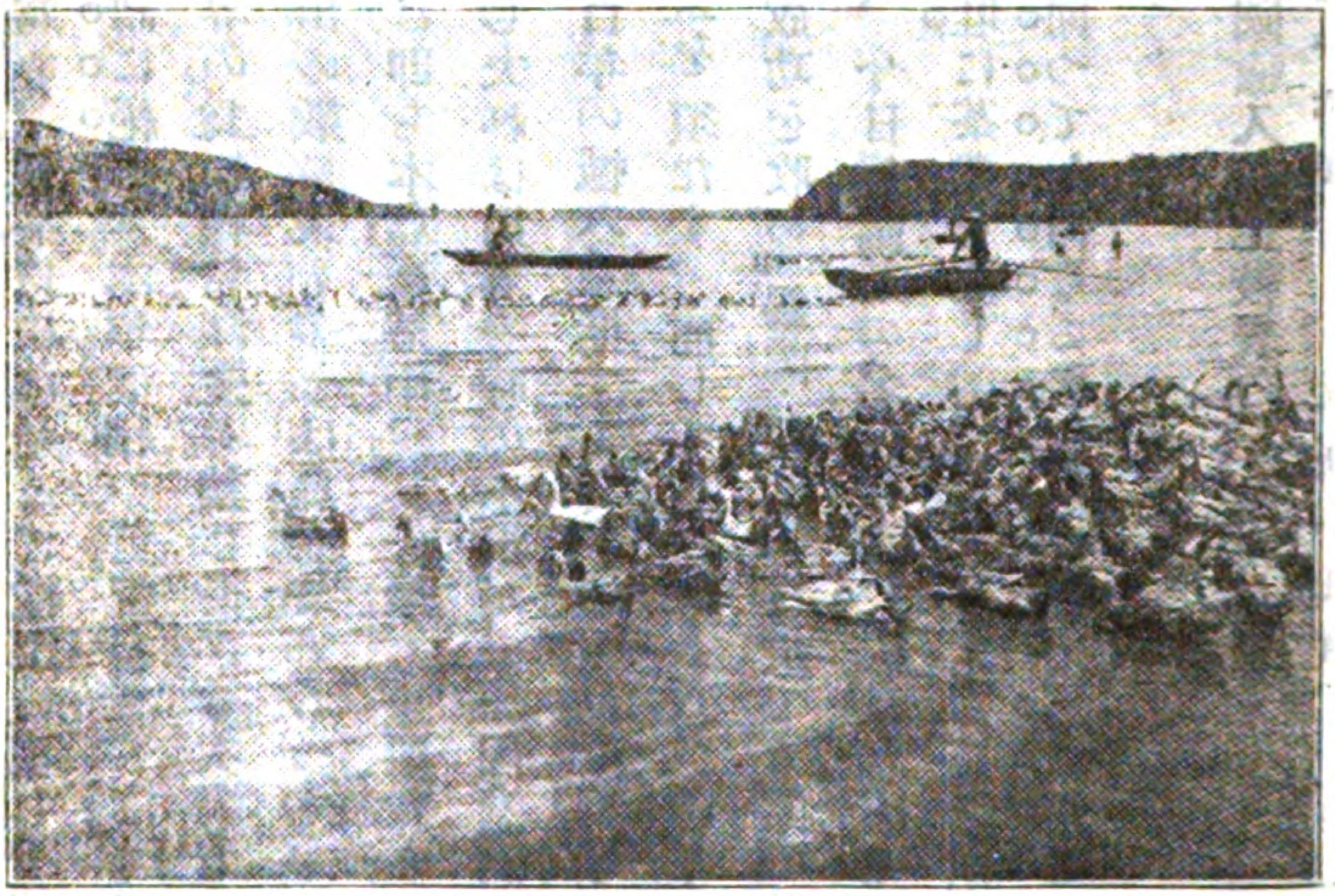

紅頭附近淡水河の家鴨の群

二

斯くて改隸以後、本島茶業に對する總督府の保護奬勵は大いに其の効績を顯はし、茶業の進步は頗る見るべきものがあり、其の內外貿易額の如きも著るしき發展を示し、遂に本島輸出品の大宗として重要な地位を占むるに至つたのである。即ち改隸以前明治二年に於て紐育に向け二十一萬三千百斤を輸出したるを米國輸出の嚆矢とし、翌三年には輸出數量百二萬四千斤に增加し、明治二十一年には前記の如く千三百餘萬斤に迄達したのであるが、改隸以後の統計に於ては明治三十年の千五百四十一萬餘斤を初めとし、歲によりて高低はあるが、爾來大正八年に至る迄、一二例外の外は、大體千五六百萬乃至千七八百萬斤を上下し、明治四十四年の如きは實に二千萬餘斤に達し、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最近大正八年は千七百五十三萬餘斤、價格八百二十萬八千餘圓を算し、居然たる本島輸出品の大宗たるにつたのである。然るに庇事ぞ大正九年に於ける茶の輸出は一千九十四萬餘斤、六百四十萬餘圓に激落し、大正十年に於ては米國の財界不況の爲め、夏茶以後は殆んど輸出杜絕し、停滯茶に黴を生じて督府の救濟を仰ぎたる等、茶業界の慘狀は實に言語に絕し、本年は稍や好況を見たるも前途尙ほ容易に樂觀を許さゞるものあるは洵に遺憾の極で、本島產業界の爲に轉た深憂を禁じ得ざる次第である。

由來、本島產茶の中、輸出又は移出の數量最も多きは烏龍茶であつて、包種茶は之に次ぎ、紅茶綠茶等は遙かに其の下位に在るので、烏龍茶は卽ち本島產茶中、其の最も重要なるものであるが、今その貿易の趨勢が叙上の如く振はざるに於ては、縱し夫れは財界一時の不況が一原因を爲すとは言へ、今に於て之が振興策を講せざれば、恐らく本島產業界に百年の憾みを貽すことがありはせぬ乎。熟〻世界の茶業界を觀るに、支那及び日本の產茶國たることは言ふを須たず、而して英國は一八二〇年に印度アッサムで野生の茶樹を發見し、其後アッサム會社を起して大成功を收め、錫蘭・緬甸等に於ても其の栽培製造を經營して以來、其の全產額は遂に支那產を壓するに至つて、今日錫蘭茶の名は世界に顯著なるものとなつた。和蘭人も亦た夙に英人に傚うて爪哇に茶業を起し、現に其の產出は日本の壘を摩せんとしつゝあるのである。斯くて是等の產茶國が今日世界に向つて如何なる發展を遂げて居るかといふに、先づ之を米國の輸入狀態から觀察すると。

◎北米合衆國輸入茶比較表◎（殖產局調查）

產茶別	一九一六年		一九一七年		一九一八年		一九一九年	
	円	%	円	%	円	%	円	%
錫蘭	二〇、七四四、七七五	三	一九、六五八、五〇六	一八	二六、八九五、八〇六	一八	一三、一九八、一二二	一二
印度	一〇、四七四、〇四四	九	八、九五七、九五四	八	一七、三四五、八九五	二	四、六五四、〇九二	四

爪哇	五七八、五〇三	—	二、二四〇、三八一	二	二六、二〇五、八九八	一九	二五、八六七、七〇八	二五
コンゴー	六、七八五、一九四	六	八、四一三、一七三	八	一〇、三九七、四二五	七	一、七一三、六四七	一
日本	三三、六五一、五一五	三一	三四、八三七、〇七五	三三	三三、五七四、八八五	二三	三七、〇四一、三一五	三三
臺灣	一七、八四六、三九七	一六	一九、三六〇、八三八	一八	一七、八六二、八八九	一二	二〇、一三八、〇九八	一七
福州	七四五、七六九	—	一、〇九二、二五二	一	三六九、〇七一	—	八、九六九	—
支那茶	一一、八九五、九四〇	一一	九、七三〇、一五一	九	一三、一〇八、六七五	八	八、七六八、〇七	七
カントン、センテツド、テー	一、〇四七、八二二	—	八四八、六九六	—	七五一、〇九五	—	五四七、九九〇	—
計	一〇七、七六七、九四七	一〇〇	一〇五、〇二六、七二五	一〇〇	一四六、二七八、六六七	一〇〇	一一一、九一七、七七三	一〇〇

（備考）各年度は前年七月一日より當年六月三十日までとす

前表の如く錫蘭•印度の茶は此の四箇年間に於ては漸次爪哇茶に壓せられて居るやうな形迹が見える。而して臺灣茶としても亦た爪哇茶の强敵たることは之を否むことが出來ない。聞く所に依れば、支那茶を初め臺灣茶も日本々國の茶も曾ては錫蘭茶・印度茶に大分苦しめられたのであるが、爪哇茶は今現に其の錫蘭・印度の茶を苦しめつゝあるのである。其の然る所以は錫蘭・印度の茶は非常に氣が強く、加之も茶葉は四時絶ゆることが無い。外國人の好む「氣が強く味の濃く而して色の極めて濃い」所は、即ち錫蘭・印度茶の具備する要素であつて、夫れは日本・臺灣・支那茶等の及ばざる所もある。元來學名から言へば印度茶は支那茶と同じ屬であるが、種に於ては違つて居る。然るに日本・臺灣・支那等の茶が錫蘭・印度茶を畏るゝと同じく、錫蘭•印度茶は又た甚だしく爪哇茶を畏れて居る。其の理由は爪哇は人口三千七百萬で勞働者に缺乏を感せぬか、反之、印度は勞力缺乏し隨つて賃銀も高く、爪哇との競爭は非常に其の苦しむ所である。是れ錫蘭•印度茶が爪哇茶を恐るゝこと虎の如くなる所以である、といふことである。之を要するに、世界産茶國の間には既に斯の如き競爭の條件があり、而して一米國の輸入表の上に於ても夫等の事實か歴然として看取せらるゝものとすれば、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

吾人は最早や本島茶業の上に於ても安閑として舊套を墨守して居る譯には行かぬ。況んや島内茶業上に改良を要する短所缺點の頗る多きものありとするに於ておや。今に於て決然之れが振興を劃し、内に於て斯業の改善を圖り、外に向つて貿易の伸張を策することは、蓋し刻下の喫緊事ではあるまいか。

三

扨て本島茶業界の現狀を觀察するに、其の改良を要すべき點一にして足らないのである。先づ之を茶の生產地に觀るに、殖產局調査大正八年の分に於て

	製茶戸數	茶園甲數	生產額
		甲	斤
舊臺北廳管内	一一、六九四	一四、二五七・九四	四、八八六、五九〇
舊宜蘭廳管内	一〇〇三	六七〇・六九	三〇八、三一八
舊桃園廳管内	六、三一一	二五、八三〇・〇八	一九、二六八、七四一
舊新竹廳管内	四、〇三五	六、一八九・四一	一、五九二、六一四
舊臺中廳管内	一八一	四一〇・三〇	一八六、四九五
舊南投廳管内	八四七	四〇一・三四	三一六、八九四
舊嘉義廳管内	一〇八	一一・七〇	二、七六三
舊阿緱廳管内	二	三・七五	四二
總計	二四、五八〇	四七、八〇五・一一	二六、五五九、七五五

即ち全島の總產額は約二千七百萬斤、茶園は四萬七千八百甲餘、製茶戸數は二萬四千五百八十家であるが、之を產額から觀れば、臺北、桃園、新竹は其の最も重要なるものである。然るに最近余が茶產地を觀察した所では、其の最も重要なる桃園・臺北・新竹の山地を初め、到る處茶園の荒廢は實に甚しく、肥料の如きは場處により五十年も施さゞる處があり、中には地力が全く失はれて茶の芽を出すの力も無く、雜草さへ生へぬやうな有樣で、茶園を樸耕せる者は地力の如何に關せず期間内に出來る丈けの收穫を貪り、自作者も亦た打算的に收穫を擧げて土地の荒廢を顧みず。斯くて自覺なき農民は到る處に掠奪耕耘の風を成し、山方一帶の茶產地は生產漸く減退し、甚しきは一甲僅かに二三百斤を產するに過ぎざる所もある。若し此の儘に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

等閑に看過せば其の收穫は漸次減退し、今後二三十年を出でずして本島の茶業は全然壞滅の悲運に陷るべく、今や正に一大危機に瀕して居るのである。而して之が救濟としては、具さに山地耕作の方法を敎へ、肥料を投じて地力を養はしむるを以て急務とするが、茶農をして施肥增收の自覺を得しむる爲には、先づ政府に於て適當なる模範製茶場を各產地に設置し、是に由り理想的茶業の範を示し、以て山方茶農の自覺を喚起するの方法を執らなければならぬ。是れ即ち第一次の救濟的手段であつて、其の方法順序の如きは之を行ふこと必ずしも難事であるまいけれども、翻つて茶農が從來の掠奪耕作の由來を察するに、それは畢竟彼等の經濟的打算に出でた所以であつて、其の之をして然らしめた原因は、即ち茶農の得る所の利益が極めて薄く、勢ひ肥料を投じて茶園を培ふの餘裕なきか、或は多少の餘裕ありとするも其の獲る所に比して得失相償はざるの打算に出づるか、孰れにしても山方農民の利益極めて少く、其の貧弱なる茶業の施設が直ちに田園の荒廢に顯はれて居ることに想到すれば、同時に又た產茶の取引改善の上にも考慮を加へ、以て茶農保護の方法を講ぜなくてはならぬ。

四

現今、本島製茶の山方茶農の手を離れて輸出せられる迄には、其の間實に幾多の仲介機關を經過するのであつて、之が爲に山方生產人は薄利を餘儀なくせられる一方には、取引機關の多きを加ふる每に、途中に於て茶の損傷又は故意の混合等によりて品質の劣惡を來し、之が爲に損失を招くことも決して尠くは無い。今其の仲介機關の種類を擧げると、山方生產人の外に山方茶販人なる者があり、更に茶販人と稱する仲買人があり、茶棧があり、再製茶館があり、輸出茶館がある。而して又た稍脚人・仲工人・經手人など稱する一種の仲買人があつて、上記諸機關の間に取引の補助交涉を爲して居る。勿論山方生產人は其の意思次第にては山方

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

茶販人の手を經ず直接に輸出茶館と交渉することも出來、又た或は茶販人に、或は茶棧に、或は再製茶館に直接交渉することも出來るが、普通は山方茶販人の手を經るを例とし、山方茶販人は又た前記の諸機關を經るを例とするが故に、是等仲介人の數の多ければ多き丈け、其等各機關の收むる利益の高は、即ち山方生產人の利得を尠なからしむる所以でなければならぬ。斯くて是等の仲介諸機關が各々其の利を求めて止まずんば、山方生產人は逐年陪々虐げられて、其の結果は茶園の荒廢を極度に陷らしむるに至るべく、茶園の荒廢はやがて茶の生產減となり、結局は本島茶業の自滅に歸し、仲介諸機關は勿論、輸出茶商も亦た其の運命を共にせねばならぬことゝなる。是に於て乎、之を未然に防ぐ爲には勢ひ是等の仲介諸機關を打して一丸となし、以て山方茶農に對する救濟を圖らなければならぬ。是れ即ち茶業改善に關する第二次の救濟的手段として余の希望する所のものである。

今や勞資協調は獨り工業に就てのみの問題では無い。時勢進運の趨く所、余は實に本島茶農の生產關係に於ても、亦た此の勞資協調を高唱せざるべからざる所以を、今現に痛切に感じつゝあるのである。而して之を行ふが爲に或は既得の利益を損し、或は失業者を出だす等の事がありとするも、之を產茶其のもの、根本問題に比較すれば、其の主客輕重は敢て多言を須たざる次第であらう。偶々本島に於ける茶の輸出商が多く外國人であるが爲に、或は之を排斥的に誤解するものがあるかも知れぬが、余の希望は即ち本島茶業の振興に在るのであるから、茶の輸出に就ては國籍の如何を問ふ所では無い。特に海外の事情に明かなる外國人に在りては、販路擴張の爲に大いに其の御盡力を俟たなければならぬことは、寧ろ當方より御願したい位であるのである。

五

尙は茶業の取引に就て、從前の仲介機關を整理する爲には、茶業市場の設置も必要となるであらう。又た輸出奬勵の爲には再製茶館の取締を要するであらう。製茶檢查所の新設、玆に販路擴張の手段も實行したいものである。卽ち烏龍茶及び包種茶に對し徹底的の檢査を行ひ、絕對に粗惡茶の混合を防いで、以て臺灣茶の聲價を海外に維持し、同時に販路擴張に就ては外國の新聞雜誌に廣告して大いに臺灣茶の宣傳に努むるは最も適當の方法であらうと思ふ。

斯くて一方には山方生產を奬勵し、他方には再製茶館の取締及び製茶檢查所の設置によりて茶の品質を保障し、同時に販路擴張を講じたならば、臺灣の茶業も今後大いに其の面目を一新するであらうと思ふ。由來本島の他の產業の進步發達に比して、茶業は兩三年前の盛時に於てすら比較的大なる進步ありし譯では無く、實は舊態依然たりと謂ひたいのである。然らば他の產業の程度同樣に之が振興を圖つて大いに世界的競爭を試むべきは、卽ち吾人の責任ではあるまいか。

曾てブレスラウ大學の敎授ヴォルフが國際經濟競爭の情勢を評して「今の世は日耳曼人の世界なり」と謂つたが、當時に在つては實に日耳曼人—就中英米獨の三大國が國際經濟競爭に覇權を握つて居たに違ひない。戰後獨逸は過大の賠償に苦しみ、國力復た大いに振はざるも然かも、英米二國は今將さに世界を縱斷せんとするの槪があつて、ヴォルフ敎授の謂ゆる「日耳曼人の世界」たる評言は、尙ほ此の二大國民をして獨り之を擅いまゝにせしめて居るのは、吾人の大いに學ぶべき所では無いか。然り而して一國經濟政策の要は、克く其の國情を究めて其の有利なるものを助長し、利導し、不利なるものを排除し矯正するに在る。余が曩に本島產業中に就て、其の優良なるものは之を助長し、其の保護すべきものは之を保護し、打ち切るべきは之を打ち切るを希望すと言明したるは、又た此の意に外ならないのである。況んや豫算緊縮の昨今に於ておや、勢

ひ此の方針を徹底せしむるの外は無いのである。今や余は本島產業中の優良事業にして、又た輸出品中の大宗たる茶に就て其の改善助長を策すべく余の希望を披瀝した。冀くは當業者一般の協調に依つて、斯業の振興を圖らんことを。獨り茶業のみと言はず、一般本島の產業に就ても大いに其の進展を策し、以て彼の國際經濟競爭に於ける日耳曼人の壘を摩せんことは、吾人の痛切に希望して已まざる所である。

思想問題の歸著點

衆議院議員　樋口秀雄

此の一篇は樋口代議士の本年七月二十一日總督府に於て講演せるものゝ筆記にして氏の校閲を經たるものなり（編者）

一

私は今回本島の視察に參りましたが、長官から何か話しをせよとの事でありました。併ながら今更私が玆で彼是と申すまでもなく、當臺灣總督府の諸君は何れも歐米各國へ度々御出張に相成り、從つて彼地に於ける最近の狀況、思想問題の如何等は、疾くに知悉せられて居るから、餘り諸君の御參考に成る樣な事はあるまいと思ひます。而し物は見方に依り、立場に依つて、又其の著眼する處に依つて異るものであります。從つて最近歐米各國を旅行視察せられた諸君と私の感想とは、立場に於て、著眼點に於て、將た又見方に依つて異る所があると思ひます。これ私がお希望に任せて玆に諸君に御話しを申上ぐる次第であります。

それで私は戰後の歐米を視察いたしました結果、今や世界の各國が皆深甚なる注意を拂つて居る思想問題に就て、暫らく諸君と共に考へ、如何なる所に歸著するかを觀やうとするのであります。御承知の通り、思

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

想問題は目下の重大問題でありまして、讀者間に論議せられて居ります。殊に最近に於ては「思想は惡化しつゝあり」と云ふので、當路者も深甚の注意を拂つて居るのであります。所が現在の思想は惡化して居ると云ふて居る相當な識見ある人に聞き質しても眞に要領を得るのは尠いのである。例へば危險思想とは如何なるものであるかと聞きます、「危險思想は則危險思想である」と云ふ。之ではまるで「猫は猫なり犬は犬なり、鳥は鳥なり」と同樣で、不得要領の甚しいものである。また分つたらしいことを云ふ人でも、分つた樣で實は分らぬ樣なものが多いのである。斯樣なナイーヴな返答は別と致しまして、相當理解ある氣な人でも、思想の惡化、思想の問題と云ふのは千差萬別であつて、到底豫め之は善い思想であるとか、之は惡い思想であると云ふ事は出來ない。常識で判斷するより外はないと云ふのである。而し實は是程分らぬ事はない。何れが危險思想だか分らぬから、具體的なものとして現はれてから判斷すると云に至ては、眞に恐れ入つて物が云へぬのであります。佛説に五百羅漢と云ふものがある。お隣りの支那の廣東邊には、其の名高いのが竝べてある。此の五百羅漢の面相を見ると、必ず此の内の一、二人は亡くなつた父母の顏に似た顏が見出さるゝ、即ちすべての人は此の五百羅漢のどれかに似て居ると云ふのである。或るフレノロヂストに依ると、人間の型(タイプ)は百十三に分れると云ふ事である。十億の人類と雖も、結局は百十三の類型に分るゝか、又は五百羅漢の五百に分類され得ると云ふのである。斯樣に物はすべてが千差萬別であつても、其間自ら共通の點がある。即ち人間の顏と同樣に、思想上の問題も、善惡兩方面から判斷するなど、之を幾つかに分ける事が出來るのである。個々の實際の場合でなくば善か惡か分らぬから、其を見た上で方法を定めると云ふのは丁度泥棒が刀を以て入るか、または出刄庖丁、ピストル、針金などの、何を持つて入るか豫め明かでないから、入つた後にそれに應ずる策を講ずると云ふと同樣で、謂ゆる賊を見て繩を綯ふの類である。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

然らば現代思想の中で、惡化されたとか又は危險なる思想とか云ふのは何であるか。之をやかましく云ふと仲々面倒であるが、私は元來思想は之を三方面に分つて考へる事が出來ると思ふのである。第一は純粹の思惟即ち哲學的考察に依る考へ方で、例へば唯心論や唯物的思想と云ふ樣なもの、第二は藝術的の思想であつて、第三は實生活に關する思想である。尤も最近の思想は三方面ともに實生活に近くなつて來て居る、昔は空想的に考へた思想が多かつたが今は空想を離れて世相の實地に近づいて來た。例へばレアリズムであるとかナチユラリズムであるとか、或は「知識は豫見せんが爲なり」とか「生の爲めの藝術」とか云ふ考へ方、之が最近の潮流である。最近物質文明が進んで來て以來、唯心論がくづれ、唯物論が起り一時唯物史觀なるものが全盛を極むるに到つた、第三類の實生活に關する思想の中で、最も注目すべきものは善き意味のソシアリズムの思想であると思ひます。即社會本位の思想であります。此思想は個人本位の思想に對する、多數人の共同生活を基礎とする處のソシアリズムである。最も興味あるのは是等思想の中で純粹の哲學的思想や、藝術的思想の方面でありますが、今日は專ら實生活に關する事に就てのみ申上げたいと思ひます。此の實生活に關する思想の中には、自然主義的觀念や、唯物論的觀念と共に、平等と自由と云ふ觀念が著しい相を爲して居る。之が最近思想界の基調である。先きに申上げました通り、思想には千差萬別あるが、之を大體の傾向からさほど多種多樣ではないと云ふ事は此一事でも明かであると思ひます。

二

最近の思想界の傾向と致しまして、何れの方面をも一貫して、强いトーンを與へるものは、「實生活に適切なれ」と云ふ事であります。例へば藝術界に於ける自然主義の思想に於ても、世の中の相其儘、換言すれば現實の世相即ち實生活と密接せんとする主義思想が盛んとなつたのであります。而して此の自然主義に於け

る寫實思想の起りは、ゾラの寫實主義である。個人の行動に就ても、そのありの儘の姿を描かんとする。即ち寫眞術と同じである。さりながら如何に精密な描寫をしても、天然や人事を寫眞同樣に描き寫す事は出來ないが、而し始めの要求はそれであつたのである。

此近代社會が生める思想界の傾向も、哲學、藝術、實生活の三者に亘りて、一の原因がある。御承知の通り近代の生活は、古代の生活とは著しく變化して居ります。例へば、ニユーヨークの町で、あの繁華なウォール・ストリートに行くと、街上を行くにも必死の覺悟が要るのである。何故かと云ふに、自働車は何萬臺となく絡繹として通る、ぐず／＼すれば跳ね飛ばさるゝか轢かるゝか分らぬ。それで必ず一定時に、合圖を待つて道路を横ぎらねばならぬ。殊に周圍は電車あり馬車あり電信、電話あり、一として刺激の種ならざるはなしである。氣の小さいものは此刺激に驚きて卒倒もし兼ねまじい狀態である。ニユーヨーク市のビズネスタウン等に長く居住して居ると、神經衰弱の病人に成るものが多い。而して之は豈啻にニユーヨークのみならんやで、近代都會生活者の誰もが多少此の神經衰弱症にかゝつて居る。醫者が見て神經衰弱に罹つて居ると迄は行かなくとも、我々の感じ觸るゝ所のものは餘りに刺激が強く且つ喧騷なるが爲めに、此病に犯されかゝつて居るのである。佛蘭西の或學者は近代人は、都會病に罹れりと云つて居ます。兎に角に多忙で、刺激の多いために、此病に罹つて居る。それで現在人の心理に就て見るならば、群集心理が最も勢力を得る時代である。多數人が集つて特に感情が昂ぶると、個人としては平生は思ひも掛けない事をやるに到るのである。之れ群集心理に支配さるゝのである。何處でも彌次馬と云ふものがある、此の彌次馬のする事を見ると、眞に突發的で、思ひ掛けぬ事がある。我帝國の衆議院でも時に實に馬鹿化た彌次的行動の行はるゝのは苦々しい事の限りである。而し之に對して一、二人の人が反對しても、到底駄目である。大廈の覆らんとす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るや一木のよく支ふる處にあらずである。そして此の彌次的の行動をする人の中には、日頃非常に溫和しい眞面目な人もある。彌次の常連で札付のもの、所謂常習犯とも云ふべき人がありますが、此の常習犯人には多數の人は寧ろ雷同せぬが、日頃餘りものも云はぬ、溫和しい人が、何かの動機で彌次り出すと、翕然として多數が雷同附加する。之は議院內の一例であるが、之を實際の世間の問題、特に實生活の思想に移すと、彌次は多少危險性を帶て來るのであります。今述べた所を略して申しますと、近代生活の刺激から來る神經衰弱の症候、是に伴ふ群集心理的傾向が基調を爲して居りまして、實生活に適切なれとの要求から、現實主義、自然主義、唯物主義が大體の思想の根柢を爲す上に、生活上の問題に就ては自由の觀念と平等の觀念との根本的矛盾葛藤が激しくなつて社會組織の根柢を脅威する危險を演出するのであります。

三

私は先般米國を始めとして歐洲の主要各地を廻つて、此の思想問題に就て研究して見度と思ひましたが、仲々種々な故障が出來て、思ひ通りの研究が出來ぬ，それに時恰かも歐米の大學などでは暑中休暇であつた爲めに、自分の逢はふと思つた人にも逢へなかつた狀態でありました。而し此間にあつても、多少思想界の有名な人々の意見を叩いて見ました。元來一般の人が歐米旅行などを致して材料を集め、先方の斯界著名な人々の書物や何かを持つて歸るのを見ると、ま、如何はしい材料が多い日本に名前の賣れて居る學者の書物などを集めて歸り、之が斯界のオーソリチーと思つて、意見も聞き材料も得度いと努めるが、之は時勢の推移を知らぬ人のする事である。日本で深護謨の靴を買つて、之を穿いてあつちに行くと、黑人の靴磨きなどにさへ、五十年前の流行だと笑はれて、甚しい物笑ひの種子となる、之と同じである。

歐米でも現今社會に勢力のあるのは、從前のオーソリチー以外である。英國に於てさへ、一般の人心を支

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

配するものは、講堂に於ける道學者の講義にあらず、オーソリチーの專問學者でないのである。却つてラッセルやウエルス等の説が、一般民衆の思想界を支配して居る。即歐米を通じて一般の民心を支配して居るのは、所謂學究者以外にあるのである。それで私は始めから、同じ本を買ふにも有名な學者だけの本を買つても駄目と思ひまして、主として操觚者流及專門の新進の人の著書を買ひ求めて歸り、彼地でも此等の人に逢つて意見を叩いたのであります。さて歐米各地を廻つて見ると、實生活上に大變動を來して居る。各國を通じて改造の聲が高い。尤も我國でも、改造の聲は相當高く叫ばれて、「改造」と云ふ雜誌も出來て居る程であるが、日本の新人連中に、日本は如何なる點を改造するかと聞くと答は無い。あつても纒まつた事を云ふ人がないのである。

元來米國は世界を通じて改造の聲の大なる割に、其の實際の改造は寧ろ遲れて居りはせぬかと思ふ。十九世紀末の思想界の波瀾を極めた後に、英、獨、佛には所謂黎明期の思想が起つたのである。そして此新思想が改造問題の根柢に横はつて居る。改造問題の中第一は生活の安定の爲めの改善である。國民思想を安定さするのには、生活の安定を爲さしめねばならぬ。之が第一の改造である。第二は經濟組織の根本的改革である。今や或ものは現代社會の經濟組織の弊害を見て反抗的に資本主義の社會組織を根本的に覆さんとするものの迄も現はれて居る狀態である。富者益々富み、貧者益々貧ならんとする現代資本組織の根本的改造は方に改造の第二眼目である。

英國の批評家は、政治の民衆と云ふ事を言ひます。一般國民の生活即政治、政治即生活と云ふ樣に、少數者の寡頭的の祕密政治を止めて、民國と共に政治をやると云ふ事が政治の本義であると唱ふるものが多い。之が改造の第三眼目である。而し此の三つのみでは龍を畫いて眼を點せざると同じである。然らば如何にし

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て眼を點ぜんかと云ふに、國民敎育の充實と、敎育方法の改造とである。

四

何故に以上四つの改造問題が、戰後に强く感ぜらるゝに至つたかと云へば、大戰の悲慘なる事實が、各國民をして辛辣に從來の缺陷を體驗せしめた爲めである。

ミユラーは「理論は直ちに民心を形作る能はず」と云ひました。私も或點まで其通りと思ひます。彼の天賦人權の思想の如きは十八世紀末の佛國哲學者の中に起つたが、遲れて十九世紀に入つて漸く民心となり、之を實現せんとする努力が、階級鬪爭となつて現はれたのであります。國民生活の安定を與へねばならぬ事は、歐洲大戰に依つて實地に苦い經驗を嘗めて悟つたのである。戰爭の勝敗を決するものは軍隊のみではない、兵器の精巧のみではない、軍隊が後顧の患なき樣に國民擧つて戰はねばならぬ。卽擧國の戰時動員をして努力するの必要があるのである。佛、獨は勿論、交戰の各國はあらゆる壯丁を戰爭に運んで、國內に於ける生產能力は著しく減退した。國內のみの生產では到底足らず、輸入に仰いでも足らないから、婦人迄も引つぱり出してあらゆる男子の職業を行はしめたのであります。之がウエルスの所謂「全國民の戰時的動員」である。そこで全國民の全動員をするには、第一後顧の患なからしむる事であります。出征兵士をして後顧なからしむると云ふ事は、非常に必要な事で、若し後を顧み、家庭のことを思つて懸念に堪へないとなると、著しく出征兵士の士氣を狙喪するのである。之は今更贅言の要もない明白な事であるが、今度の大戰に於て特に此事を痛感したので、先づ生活の安定を爲す事が刻下の急務であると云ふ事を各國が經驗した次第であります。それで戰時中主要食糧は國家管理の下に置いて價格の最高限度を法律で定めて、國民生活を安定せしめ、或國では住宅迄も國家の管理と爲し、目下尙は引續いて行つて居るのであります。住宅の國家管理の

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

爲めに、一番恐慌を來したのは伯林の華族である。大なる邸宅も一定の制限による室數以外は、之を他に貸し與へねばならぬ樣になつた。それで近頃日本の留學生に室を貸す事が流行る。と云ふのは外國人の金は出來る限り絞り取れ、自國の金は出すなと云ふ事を極めてゐるからである。自國人には肉、砂糖其他の食糧品の量を何程以上はやらぬときめてあるが、外國人には勝手である。幾らでも求めるまゝに賣つていゝのである。伯林では日本の留學生に室を貸して居るから、日本の留學生は十四五圓で三、四室を占有して居る。伯林では大學敎授が七十圓足らずの俸給をとつて居るのに、日本の留學生は月二百五十圓も貰つて居るから、贅澤の爲めに勉強が留守に成る。そこで私は文部當局に向つて、獨逸の留學生に、英佛留學同樣に留學資金をやるのは間違つて居る。其の一部を保管したらば如何と云つた事もあります。要するに獨逸に於ては、戰後に於ても殊に生活の安定と云ふ事に力を注いで居ります。之は米國も然りでありまして、生活の安定には努力を拂ひ、盛んに研究して居ます。

五

經濟組織の根本的改革と云ふ事の起りましたのは、階級鬪爭、卽プロレタリア對ブルジョア、勞働者對資本家の爭が戰後に於て激しくなつて以來、生産上の能率が減じて來たので、それで之を根本的に改めねばならぬと云ふ事になつたのでありますが、之れは此度の大戰爭に依つて著しく勞資對抗の度を高めた爲に改革の必要を愈々痛切に感ずる樣になつたのであります。

第三の政治の民衆化も、大戰と共に著しく其の必要を叫ばれる樣になつたのでありまして、彼の米國大統領ウィルソンの戰時中に取つた態度は專制君主的の態度でありました。他國でも同樣でありますが戰時の掛引をする時には、一々議會などの招集は出來ぬから、豫め國民一般の依賴と承諾とを得て、國民からの無條

件で白紙の委任狀を持たねば仕事が出來ぬ。斯の如きは據らしむべし、知らしむ可からずでは出來ぬ。知らしめて、會得せしめて後始めて、行はれるので、即祕密を一擲して國民的政治をやる事に依て、白紙の委任狀を有することが出來て、然る後其の行動が自由である。

私はストックホルムの萬國議員會に出席した時面白い事件を見ました。即ち米國議員十一人中三人が政府と反對黨の議員でありました。それで國際聯盟との關係を議して居る際に此反對黨の人々が尋ねて來て共和黨が國際聯盟を批準せぬ結果、此議決に聯盟の語を用ゐられては困ると主張する、我等反對黨はかまはぬ樣なもの、多數國民を代表して來た今の場合には、些か困るから國際聯盟と云ふ言葉をとつてもらひ度い。と云つて來た。リーグ、オブ、ネーションでなく、アソシエションをやらうと云ふのが共和黨の政策である。此の發議には彼等の苦境を察して、日本も英國も贊成して米國議員の面目が立つたのであります。此と同樣に國民が自ら選擧せる以上は、その代表者たる議員が國民の意志に背いた議決をしても、間接代表權が存續する限りは、一度出したら、どうしても取り消す事が出來ぬ。民主政治も時に專制が必要である。又民主政治も專制と同樣の政治が出來る。究竟する處、立憲國に於ては多數の贊同を得た手續さへ出來て居れば、何事でも爲し得るのである。獨逸の社會民主黨はマルクスの書いた資本論を聖典として共産黨宣言を奉じて居るに拘らず、黨内に在ては各人とも絕對の服從を强制して居る。社會民主黨ばかりでない、泥棒の社會(仲間)にも規律がある。兒分にして親分の命に背けば殺される。政黨に於ても其の黨と云ふ一サークル内には、命令服從の關係があつて、之を無視する事は出來ない。換言すれば命令と服從即ち秩序あるものは、總ての共同生活(社會)の必要條件である。然るに近代人は、特に戰後の思想に在ては、動もすれば此の條件を忘れ、若しくは無視する傾向があります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六

戰後の各國は玆に於てか前述三つの改造の外に、國民教育の改造の必要を感ずるに至つたのである。フイツシャー氏などの説では、今度の歐洲大戰中、教育家の立場として特に注目すべきものは瓦解せる二大强國であつて、國民教育上大なる教訓を與へた。彼の露西亞のレーニンの實際のやり方を見ると、全く想像の外であるレーニンは貴族政治を破壞して、社會民主の政治形式を執らんが爲に、從來の貴族政治の實權を握れるものを、全然足下に蹴落した。そして民主的の政治を行ふと云ふ形式の下に政治の實權を握つたのであるが、實際其衝に當つて見ると、上下は全く相離れて、風馬牛相關せず焉である。殊に農民の生產物を掠奪同樣に徵發した。農民の食糧以外の生產物は、之を取り上げて仕舞つた。それで農民も亦之に對しては自分丈けの食糧しか作らない。一郡一村に於て需要さるゝ食糧以外は皆之れをとり上げられるからである。即ち勞農政府の亂暴は政治に對して反抗的申合せをしたのである。御承知の通り昨年露西亞には非常な饑饉がありましたが、此饑饉も農民の不作同盟と云ふ人工的饑饉が五分通りは交つて居ます。

然るに一方翻つて獨逸はどうでありますか。露國と獨逸とを比較すると、實に天淵月鼈の差があるのであります。獨逸は米國の樣に勞働者對資本家の衝突は激しく且つ惡性ではない。英國や佛國の工場に行つて見ると、非常に寂れて居るのを實見するのである。マンチエスターでもリバープールでも其の工場と云ふ工場全部は、何れも、半日宛機械を運轉して居るか、又は隔日運轉である。佛蘭西の大工業地リオン附近に行つて見ても、工業の不振は慘憺たる有樣であります。然るに足一度獨領に入ると、全く面目を異にして居る。

第一田圃は靑々として各種の農作物が繁茂して居る。又工場に行つて見ると、全能力を發揮して機械は運轉して居る。殊に其の勞働時間の如き、英國や佛國は八時間制であるが、獨逸は朝暗い内から午後遲くまで

勞働して居る。工場と云ふ工場は悉く、盛んに黑烟を揚げて働いて居る。獨逸の工場も數箇所見たが、シーメンス、シユツケルト會社の如きは、歐洲大戰當時迄は兵器の製造を專ら行つてゐたけれども戰後に於ては、ロコモチーブなどの平和的製作をやつて居ります。そして其の勞働者も戰後却つて一萬人以上を殖やして鋭意製造に當つて居ります。而して其の勞働時間の如きも午前六時から、午後八時迄の、十四時間勞働であります。私はストツクホルムで知り合ひになつた獨逸議員の紹介で、社會黨の或る領袖に逢つたとき質問しました、カール、マルクスの生れた國、社會主義や八時間勞働の本元である獨逸國に於て、八時間どころか、十四時間勞働をやつて、しかも勞働者の不平を曰はぬのはどうした譯であるかと尋ねた。然るに其人は笑つて、その語は私が説明するよりも、寧ろ勞働者達に聞いてくれ、と云つた、それで私は同氏と共に勞働者の頭株連中に向つて此事を聞いて見ました。ところが、勞働者の言ふ所は大體かう云ふ意味であつた。よく八時間勞働、八時間勞働と世間では言ふ。勿論八時間勞働は我々の主義である、理想である。そして此の八時間勞働と云ふ事は今尙理想として、決して我々は捨て、居ない。併し十四時間働いて十四時間丈けの賃銀を出す資本家があつたら働いてもいゝではないか。若し十四時間働いても、八時間働いたと同じ様な勞賃しか、出さぬやうな資本家に對してはストライキをやる。然らば何故十四時間働くかと云ふに、八時間勞働は平時の場合の理想である。今や我國は非常の場合である。ドイツチエ、ナチオンが再び起るか否かの、死活の大問題である。所謂國歩艱難の場合である。故に我々ドイツチエ、ナチオンは、國産を盛にして、瀕死の境から蘇生せんが爲め、國を救ふの赤心から敢て十四時間勞働に當つて居るのである。かく彼等は考へて居る。獨逸の偉い處、獨逸國民の無智な露國民と異る處は眞に玆にあると思ひます。而して獨逸國民の虹の如き考を持つ所以は抑も何處にありますか。卽ち國民的敎育の徹底して居た爲であります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七

戰前の獨逸は軍國主義であつたから惡いが、而し前の樣な報國の念、國家興隆の爲めにはあらゆる手段を悉して働くと云ふ氣魄に充ち〳〵て居るのであります。故に前述諸國と其覺悟が違ふ。私は茲が最も貴い敎訓ではないかと思ひます。英佛の政治家の如き此活ける敎訓を見て戰後一層國民敎育に力を致したやうになつた。例へば英國は千九百二十一年度の豫算編成の時に、歳出入豫算百二十七億の內九十億は、內外國債の償還に充て、殘る三十七八億を政費とし、此の三十七八億の中、六億八千萬圓、卽約一割七分以上を敎育費に充てたのである。殊に此の六億八千萬圓の內四億三千萬圓ばかりは義務敎育費に使つて居るのであります。然るに日本はどうであるか、十五億の豫算中敎育に充てられたる費用は僅かに其の二分、三千三百萬圓內外に過ぎない狀態である。

英國は御承知の通り、世界第一の海軍國であります、(二國標準の海軍を持つて居りました。)而して英國では此大海軍の總豫算額の六割を敎育費に充て、陸軍費に比ぶれば其の八割が義務敎育費であります。又佛蘭西も國民敎育の發展には多大の努力を盡して居ります。大體算當をすれば、國民敎育費に對して英國は八割佛國は七割、獨逸は六割半位を、苦しい戰後財政の中から國家が負擔して居るのである。

中央集權を嫌ふ風のある米國ですら、近時各州の敎育部に對して、中央政府から、多大の補助を爲して、敎育の刷新を圖つて居ります。私は此の敎育の改造は前述戰後改造の四大眼目中の主腦であると思ひます。而して思想問題は前述の一、二、四の三問題が主なるものであると思ひます。

第一の生活の安定に就ては昔から議論があります。キリストは「人はパンのみにて生くるものにあらず」と云ひました。又孔子は衣食足つて禮節を知ると申しました。又精神的欲求に重きを置いて、衣食の問題を第

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二第三に輕視した人もあります。殊に宗教家は安身立命の境地は食以上に必要である事を說いてゐます。而し私は茲にキリスト以上の警句を知つてゐます。それは、人はパン無くして生くるものにあらずと云ふ事であります。尤も傳說に依ると昔は霞を食ひ、水を飲んで何百歳までも生きた仙人と云ふものがありました。又目下東京でも砂利を食ひ、瓦斯を食ふ人非人がありますが、之は一寸別問題である。尤も心が先きか、物質が先きかと云ふ事は六ケ敷い問題である。或は唯物論となり、唯心論となるのでありますが、而し要するに人はパン無くしては生きられないのである。畢竟之は第一の問題である。實生活が基本で、然る後他の欲求が起つて來る。十九世紀の中頃から唯物史觀、自然主義全能の時代が現はれ、從來の宗教的理想主義的の思想との衝突混亂が其後に起り、世紀末の思想となり、久しく懷疑の暗雲に鎖されて居たが其後新たなる理想主義が起つて來て所謂黎明期となつた、ゼームス、ベルグソン、オイケン等が新理想主義の代表である。十九世紀の初めに此等の思想が起つて、唯物主義は行き詰り、新らしき理想が起つた。その矢先きに、大戰爭が起つて理想主義の光が蔽はれたので、戰後は物質主義と理想主義の何れが盛んになるかの問題に就て、批評界の議論は二つに分れて、米國の評家の如きは、新唯心論は潰れて再びもとの物質主義に逆戻りをするとの議論が多かつた樣であります。

八

英佛は戰時中あらゆる方面に其の進行發達を阻害されましたが、物質上の方面に互ひに相競爭して居ては、遂に悲慘なるキヤタストローフを持ち來しはせぬかと懸念したものが多かつた。斯くて英佛の思想界には新理想主義が再び表はれ、自然主義、主知主義、現實主義に反抗して、精神生活の世界、即超感覺的、超個人的、普遍的必然的價値の世界を實現せんとする傾向努力が生じたのでありますが、之は哲學上の問題に亘る

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事でありますから、玆にはお預りする事と致します。

藝術上の方面に於ても、世紀末の思想はフユーチユリズムとなりて現はれ、單に造形美術のみならず、廣く文學音樂等一般の藝術に迄及びて、一切の傳說と信仰と形式とに反抗して、舊形式舊觀念を打破するに努めたが、その行詰るに及んで新形式新觀念を求むるに急となつて、神秘派の藝術も出た。其一面を極端に示すのはフユーチユリストの畫などが卽ち之である。元來フユーチユリズムなるものは、二九〇九年イタリヤの詩人、マリネッチ氏に依りて創唱されたもので專ら現在及來らんとする未來に望を囑したのでありますが、年々發表された此派の狂暴破壞的の宣言はいたく文藝界に驚異の觀を與へたものであります。此派の根本主張とする處は近世科學殊に機械工業方面の著しく發展し、又近世の革命的政治社會運動や激動生活を謳歌し、是等と同様のリズムを以て、藝術的創作の中心と爲さんとするのでありますから、彼等はあらゆる動亂を愛し、疾走、衝突、狂奔、激亂、狂熱を現はす大工場、汽車、自働車、飛行機、爭鬪、革命、戰爭、無政府主義を愛して、沈靜なる狀態を極度に惡み嫌ふのであります。從つてアクドイ、濃い色を見て始めて快感を生ずる様な風に成つたのであります。此等は私共から見れば一種の不具者であります。然るに今や、藝術家は直接に感じた、個人印象を其儘作品に表顯せんとする印象主義に變つたのであります。又小說の方面は、感官的、具體的の記號と象徵に依つて、精神的不可言的の深い意義を指示せんとするシンボリズムに變るに到つたのであります。その詳細の筋道も玆で御話し申上ぐる事はお預けに致します。

第三の實生活の方面での新理想主義は、如何なる方面を指すかと云ふと。忘れられた社會の根本原則卽ち秩序を新形式の下に自覺し、超物質的、超個人的、普遍的、必然的價値の世界を實現せんとするのであります。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九

由來共産主義の思想は古代から存在し、且實行されたもので、古代ヘブライの革命に其の萠芽ありと云はれます。又クリート島に於ては、古代に於て共産社會が組織された事があり、スパルタのリクールゴスの社會改革は之に學んだと云はれて居る。このリクールゴスの社會革命は有名な事實であります。其他ローマ以降地方自治制の一としてコンムユーンの組織があり、歐洲中世の封建時代には各國に行はれ、佛蘭西に於て最も發達した、近世に至りてはカベーが北米合衆國に此の主義を實行したのを始めとし、一八一八年にジョン、ハンプレー、ノイエスに依りて北米コンネチカット州オーナイダ河畔にオーナイダコンミユニチーが建設され、土地生産の共有から、妻女の共産主義迄も實行した事があるが、何れも失敗に終つたのであります。

斯くて近世に到つて社會主義に成つたのであります。而して共産主義及社會主義は如何なる點まで個人の自由を認めるか、共産主義は所謂自然法に從ひ、あらゆる方面に於ける絶對の平等を主張する。近世社會主義に於ても平等を要求するが、それは主として産業上に於ける勞働の報酬や生活の爲めの權利に於ける平等で、必ずしも絶對の平等ではない。又生産資本の公有を要求するも、必ずしも一切の私有財産を禁止せん事を主張しない。共産主義は生産に依つて生じた富の分配に關し、全然平等主義をとるも、社會主義は各人の勞働の割合に從ふ可き事を認める。又共産主義者は私有財産の沒收を主張したが、近世社會主義のマルクス派は、相續權を認め、唯最高度の累進的に依つて課税すべき事を主張する。前者は絶對平等であつて、後者は多少差別的である。一は共有で他は公有である。

今一定の長さの線で、四角形を書くとする。さうすると正方形も出來、長方形も出來、其他不正な色々な四邊形が出來るが、此の四邊形の内で、何の四邊形が一番面積が大であるかと云ふに、不正四邊形や長方形

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は面積が少い。正方形が一番多い。即ち自由の高さと平等の廣さとが最も適度を得たところに人類の幸福が宿る。之は比喩であるが、人類には秩序—命令及服從が必要である。一個人が增長すると他人が迷惑を感ずるのである。共產主義、社會主義に正に反對する主義は個人主義である。個人主義は、人類は其自然狀態に於て平等である。神は人類に對して平等に權利を附與した、從つて各個人は、自由に自己の能力を發揮すべき權利がある。人世の目的は幸福を得る事で、その目的の爲に、社會は組織され、一切の社會制度は皆之が爲に存在する、そして社會は、各個人の契約に依つて作られ、法律も、道德も、個人の幸福と安寧を目的とする、されば世に實在するものは唯個人的意志あるのみで、社會的意志等はない。從つて社會的權威を以て個人を壓迫し强制するが如きは、自然に反するものである。されば社會的權威は唯個人の平等及自由の權利と一致して始めて是認さるべきものであると個人主義は主張します。此の個人主義の主なるものは彼のニイチエの萬人の超人主義である。ニイチエに依れば進化は大なる事實であつて、生存競爭に於ける適者の殘存である。進化の法則は殘酷な自己主義で、强者には勝利と得物があり、弱者には苦痛と悲哀がある。利己的競爭は自然の狀態であるから、若し自己が他より優らんとするには、先づ他人を抑壓しなければならぬ。之れ暴虐殘忍の樣なれども、吾人の最も尊重する進化は正しく之れに依つて來ると云ふのである。要するに謙遜卑下の道德、服從の道德、憐愍同情の道德は、弱者が强者の活動に制限を加へ、自己の虛弱を保護せんとする詭計である。されば此の進步の眞理を體得した眞人は、此の束縛を徹廢しなければ止まぬ。之がニイチエの所謂超人である。而し斯うなると平等がなくなる。多數の群衆は超人の計畫の材料となる。文明は一般民衆の爲に存しないで、少數の最優者の爲めに存在することゝなるのである。此の思想が一時勢力を得て、社會は愈々險惡ならんと致しました。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

此のニイチエの思想を、國としての獨逸が學んだ。獨逸の皇帝は幼年の頃に、ニイチエの個人道德に關する意見に深く傾倒したと云ふ事であります。斯くてニイチエの個人主義と云ひますか、超人主義と云ひますか、とに角自己のためには萬人は道具であり犧牲であると云ふ觀念を、國家に實現しやうとした。之がカイゼルの目的であつた。

一〇

斯くて個人主義は經濟界にも現はれ、國家若くは社會の干渉を最少限度に制限して、自由競爭、自由放任主義を鼓吹するアダム、スミス及リカールドー一派の個人主義經濟學者が現はるゝに至つた。而して經濟界に於ける個人主義放任主義の結果は富めるものは益々富み、貧しきものは益々貧しくなると云ふ傾向を帶び、遂に無產者對資產家即ち勞働者對資本家の爭ひと成るのであります。悲慘の境遇に沈淪せる勞働者は、我に自由と平等とを與へよと叫び出す。自由競爭のまゝに放任すると富める資本家と貧しき勞働者の二階級を生ずるので、爰に階級戰爭は惹起されるのであります。

勞働者は此場合權利を有せず、資產を持たないから、何でも求める。彼のカール、マルクスが、有名な資本論に於て、「鄕等は失ふべき何物をも有せず、取るべき總てを有す」と勞働者に宣言したのはその通りである。何にもないからして何でも欲しいのである。此のマルクスの言葉はよく勞働者の運動に使用される言葉である。それで一九〇五年にはインダストリアル、ウオーカース、オブ、ゼ、ヲールド(I、W、W)が具體的に生れ、絕對に平和的方法を排斥し、革命的直接的行動をとり、資本家階級と勞働者階級とが根本に於て絕對に相違し、資本家階級は人生のすべての良きものを占有して居る、それで腕力を以て之を倒すのであると力說して居る。斯くの如く自由放任主義から危險な思想が生れたのである。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

近時實生活上に於ける危險思想では無政府共産主義の思想が其の最たるものであるが、一般社會の絕對平等、生産機關の絕對共有主義等は、到底行はれ得べきものではない。又たとひ行はれても絕對の平等と云ふ樣な事は實現し得られぬ。殊に共産主義等が現在社會の破壞を即時に斷行せんとする事は、謬りに陷つたものである。現に露西亞のレーニンは自由平等の理想社會を實現せんとして、無政府共産主義を執つたが、今や有名無實の有樣となつて居る事は、諸君の知らる通りである。レーニン一派は便宜上此の主義を利用したのであつて、ラッセルが彼地に行つてレーニンに尋ねると、「自分も共産主義や、無政府主義は理想ではないが、多數國民の復讐の道は之れ以外にないから實行したのだ」と云つたとの事である。即貴族政治專制政治に對する復讐として、無政府共産主義を行つたのである、それで資本家の富は之を沒收し、生産機關は共有として、分配を公平ならしめんとしたのであるが、其の結果は小數の人々の生活こそ安定したかは知らぬけれども、多數の農民は前よりも却つて尙ひどい目に逢つた。如何にせば平等が實現さるゝかに就ては、議論があります。又實現出來ぬと云ふ事に就ては、第一「絕對に人民の生活を保證する、そして互に國の爲に働け」と云ふ點である。理論的民主共産社會の建設を目的として、博愛平等の共産社會を實現せんがため、カベーが北米合衆國植民地を經營した所謂共産村の如きは、遊ぶも働くも飯が食へる、自分の好きな仕事丈けしかやらぬ、眞とに結構だが、苦を避けて樂をする事を好むは、萬人の等しく望む處である。自分丈け自ら進んで危險な苦しい仕事に當ると云ふ事は、君子は知らぬが常人の行ひ得ざる處である。之を無視して唯完全なる生活保證をしては、到底産業の發達は望まれない。それでカベーの村も遂に失敗に終つた。レーニンのやつたのを見るに、ソビエットの理想は地上のものにあらず、實際のものでないと云ふ事が自覺されたから近來は次第に專制に成つて、諸般の制度もその主張に裏切つて、舊に還りつゝあるのである。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一

米國の勞働界の狀況は、英佛とは非常に異り、危險の狀態である。米國は今や資本全盛の世の中である。私は先般米國を視察するに當りまして、ニユーヨーク市の歡迎を受けたのであります。元來ニユーヨークでは、市内を走る自働車の速力は、十六哩以内に制限されてありますが、我々の自働車は三十哩もかけて居る。其の一番先きにはニユーヨークの警務部長が乘り、二臺目にも又市の當局者が乘り、恰かも下に居れ〳〵と云ふ風である。普通ならば速力の過大の爲めに處罰されねばならぬが、決してそんな事はない。一般の自働車は避ける。我々一行の自働車は無人の境を行くが如く、全速力を以て走るのである。それで極めて短時間の中にニユーヨークの全市街を見物する事が出來た。何故に警察當局や一般民衆は此の規則違反に對して沈默して居るかと云ふと、我々は商業會議所の役員連中の案内である。ニユーヨークの警察は商業會議所から多大の經費を貢がれて居る。それで商業會議所のやる事ならば大概な無理が徹るのである。若し東京邊りで、こんな事をやつたら、早速官權横暴等と唱へて石を投げるものもあらう。併しニユーヨークでは夫れをやらぬ。州知事の命令よりは商業會議所の命令が警察には勢力があるからである。之は全く日本と米國の國情の異る處である。

米國ではゴムパースの率ゆるアメリカ勞働組合は非常な勢である。そして勝手な註文を出して資本家を逆襲して居る。之に對するものはI・W・Wで産業的組合主義の下に組織さる丶ものである。此一團は特に極端な直接行動派である。要するに米國は兩階級の反目對抗が險惡な狀態を呈して、互に勝手な熱を吐いてゐる。

二

英國が反米勢熱を起して居る事は御承知の通りでありますが、佛蘭西も亦米國を嫌つて居る。然し表て向

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

きに嫌つて居る事を現はすと、償金を返せよと云ふから云はぬ。伊太利も其の通りである。兎に角米國は今や世界の各國からの憎まれものである。此の憎まれもの、米國の勢力が何時迄續くか、勿論實力は世界一である。恐米論者などは、此の一、二世紀の間世界を支配するのは米國であると云つて居る。而し乍ら日本が米國から嫌はれると將來は悲觀せねばならぬなど云ふ人があるが、そこには一考の餘地がある。成程米國は偉い、金もあり、實力もある。それに物質があり餘つて、偉大なるは事實である、而し、金があり、物質があつて强い國が、世界の覇權をいつまでも握るものならば、ペルシャに希臘が敗ける筈はなかつた。カルタゴが羅馬に破られる譯もなかつた。此等の例を敢て擬する譯ではないか、兎に角米國は世國の反感を招いて居る。外交上から見ると孤立の地位に陷らんとしつゝある。内に於ても勞働者對資本家の爭鬪が最も激しい。其のやり口がラヂカルで眞に激しい。之が内部の疾患の第一である。次は黑白人の反目の甚しい事である。ロッスが之に就て書いて居るが、シカゴでは、黑人は半數の投票權を占めて居る。將來白、黑人の戰爭となるのは明らかなる事で、人種戰爭も米國獅子身中の蟲である。此の如き内部の疾患があつては、到底世界一等の優越者たる事は出來まいと思ふ。

現代社會に於ては、優者や富者は權力を擅にして劣者無產者に臨んで居る。此の缺陷を救はんが爲めには人心を根抵から改造し社會性を奮起させねばならぬ。或は國家の力に依らなければならぬとか、或は一切社會の財產の共有を認めよとか、又は分配を平等にせよとか云つて、甚しきは現代の社會を呪ひ、現在の社會國家の破壞を論ずるものがある。而し世の中には馬鹿も居れば悧巧なものも居る、天才もあれば白痴も居る。人は平等の能率を與へられて居らぬ。故に此等種々雜多な人が、同樣に社會に貢献せりとは云はれぬ。一樣に平等に生活の絕對保證を與へては、到底人間の文化發達は出來ぬ。困難な職業に從事するものは、然らざ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るものに比して報酬の多かるべきは理の當然である。如何なる程度に於て平等と自由を與へるかゞ問題である。

新理想主義を説く人は、前にも述べました樣に、自然主義、主知主義、現實主義に反抗して、精神生活の世界、新なる理想卽ち超個人的、普遍的、必然的價値の世界を實現せんとするのであります。此の精神生活の實現は人格の自由な活動の產物である。歷史の舞臺に於てのみ可能である。卽社會人の自覺である。人間の社會生存の目的は、人のパーソナリチーの完成にあると社會學者は說く。寔に然りである。嘗てルーソーは自然人を理想とした。而し現實にあてはめると空想となる事が多い。ニイチエは超人を理想とした。しかも一人の超人の爲には多數の犧牲者が出來るのである。自由人も超人も單に藝術的理想として實生活の問題に觸れねばよいが、實生活の世界に於ては自由人を求める事は超人を求めると同樣に不可能であり空想である。

一三

是に於てか、將來の人間に敎ふ可きものは、秩序の必要なる事を社會成立の約束の上から自覺せしめる事である。上官の命令だから服從するではいかぬ、自發的の服從、自ら進んで社會的生活の必然の爲めに服從する事でなければならぬ。兵隊の團結的行動の效果に就て米國で嘗てやつた面白い例がある。一隊の兵士を、指揮官無しに各自の自由意志で行動させ一方には指揮官を置いて兩方を競爭させると、指揮官のある方は勝ち、指揮官のない方は何時でも敗けたと云ふ事である。斯ふ云ふ風に敎へるなら、今後は經驗あり、知識あるもの、言ふ事を聞いてやらうと云ふ考が各國の頭に起る、秩序を守つて相互扶助の生活を營み、是に依て文化生活の進展を期するのが、社會生活の要諦である。尤も如何なる程度に互助するかと云ふ點に就ては、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

或る制限を置く事が必要である。

此の精神生活は人格の自由な產物である。歷史の舞臺に於て國民一般に積み込まねばならぬ。之を社會人の自覺と云ふ。人類社會生活の窮竟の目的である。之が敎育の根本を實生活に關する社會人の自覺に求めねばならぬ理由である樣に見受けられる。人はパン無くして生くるものにあらず、先づパンを與へて後互助と秩序との社會に必要なる所以を自覺せしめ、人格の自由なる發動の下に、歷史の敎訓と自由平等のパラドックスを理解せしめて、こゝに社會人の理想に到達せしめることが、新理想主義の傾向の中で最も重要なる中心の概念であります。

此最後の問題に就て、なほ詳說する考でありましたが、おもはず時間を過して、豫定以上になりましたから、遺憾ながら、是にて講演を終ります。私の此考に就ては目下「社會人の自覺」と題する書物の起稿中で遠からず出版になるのでありますから、詳しいことはその書物に就て御一讀を希望致します。(終)

屋根をうつのは蹄の音か。　樋の咽喉から溢れて出るよ。　先をば爭ひ吹き出て行くよ。
窓の硝子をしぶきにしぶく。　廣いぞ早いぞ泥吐く波は。　小溝を河さうなつて行くよ。
あゝよい雨だ。

―ロングフェローの夏の雨―

「兜山餘芳」の主人公

贈從四位の小島省齋先生

田總督は其の門人であつた

（屯山生）

▲最近「兜山餘芳」なる一部の書物が松井峯堂なる人に依つて編纂發行された。それは明治維新の前後、丹波の鴻儒として知られた小島省齋先生の傳記や、其の言行遺篇等を纂輯したものである。

▲省齋先生は篤學至孝の人で、學術德業、共に大いに顯はれ、當時柏原藩主織田侯の信任を得、藩政の改革實行と共に一藩の教育を掌り、明治維新の際には勤王の大義を唱へて藩論を一定せる等、先生の功績は、極めて顯著なものであつたと共に、其の學問德行の一藩を感化した力は實に偉大なものであつた。

▲我が臺灣總督の田健治郎閣下も亦た當年先生の教を受けた門生の一人であつたことは、「兜山餘芳」に於ける田總督の序文を初め、書中の記述に由つて之を窺ひ知ることが出來る。田總督は果して先生の薫陶によつて處世の教訓を得たのであらうか。將た偉大なる省齋先生の性行は果してドンなものであつたらうか。

▲兜山餘芳の記述に據ると、先生は丹波國氷上郡の佐治村と云ふ地方の、煙草行商人の次男であつた（或は曰く小島氏の祖先は由緒ある士人なりと）が、幼年の頃から神童の稱があり、容貌も秀偉で立派な人間であつたさうだが、寺小屋で群童と嬉戯するにも、常に自分は本堂の高壇に登つて訓戒演説の狀を爲し、群童は皆な謹んで之を聽いたといふことである。然し家は貧しかつたので煙草を刻んで之を鬻ぎ、其の餘暇に書物を讀むのであつたが、其の頃先生の家には、孔子家語と文選字引の外には何物も無く、先生は獨學で字引を引き〱家語を讀んだが、人の一心は恐ろしいもので、家語一部の解讀の力で、竟に他の尋常書籍は何でも通讀が出來るやうになつたといふことである。

▲それから京都の猪飼敬所の門に入るやうになつたが、相變らず貧乏なので、先生は蛸薬師の或るお寺の間借りを仕て、晝は版下を賣寫して學資を得、夜は大凡曉の頃まで一心に經學を勉強した。其の時分先生は毎朝小鍋で粥を煮て、それを朝晝夕と夜半との四度の食に充てたが、副食としては郷里から送る煮山椒が一品あるのみであつたと。

▲斯ういふ風で京都に在つて學を勵むこと三年、業大いに進んだが、會々母の病氣の報に接し、元來孝心の深い先生は早速故郷の佐治へ歸つた。併し敬所先生とは通信質疑を絶たず。又た同志の士と毎月兩三回必ず集會討論して經學を研究し、其の傍ら家業の煙草屋を營んで居た。其の内に中島某の別墅であつた竹西亭といふのを借りて私塾を開くやうになつた。人呼んで煙草屋先生と言つた。

▲斯くてある内に先生の孝義が柏原藩主のお耳に入つて扶持を下されることになり、隔月一回、五日づゝ柏原に出て藩主及び藩士の爲に經書及び兵書を殿中で講義するやうになつた。藩主信古侯は殊の外、先生を敬信して屢々藩の政務を諮詢された。或る時、侯は各村を巡視して佐治にお出でになつた際、先生が園頭に御出迎ひして居たのを御覽になり、遽かに馬から下りて徒歩で先生の家に入られ、鄭重な御會釋があつたといふ話もある。然るに當時先生の家は煙草工場同樣で誠に陋雜な

ものであつたので、そんな處へ太守が親臨されたのだから、世人は實に之を異數と爲したのであつた。

▲それから先生は四十年來紊亂せる藩の財政を整理して著るしい効績を擧げたのであるが其の初め改革の急務を論じた五條の建白なるものがある。夫れは明の劉宗周の奏議を布衍したもので、洵に嚼んで碎くやうに出來て居るが、柏原侯は夫れを御覽になつて大層御悅びにあり、藩の財政も夫れに依つて大いに釐革されたのである▲安政元年の六月、先生は兜山書屋を屋後に造り、竹西亭の書生を玆に移した。其の翌年、藩侯に從うて江戸に上つたが、其の頃先生は、鹽谷宕陰、佐藤一齋、安積艮齋を初め天下の碩學大儒と往來して交を結んだ。

▲文久二年十一月、先生は藩侯の請託により、兜山書屋の諸生を率ゐて居を柏原に移した。そして藩の崇廣館で書を講じたのであるが。此の時に新たに入門したのが卽ち田健治郎、津田要を初め一藩の有志、並に中國西海の諸藩の者で其の數は頗る多かつた。

▲其の後、先生は藩侯に上書して時事を極諫し、又た藩侯の諮問に答へて攘夷に關する將軍家肉背の件を奉答した。此の時分、先生は祿五石の客分で政務に參與して居たが、勤王の大義により柏原藩をして朝廷に忠精を抽んでしめたことは、蓋し先生一生の重大事で、先生が贈從四位の榮を賜うせるも亦た之が爲であつたらう。

▲先生は元來、躬行實踐を主とし、詩文を好ます、「學人の道は躬行に在りて詞藻に在らず」とは常に其の言ふ所であつた。併し病間無聊の餘り詩作を以て自ら慰めたことの無いでもない。然し其の詩想も次の如く自から奇骨を帶びて居たやうである。

題松

貞幹欺風雪。涵養盤根深。君有此節操。萬古常綠陰。

題竹

春花去無跡。秋草亦摧殘。獨愛風想裏。亭々碧琅玕。

▲先生は廢藩置縣の後、柏原の邸宅を藩に納めて佐治に歸り、擧世滔々泰西の風物に眩惑せるの際。先生は衣服居住すべて舊物を用ひて居た。又た平素は每朝、雞鳴に起きて盥らひ櫛づり、自ら書室を淸め、終れば衣を斉けて讀書の聲を拜し、書齋に入りて香を炷き、靜坐久うして後、書を披くこと四十餘年一日の如くであつた。

▲又た家を治むること儉素を極め、衣食は粗糲に安んじ、唯々老後の異る所は晩餐の際、酒を酌むことであつた。それすら豆腐又は蔬菜の外、魚盤を設けず、微醺を度として陶然たるのみ。常に兜山書屋の一室に閑居し從容書を播き觚を操つて以て樂むのであつた。そして讀書に倦み憊疲るれば、卽ち白晝と雖も店頭に出で、僮僕と並ひて煙草の葉の良否を擇み、晏如として又た學者經世家の昔を忘れ果てたやうな態度であつた會々人が先生と呼べば、いやワシは煙草屋四郎兵衞(通稱)だと答ふるを常とした。

▲明治十七年六月、先生八十一歲を以て眠るが如く兜山書屋に大往生を遂げた。今度出版された「兜山餘芳」は其書屋の名に因んだものであるが、其の出版の後れたのは何等か事情があつてのことであらう。田總督の序文は特に吾人をして此の偉人の性行を偲ばしむるものがある。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

香港の貿易

稅關事務官　井出季和太

五　對支貿易と香港の地位

香港は仲繼港にて香港と諸外國との貿易は結局主として支那と諸外國との貿易の觀がある殊に東洋貨物が大部を占むる日本の對香港貿易に於て然りとする香港は元より英國の領土であるが爲に英國の對支貿易中には香港の對支貿易を包含し香港は英國の對支貿易上の安全瓣である尙地理上經濟上種々の點に於て支那の一部と見做すことが出來るが故に香港の地位は日本其他の外國の立場よりせば對支貿易上の「スフヰンクス」である乃ち吾人が對支貿易を研究するに當りては香港貿易の解析を必要とするのである蓋し英國の對支貿易は其の沿革古くして地盤牢固である英國は一八五八年其の上海領事が海關總稅務司に任命せられ次で一八六三年ロバートハートが其の地位を襲き海關の基礎を作り殊に一八九八年支那政府に對し英國の貿易が他國のそれに對して優越なる間は英國人を以て海關總稅務司となすとの協定をなし又は借款條約に依つて更に之を確保し今日に至る迄獨占的勢力を扶植し英國の支那に於ける通商上の地位は從來列國に冠たり例へば一八六四年及半世紀後の一九一四年の支那に於ける內外船舶の噸數を比較するに左記の如く總額の增進十三倍余に對し英國は約十四倍弱增加して居る。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

	一八六四年	一九一四年	
英國（含香港）	二〇、八六六、二二四	三九、二六六、七六五	（四〇・二九）%
米國	二、六〇九、五九〇	一〇、四七四、四二三	（一〇・六八）
獨逸	五八〇、九七〇	四、〇二六、九九五	（四・一一）
日本	七五六	二三、九九六、九七三	（二四・四九）
其の他の外國	五二七、九六七	四、五八九、五一五	（四・六八）%
支那（海關管理の分）	六四、五八八	二四、九九七、一五六	（二五・五一）
計	六、六六九、四八五	九七、九八四、二二五	（一〇〇・〇〇）

貿易價額を見るに英國の對支貿易は香港を含まば近年に至りても戰時日本の貿易が優越となつた一九一八年を除くの外は同じく依然第一位を占め其の割合左の如くである（英國支那年鑑及最近支那海關統計等に依る）

	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
香港	二九・一	二八・三	二八・二	二六・八	二六・三	二六・八	二三・二	約二三・〇
英本國	一一・四	一三・八	一一・五	一〇・三	七・五	七・二	九・五	約一三・〇
英國側（香港其他領土を含む）	四八・〇	四九・〇	四七・二	四〇・九	三九・七	三八・六	三八・三	約四二・〇
日本側	一九・七	二一・一	二三・四	二八・三	三三・四	四〇・九	三七・一	約三〇・〇
米國側	七・六	九・一	一一・四	一三・七	一五・二	一三・五	一六・五	約一六・〇

蓋し近年日本の對支貿易が俄然其の額を激增し支那海關税收入額に於ては既に一九一七年第一位に在り貿易額は一九一八年遂に英國を凌駕し同年の支那外國貿易額十億四千七十七萬餘海關兩中英國側の三億八千五百九萬餘兩に對して四億二千六百三十九萬五千餘兩に達し英國は香港の分二億七千九百十七萬九千餘兩を占め英本國の分は僅かに七千五百五萬四千八百餘兩で其の他殖民地を合しても一億五百九十餘萬兩に過ぎないのは一に戰爭に依る一時的結果であつたのである卽ち日本の貿易は翌一九一九年に迨びては支那に於ける日貨抵制の反映を蒙りたるの際物價騰貴を主因とし又大連貿易の好況に依り前年に比して尙約五千萬兩を增加したれども一方戰後の恢復期に入り英國の貿易は漸次增進し四億八千餘萬兩に達したるが爲めに再び第二位に下り更に一九二〇年に於ては支那貿易の增進と共に英國貿易は豫期の如く前年に比して七千萬兩を增加し五億六千二百餘萬兩に達したるに反し日本の貿易は約七千萬兩の大減收を來したのである然れども由來英國

の對支貿易が前記の如くに優勢なるは一に通過港たる香港の貿易を加算する結果列國通商程度の比較上不均衡なるを以て獨り日本其の他外國に於けるのみならず英國人中にも香港貿易を斟酌配賦せんとするものがある元より英國品二割内外を存する香港貿易全部を英國側より控除するは競爭國たる日本等に於ても其の殖民地を加算することを比考せば不穩當なること明なるが故に公平なる割當を計らねばならぬ。

香港統計の不備よりして簡便方法を案出し支那の外國貿易の總額より香港貿易を控除し各國の配當殘額に於ける割合を定め以て香港通過の各國貿易額の比例を決することにした該方法は上海の獨逸雜誌「アジアロイド」が之を試し又はタブリユーリッチと云ふ人が一昨年の「ファーヱースターンレヴユー」誌に掲げたものがある其算定に依れば一九一七年以降日本の貿易は英國を凌駕し卽ち一九一七年英の三〇・五%に對し日本は三四%となり一九一八年は英の三〇%に對して日本は四〇%を占めて居る。

前の上海關統計局長(造冊處稅務司)エス、イー、テーラー氏の意見に依れば前記の如き方法は日米の重要なる對支貿易は香港を通過せざるが爲に他の諸國は實際よりは過少に割當られ兩國は實際よりは過大に割當られ不公平の結果に終るを以て失當であると云ひ乃ち香港貿易の過半は統計の示すが如くに南方開港場に對するものなるを知るが故に日米の場合に於ける計算は之を南支輸出入の其の部分に制限せざるべからず今一九一七年の日本の直接貿易の割當は輸入に於て五割三分輸出に於て三割なるを適當と認む其の割合を香港と南支との貿易に適用せば日本に歸するものは約七千七百萬兩となる而して此の場合支那の數字は實際よりも甚だ少きことは殆んど確實なれども之が引用の目的に對しては其の用を遂ぐるのである貿易の大部分は支那に對する日本の輸出を占め其の額は商品が支那關港に到著して稅關表に記入する頃迄には著しく騰貴せざるを得ざるべし故に少くとも四千萬兩を英國貿易より引去り又貿易に加算すべしと云ふ理の當然である更に外國の地位と移入通過の時權とを保有せむが爲に香港を通過する商品の價額を英國貿易より減せざるべからず其價額は卽ち通常平均輸入の一割四分七厘及輸出の一割七分八厘なりとす。

又香港に於ける各國の割當が直接貿易に於ける其の割合に比例すべしとの計算基礎に基き米國(比島を含

む）の貿易に對し三千九百萬兩を引去り又歐洲大陸暹羅佛領印度支那等の貿易として尙二千萬兩を除去し一九一七年の實際貿易額を算定すれば左の如し。

英國及其の領土の對支貿易總額			四一三,四六七,七一七兩
日本其他	四〇,〇〇〇,〇〇〇兩	} 一四二,〇〇〇,〇〇〇兩	
支那	四三,〇〇〇,〇〇〇		
米國其他	三九,〇〇〇,〇〇〇		
歐州諸國	二〇,〇〇〇,〇〇〇		
純英支貿易額		差引	二七一,四六七,七一七兩
日本及其領土の對支貿易總額			三四七,八〇二,六五〇
日本對香港貿易額			四〇,〇〇〇,〇〇〇
純日支貿易額		加算	三八七,八〇二,六五〇

（註）デブリユー、エス、クッチ氏の算定表は左の如し(The Far Estern Review Sept. 1919. P. P. 6,6-7).

一九〇九年以降十箇年の英米及日の對支貿易比較表(單位海關兩)

年次	支那外國貿易總額	英國對支貿易額(香港外英領を含む)	同上%	香港よりの割當	英修正額	同上%	米對支貿易額	同上%	香港割當率	修正額%	日對支貿易額	同上%	香港割當率	修正額%
一九〇九年	五七〇,一五〇,八八一	一四八,一六一,四二四	一八·〇	四三,四四三,四一一	一九一,六〇四,六九八	三八·〇	六六,六八八,三一四	六·〇	+二·〇	一一·〇	一一一,四四四,四四一	一四·〇	+二四·〇〇	一六·〇〇
一九一〇年	八四三,七九八,三三三	一四六,四一一,六四四	一七·〇	四七,四四一,一一一	一九三,八一一,〇一〇	三六·〇	四七,七七七,八〇四	七·八	+二·〇	九·四	一六八,六六一,四四一	一六·四	+八四·〇〇	一七·五〇
一九一一年	八四八,八四二,一〇六	一六六,六四二,四八八	一六·四	四六,一一四,二一〇	二〇一,〇三四,六九七	三六·五	四四,四五〇,六六四	六·〇	+二·〇	一一·〇	一二一,四四四,八四六	一六四·〇	+四一·五〇	一七·五〇
一九一二年	八四四,六一七,四四四	一六四,四七四,〇八六	二〇·〇	五〇,〇一七,一〇四	四〇二,四二一,六四四	四六·〇	四一,一四一,〇六四	八·四	+二·〇	一〇·四	一三六,四七八,六六六	一七·四	+八四·〇〇	一八·五〇
一九一三年	九七四,四六八,一〇四	一八八,〇三七,一八八	一六·四	四六,四〇六,一一六	四三四,〇七四,八八八	四七·四	四四,四四一,七六一	八·〇	+二·〇	一〇·〇	一八四,八六〇,八四八	一六·〇	+五四·〇〇	四〇·〇〇
一九一四年	九四四,四八八,〇一一	一八二,四六六,一〇八	二〇·〇	四四,四八四,四八四	四一四,六一六,六〇七	四四·〇	八四,四四〇,〇六四	六·〇	+二·〇	一一·〇	一六一,七四六,〇四一	二一·〇	+一·〇〇	二一·〇〇
一九一五年	八七四,四五六,八〇四	一七四,六四八,七四四	二〇·〇	五〇,四二一,四四四	四〇四,一一七,四四四	四七·〇	一〇一,〇四四,八八三	一四·〇	+二·〇	一四·〇	一八七,六四六,四四一	四四·四	+一·一〇	四四·五〇
一九一六年	八八八,一〇三,四六一	一六四,一〇八,六八〇	一·二	四四,四四四,四四四	四一六,四八八,四七六	四一·四	一四六,二七四,四一六	一〇·四	+三·〇	一四·四	二七四,四一〇,六七八	二七·〇	+一·四四	六·五〇
一九一七年	一,〇一二,四五〇,四〇四	一四六,〇三一,四八四	一四·〇	四四,八四一,一一六	四五〇,二八〇,四六四	四〇·四	一四六,〇一四,六七〇	一六·〇	+六·〇	一六·〇	四二七,四五〇,八一〇	四一·四	+一·五〇	四三·〇〇
一九一八年	一,〇四〇,七七六,一一四	一四一,七六八,〇一一	二一·〇	四四,四一一,四八〇	四一二,四八一,四一七	四〇·〇	一四一,一六六,四四一	一三·〇	+三·〇	一七·〇	四〇一,二四一,六七〇	四八·〇	+二·〇〇	五〇·〇〇
戰前平均	八四〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	四七·一	—	—	—	一〇·四	—	—	—	一七·六〇
戰後平均	九四〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	四四·四	—	—	—	一四·一	—	—	—	六六·六

前述の各種算定は元より推測に基き公平を期し難きが爲に不完全ながらも一九一九年及一九二〇年の香

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

港青書の統計に依り日英米三國の對支貿易額に各自對香港貿易額を加算して之を對照することにする但し各國の對香港貿易は全部對支貿易に該當するものでない又香港兩廳の統計には中南支よりの輸入を脫却するが故に支那海關統計を以て之を補充し其の結果を平均すれば約四割乃至五割を占めて居る而して日本の對香港貿易中には殊に支那向貨物が大部を占めて居る故に平均率に依るときは過少に割當らるゝの不利あるを遺憾とする（例へば一九一八年廣東に直接輸入した日本商品は僅かに二十七萬八千餘兩に過ぎぬが香港より輸出したものは約二千萬兩餘に達し日本より香港に輸入したものゝ約七割餘は英國品となつて間接に廣東に入るのである）

		一九一九年 百萬兩	%	一九二〇年 百萬兩	%
英側	對支貿易高（香港外屬領を含む）	約 二〇三	—	約 二六三	—
	香港割當額	約 一〇三	—	約 八九	—
	計	約 三〇六	二三·九	約 三五二	二六·二
米側	對支貿易高	約 二二六	—	約 二一〇	—
	香港割當額	約 四九	—	約 七七	—
	計	約 二七五	二一·三	約 二八七	二一·五
日側（朝鮮及臺灣を含む）	對支貿易高	約 四七四	—	約 四〇四	—
	香港割當額	約 六一	—	約 四九	—
	計	約 五三五	四一·八	約 四五三	三三·七
支那貿易總額		約 一·二七七	一〇〇·〇	約 一、三四一	一〇〇·〇

斯く香港の對支貿易高を割當るときには日本は昨年の如く不況に際しても尙第一位に在るのである蓋し英國は近年日本の對支貿易の發展に就て頗る恐怖を抱き警戒する所あり香港を重要なる足場として東洋市場の貿易戰に活躍し支那海關に於ける地位を鞏固ならしめんと腐心しつゝある一方に米國は又戰後恢復期に入り北支那に於て日本は經濟上競爭をなすこと多少困難なるに引換え南支那香港等に對し捲土重來の勢を以て殺到し現に昨年米國の對香港貿易は金銀を加へ前年の約倍額に垂んとして居るが如く米國は日本に對して競爭者たるのみならず英國に對する一勁敵である是に於てか日本の對支貿易發展の一策としては香港の分前に依つて貿易上優越を主張し支那海關制度の改革に著手すると同時に香港仲繼の貿易を支那に對しては直輸出入に改むるに在るのである乃ち一昨年末日清汽船會社が上海廣東航路を開始し昨年山下汽船會社か基隆海防航

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

路を設けたるが如くに益々廣東其の他南支那諸港に對する直接航路船を増加するのである。

六 海運

海運は香港の生血にして香港の歴史は即ち海運の歴史である一八四四年當時外國貿易汽船僅かに五百三十八隻十八萬九千二百五十七噸であつたものが戰前一九一三年の最盛時には二萬一千十隻二千二百九十三萬九千百三十四噸即ち約七十箇年間に隻數に於て約四十倍噸數に於ては實に百二十倍以上に増加した又過去六十有年前には英米船は噸數に於て伯仲の間に在り獨逸船に對して五倍日本船に對して四百倍に達し其の後一九〇四年には英船噸數は約十倍し獨逸船は十四倍し特に日本船の如きは近年の進歩に係りしが故に殆んど一千倍に増加したは驚くべきことである而して各年を通じて多數を占むるは英國船で其噸數の「パーセンテージ」は一八五八年以降十箇年間は約五・六十「パノセント」臺を占め一八七五年頃より二十箇年後の一八九六年頃迄は七十「パーセント」以上に上り其の又五・六十「パーセント」臺を持續し今日に至つたのである乃ち以下香港海運業の發達に就て少しく敍説することにする。

香港は英國の領有以來商業の中心地となり一時的の通過客にても海運業は香港存在の生命であることを知り得るのである英國の大資本は海運業に投せられ香港は其の美觀に於て其の各種各樣の船舶を吞吐する無比の能力に於て世界の何れの海港にも遜色ないのである是れ蓋し主として近年に追び酒煙草阿片其の他の禁制藥品のみに例外を設けた自由地帶の賜である。

海運發達の實例に徵するに就中顯著なるものとしては彼の有名なる「ピーオー」汽船及其の附屬會社靑筒汽船「シーピーオーエス」汽船「グレニライン」等の堅實なる大發展を特筆することが出來る「ピーオー」汽船會社は既に一八四五年頃香港に航海し其の後不斷に世界の各地に對する郵便旅客及貨物の運送に從事し靑筒汽船會社は一八五二年故アルフレッドホルト氏に依つて設立せられ爾來特に東洋貿易に適する貨物船の建造をなし其の後「大古」として廣く知られたる「バッターフィルド、スワイア」の大汽船會社の管掌する所となり「ブクユーフアニネル、ライン」は「メール」船以外の記載貨物の專問的の運送の開始をなし今日香港と英國歐洲大

陸、大平洋及紐育(巴奈馬及蘇士運河通過)との航海事務に從事し香港倫敦の航走力へ約三十四五日間である又會社は其の汽船及貨物の處理の爲に近世式の專屬の埠頭倉庫及曳船船舶等を設備し其の結果貨物の積卸に關しては獨特の名聲を博し又當港の發達を稗益することと絶大なるものがあつた而して戰爭の終息後數隻の靑筒汽船は更に旅客の運送を開始し同時に本國行旅客の大運送船を建造しつゝあることを宣明した例へば現に其の最新式の客船「アニチセス」號は東洋に在る住民の能く知る所であるが如く旅客に對して衞生安全及愉快を與ふのである殊に同社の掟として居ることは豪奢壯麗と云ふことなしに善良にして堅實なる快樂を主とするのである。

「クレンライン」も多年東洋の海運に從事し「ローヤルメール」及「シャイアライン」に聯合して壯麗の汽船及發動船の多數を運航して居る。

「シーピーオーエス」會社(カナデアン、パシフイツク、オシアン、サーヴイス昌興火輪船公司)は約三十年前の創設に係り其の後大平洋に航路を開始し其の有名なる航洋汽船の「エンプレス」號は最も華麗で最大速力にて香港及日本ヴアンクーバー間を往復し大平洋航路の開拓に名譽を擔つて居る船種は回轉式(タービン式)巨船「エムプレス、オフルシア」及「エムプレスオフアジア」がある。

前記は海外より香港に入港する主たる「ブリチユシユライン」であるが其の他に尙多くの重要なる同「ライン」船があり而して又其の他諸海運國の汽船の關係的地位は極めて重要である實際香港海運の特色は國際的であることとである蓋し日本商船の發達及其の效驗か香港程に顯著なる處は世界の他の何れの地方にもない日本船は每日大小數隻入港して荷役をして居る。

東洋汽船會社は一八九六年に創設せられ當初は香港より桑港に航海し一九〇五年より南米航路を開始し戰爭勃發當時同社の最大船は春洋丸天洋丸等で各自排水二萬二千噸總噸數一萬三千噸にして速力は二十一節であつた日本郵船會社は一八九三年香港に支店を置き當時橫濱孟買線が始めて遠洋航路を開始し日本より倫敦ヴアンクーバー、シアトル及紐育間を航海し三ケの姉妹船中諏訪丸級は最大で排水二萬一千噸總噸數一萬二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

千噸に達し速力十七節半である大阪商船會社は一九〇二年香港に支店を設け日露戰爭後事務を擴張し一九〇九年「ホンコンプケット」線を支那「シルウヰキー」及「プケットサウンド」鐵道會社と聯合して開始し一九一一年に打狗廣東線一九一二年に日本孟買線一九一六年日本「サウスミー」線及日本濠洲線一九一七年に日本南亞及南米線一九一八年に南歐及北歐線一九一九年に香港玖瑪ニユーオルレアン線新嘉坡紐育線及基隆盤谷線を開始したのである。

古來香港が商業の中心として存在を全ふしたのは元より主として遠洋航海に負ふ所多いのであるが又其の沿岸貿易(即ち支那比島印度支那暹羅及海峽殖民地)に重大の關係を有することを知らなくてはならぬ即ち沿岸貿易に於ても亦英國船か優越であつた如くに英國の船主は能く支那沿海及内水路に存する特殊事情に適應し其の先見と大企圖とに依つて獲得した地位は地球上各方面に於て人道の利益の爲に航路を開拓した英國の堅忍不拔の天才の雄辯なる證左である英國の汽船は歐洲人船員技師及支那人水火夫に依つて操縱せられ他地方同樣に當地に於ても充分能と力誠實とを認められた支那商人の信用及好意を贏ち得たのである沿岸貿易汽船に依つて香港に出入した貨物は金銀寶玉生絲繻子、香料藥材等を始めとし機械類穀類鱶其の他海產物果實堅果類及其の他の食糧品であつた。

英國會社の先驅は「チヤインースネヴイゲーションコムパンー」(支那輪船公司バッターフイルドスワイヤの經營に係る)及印度支那汽船會社(ジヤーヂンマチソンネビゲーションコムパニー)である兩會社共曳船艀船其の他小船及躉船(ハルクス)、船橋(ポンツーン)其の他海岸設備の外に各自百隻以上の汽船を使用し前者は北は廣東及香港汕頭厦門福州上海青島芝罘天津牛莊間南は海口及海防盤谷新嘉坡及比島間を航行し尚又支線として長江沿岸及其の他各重要なる遠隔の内水路を航行する同會社は五十有餘年前の設置に係り當初適度の吃水淺き汽船を使用した今日大古洋行の汽船は支那海に二・三十隻餘あるか其の設計裝置は能く永久的通商の時質に適合し而して又商業上竝に技術上の見地よりして支那沿岸船の船型の改良に就て興味あり推奬すべきものがある此點に就て同社は其の計畫と先見とに於て支那人及外國人間に名聲を博して居る。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

印度支那汽船會社は香港及沿岸貿易に關して前者同樣重要なるものに屬し同社は一八八一年に創設せられたが其の以前久しく總支配人たる「ジャーヂンマ、ヂイソン」會社か航海業に從事し同社は其の後身分派である同社の汽船は支那沿岸貿易に關して支那輪船公司と親和して競爭を繼續し來り又カルカッタ及日本を終點とする印度航路の旅客及貨物の運送をなして居る。

右英國の兩會社共に支那沿岸航路に於ける航海の中堅であるか又共に戰時中貢獻する所あり其の船舶及人命の多くを犧牲にした。

支那招商局（チャイナマーチャントスティムシップコムパニー）は一八七二年に創設せられ其の汽船は當港に相當出入し支那唯一の重要なる船會社である前記英國兩汽船會社と協同に航海し海運業進步發達を期して居る。

一八八三年以降香港汕頭厦門福州（及日本領臺前の臺灣）間に航路を開始した「ドーグラス」汽船會社（得忌利士輪船公司）は亦前記兩大汽船會社と同樣に其の堅固なる計畫に於て一權威である同社は支那商人及一般旅客の大いに便益を感ずる三隻の快速力の貨物及客用汽船を有し又各方面の中心地海岸に專屬の埠頭がある會社の前身は香港の時計商で又寶石商であつた「ドーグラス、ラプイク」が二・三隻の小船を以て支那貿易に從事したのである其の後氏の甥ジョンスチリートラプレイク氏に依つて同社が一八八三年七月二十八日營業を開始したのである「ブリチイシュ、ホンコン、カントン、マカオ」汽船會社（省港澳輪船公司）は模範的河航汽船を有し廣東河航行の先驅である同社は一八六五年の創設に係り當初僅に二隻の小蒸汽船を有し五千六百七十五弗の利益を見た丈最近一九一九年には五隻の大汽船を有し三十九萬七千餘弗の利益を擧ぐるに至つたのである其の他沿岸航路の外國船としては元より日本の船會社も多少勢力を扶植し又獨逸の汽船は一八八六年に開航し政府は漸次補助金を增加し「メルチャー」を代理店とし各線を合せば汽船二百隻に達し一九一四年開戰前迄は期待すべきものがあり一九〇一年頃には「ノルト、ドイッチエ、ロイド」會社は前皇帝の野心を滿足せむが爲に盤谷新嘉坡航路に於ける「スコッチシ、オリエンタル」線を買收したが其の後戰爭の結果英國が獨逸に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

代り支那輪船公司は特に支那盤谷内海峡殖民地沿海貿易に適する新式の汽船を築造して居る。
汽船噸量の増進は著しきものありしと同時に支那沿岸航路及内水路に於ける戎克貿易も相當發達して居る只従前の如くに増進を示さないが現在尚香港廣東間及西江支那沿岸印度支那海南等の諸港間に多數商品を運送して居る而して英國は西江の沿岸貿易を開拓したが海賊の出沒及海運に對する適當なる保護發達を講せざる支那政府の失策に依り實際其の目的を遂せられなかつた故に今後支那政府の自由解放政策に依り先づ以て利益を蒙るべきものは香港及西江間の沿岸貿易である。

航海業の見地よりしても香港の著しく「ハンヂイキヤップ」に在るのは一に石炭の供給不足である現に各種船用炭家用炭及工場用炭は皆北支那印度支那日本其の他の外國よりの輸入に仰いで居るのである蓋し現在島内には元より炭田なきも近き奥地には豊富なる炭山がある兩廣に於ける炭坑開鑿の英支合辨事業は香港及英國の東洋貿易に對して前途一大光明を認むるのである殊に又支那に於て農業上及鑛業上最も豊富なる各省に對する鐵道交通の發達と共に香港をして海運業の中心たる價値を發揮せしむるに足る九廣線完成を告ぐるに至るべきである。

（註）一前記怡和及太古の兩洋行は東洋特に支那の海運史に於て特筆すべきものに屬するが故に兩洋行の Hongkong Dairy Press Sqecial Suplement, (China mail 76th. Anniversary number,參照沿革の大體を附説することにする。

怡和洋行（Eno Hong）の建設者は著名なるジヤーヂン及マジイソン兄弟である又マジイソンは香港島に於て貨物を庫入れした最初の商人である同洋行の本部は從前澳門及廣東に在つた同洋行の嚆矢は東印度會社の一員としてのウイソアム、ジヤーヂン博士の航海に存し氏は印度及廣東間の航海に從事し一八二七年にマヂイソンと共に事務所の本部を香港の東角に移し倉庫及船臺を作り沿岸船の修繕をした。

今や同行の總支配人は當地立法會議の一委員たり又香上銀行、香港黄浦船渠會社其の他會社の理事であり又一方當地各社交界に於て牛耳を執りて居る東洋に於て英國人は同行を一種の「王家」と稱して居る現在支

那の總支配人は東洋に於ける最も人望ある英國人である「ジョン、ジョンストン」氏である。

太古洋行は(Firm of Taikoo)は前者と同じく支那沿岸に於て他に比類のない英國の大會社の一で「バッターフィルド、スワイア」の名に於て知られて居る同社の創設者は綿織物の商人であつた同社本來の事業は海運であつたが外に香港に大造船所を造り後又其の附近に大古精製糖工場を設置したことは前に詳述した所である。

同社より香港大學に四萬磅を寄贈したるに依つて同大等の技師席は大古洋行の名を冠して居る。

(C. A middlton Smith The British in China and)

(註二)一八四四年以降毎五箇年及最近各年外國貿易汽船入出港對照表左の如し(主として「チャイナメール」紙第七十六回記念號表の拔華)

年次	隻數	噸量	英國船噸量%
一八四四年	五三八	一八九、二五七	—
一八四九年	九〇三	二九三、四六九	—
一八五四年	一、一〇〇	四四三、三五四	—
一八五九年	二、一七九	一、一六四、六四〇	四二・〇
一八六四年	四、五五八	二、〇四六、三七二	五五・〇
一八六九年	四、四三六	二、三五六、〇四九	五八・〇
一八七四年	四、三五六	三、〇三四、〇三六	六八・〇
一八七九年	五、九〇三	四、九六四、三三九	七六・〇
一八八四年	六、六〇一	六、九六一、七五八	七七・〇
一八八九年	七、五八八	八、九七一、九九〇	七四・〇
一八九四年	八、四五二	一〇、四六九、三三二	七五・〇
一八九九年	一〇、九〇五	一三、四三七、一四七	六五・〇
一九〇四年	一六、七九六	一九、六三三、〇九六	七〇・〇
一九〇九年	一八、七一四	二〇、一七一、七五五	五六・七
一九一四年	二三、七四〇	二三、〇六九、八七九	五六・九
一九一五年	二三、〇五一	一九、五六一、三一八	五八・一
一九一六年	二三、三〇五	一九、一〇六、六九〇	六五・二
一九一七年	二一、九九九	一七、三三九、八四一	五二・九
一九一八年	一九、九九七	一三、九八二、九六六	—
一九一九年	二一、二七五	一八、四七四、九九六	—
一九二〇年	二一、五七六	二一、五七六、二三九	—

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

移住目的としての蘭領印度

後藤改平 譯

本篇は蘭領印度に住して、同地の農事に精通せるフォン、ドクトル、ケムプスキ氏の筆に成るもので、本年五月十一日發行の獨逸週間雜誌ダス、エホに掲載されたものであるが、現在に於ける蘭領印度の經濟狀態を述ぶること甚だ詳細なるを以て、茲に譯出して一般の參考に資することゝしたのである（譯者誌）

一　獨逸人の移住心

現今多數の獨逸人は其の位置を得ることの困難や、貨物の購買難や、其の他限りなき物價の騰貴や、租税の増加や、若くは政治上の關係等にて、外國移住の考を起すに至つた、而して今や斯くの如く外國への移住が果して歡迎すべきか、或は悲嘆すべきかなどは、最早之れを問ふの餘裕を有せぬ、否獨逸人は已に外國移住の運動を起したのである、吾人は彼等が不適當なる移住地を選ぶことを防止すべく、今や實際の必要に迫つた約言せば吾人は今や忠言と實行とを以て、彼等移住者を輔助すべき場合に遭遇したのである。

斯かる狀勢なるを以て、多數の視線は自然に蘭領印度に向けられた、併しながら吾人は蘭領印度が移住地として、果して適當なりや否やに就いて、幾多の問題を有する者である、就中農業を目的とする者に對して殊に然りである。之れに對する回答は遺憾ながら「ナイン」の一字を以てせねばならぬ。少くとも現今に於ては然りである。

二　蘭領印度の經濟狀態

蘭領印度は現時最困難なる經濟上の危機に逢會して居る、惟ふに該殖民地の脊椎を組織せるものは、歐洲人の經營せる大規模の農業であるが、此等の各種事業も今や其の大部分は甚だ困難の狀況に在りて、外國よりの購買は全く中絶の姿である、而して歐洲人の手に成れる生産物の九〇%は輸出を目的とするものであるが、現時販路は梗塞し、生産は過剩で、消費は全然休止して、其の終局も未た全く見當が附かぬのみか、此

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の最惡なる經濟狀態は猶ほ永く繼續するであらう。已に數多の茶及護謨の栽培業は閉止して到底近き將來に再始さる丶見込はなし、其の外幾多の事業も漸く數年來の利益に依りて維持されて居るの有樣である、又た極めて短期間に採用された幾多の職業者も殆んど無遠慮に解雇されたので、此等の失職者は今や國內に溢れて居るのである、而して珈琲、カヽオ、及コヽア等の栽培業も甚だ不振で、加ふるに幾那皮、砂糖、煙草等の事業は僅かに維持されては居るが、新職員の採用は殆んど無い、其の外景氣の善い事業でも職員は全く滿員で、殊に此等の職員は多年此の地に在つて、能く和蘭語、馬來語、スンダ語、爪哇語等を解し、且つ其の勞働事情や、耕作法等にも通じ居るを以て、蘭領印度の知識經驗に缺乏せる他の歐洲人に對して、幾多の長所を持つて居るのである、斯かる狀態であるが故に、農事に關する新職員の採用は、此の地に於ては到底見込はない。

三　國有地の購入と貸下

吾人は又た左の如き質問を聞くのである、曰く「蘭領印度に於ては、嘗て南北亞米利加、加那太及濠洲等でも行はれたやうに、國有地の購入は出來ぬか、又た國有地を移住者に與ふることはないか」と國有地の購入は可能ではあるが、獨逸の貨幣は歡迎されぬ、又移住地の貸與は、歐洲人の小農業者には大なる困難がある計りでなく、現時は殆んど國有地の貸與は停止されてあるので、之は甚だ悲嘆すべき事實である、蘭領印度の高地には氣候の善い移住地もありて多數の獨逸人が農業を營みて、土地の天惠に依りて牧畜及栽培業なども繁榮すべき有望の地方も無きにあらねど、今日では之も到底望み得べきでない、此の地方に於ては土著の印度人に限るのだ、彼の當然歐洲人たることの權利を有する雜種人でさへ、形式的に歐洲人たることを排斥し內國人と爲るのである、何となれば彼等は是に依りて土地の配與に際して、政府から土人と同樣の庇護を得んことを望むからである。

四　永小作の制度

又た貧乏なる歐洲人に對しては、永小作の制度が無いでもない、乃ち七五乃至一五〇エルゲンの地面が、七五年間永小作として貸與せらる丶規定はあるのである、而して貧乏人たるの資格は多數の獨逸人は容易に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

充たし得るのであらふか、併し之が爲めに果して永小作が與へらるゝか否は別問題である、吾人は何れの場合でも此の永小作權を得ん希望で此の地に來らんとする人に向つては、大いに之れは諫止せなくてはならぬ惟ふに獨逸國から蘭領印度までの旅行は甚だ高價のものである、而かも彼等は多くの金を費し、長き期待の後ちに忽ち拒絶に逢ふことの無いとも限らぬ、併しながら此の永小作許可の申請を獨逸國内から提出することは許可されてない、此の申請を爲し得る權利者は、既に蘭領印度に旅行し、現に其の國内に滯在し居る者計りである。永小作制度の創設に際しては、第一線に於て印度軍隊の老下士官のことが問題と爲つて、此等の士官は其の勤務年限が終了して一年後に此の特別の庇護が與へらるゝことに爲つたが、其の第一線には歐羅巴の方式に從つて農業を營む目的を以て、此の土地に來た者が指定せらるゝのである。

永小作權は讓渡することが出來る、七五年經過したる後ちは請求に依りて其の永小作權は更に延長さるゝのである、勿論原則としては、政府が之を拒絶することを得れば、又其の所有を回復する事も出來るのである。印度で永小作權を購はんと思ふ者は、其の旅行費、第一の國内滯在費、耕作費、其の他勞働費等凡三〇、〇〇〇乃至四〇、〇〇〇グルデンの貯蓄を所有せねばならぬ。此の價格は今日マルクの下落に因り殆んど一百萬麻克の資本に相當するのである、而かも此れ丈けの資金を有する者は蘭領印度に移住する必要はない乃ち獨逸國内に於て比較的善良にして且つ大なる土地を購入することが出來る、勿論獨逸國内にては一モルゲンに三〇〇〇〇麻克乃至四〇〇〇〇麻克は支拂はねばならぬが、併し健康其の他の冒險を敢てすることを要せぬ。

五　自由農業家としての移住

砂糖、煙草、茶、カカオ、幾那皮、護謨、珈琲其の他ココア等の自由農業家としての移住は一層希望が少ない、此等の農業は獨逸の移住者の想到し得ざる底の多額の資を要する、而かも斯くの如く唯だ多額の資に依りてのみ好結果を得べき此の種の農業も、現時其の經營の困難にして、且つ不景氣なることは、既に説明した通りである。

斯くの如き大耕作地はスマタラ、ボルネオ、其の外セレベス等に存在するが、此等の土地に就いて、永小

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

作權を獲得することは甚だ困難で、迚も獨逸移住者に其を利用することは出來ぬ、其の外又所謂共有地の購入が問題となるが、此の共有地なるものは、蘭領印度人の唯一の領分であつて、彼等が正當に得たる自由の所有地である、此の地は或制限の範圍内で彼等が一七〇五年乃至一八二九年の間に政府から授與せられたもので、其の價格の如きも、非常に高價である。

右の土地と全然異つたものに國有自由料地と云ふのがある、此の土地は一部は永小地として貸下げらる、のもある、又た一部は總督府が其の特權として、珈琲、幾那皮、護謨等を栽培し、或は森林地として之を利用するのである、此の外に國有不自由料地と云ふのが有つて、之は政府が土人に其の利用權を與へたものと土人の酋長に與へたものとかある、而して此の酋長の領する土地は大農業者の爲めに地代を取りて貸與することが出來る。之を要するに蘭領印度の土地所有法は種々の變遷を經たのである。（未完）

香港大學の現狀

遠東時報四月號ミッドルトン、スミス述（承前）

越村生譯

八 工場及び實驗室

過去九年間に於て當大學を訪問せる者數千の多きに上れるが多くは各種の學術的施設及び運轉中の諸機械に至大の興味を抱くを常とす。訪問者が先づ第一に訪問する機械科建物は發電所にして、本建物は大學本校舍に近接する獨立建物にして、廣さ六十呎平方を有し、多くの瓦斯機關及び石油機關を備へ居れるが、總て學生の實驗用に供する電燈及電力を供給するに使用す。當館の設備を示せば左の如し。

（一）三十五馬力キャムベル瓦斯エンヂン（直接二十キロワット發電機に聯結する吸引瓦斯發生機を有す）。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(二)十五馬力クロスレー瓦斯ヱンヂン(都市用又は吸引瓦斯を使用するヱンヂンにして、直接八キロワット發電機に聯結す)。(三)十馬力(シリンダー二箇を有し發電機に聯結する)ガードナー瓦斯ヱンヂン)。(四)八馬力のキャムベル石油ヱンヂンにして鏈に依り七キロワットの發電機に聯結す。(五)十五馬力キャムベル垂直式石油ヱンヂンにして七キロワット半の發電機を運轉す。(六)二十五馬力デームレフト式無音響輕石油ヱンヂン。(七)七馬力半ソルニークロフト式船舶用發動機。(八)七馬力八のラストン・プロクター式小形石油ヱンヂン。(九)九馬力のウヱチングハウス式石油ヱンヂン(リーヴヱル式壓氣機を運轉す)。(十)四馬力ターナー式蒸餾油ヱンヂン(シーメンスの發電機に聯結し又制動試驗の爲め準備せらるゝものなり)

(十一)小形のリスターブラストン式自働設備(輕石油ヱンヂンに依りて運轉す)。

發電所に隣りて工場あり。機械及び整合工場は廣さ六十呎に三十呎にして左記各種機械各一臺を有す。發電機にて運轉する平削機械、發電機にて運轉するハルス製形附機、同じくアークデール製放射形鑽孔機、同じく工具及び乾燥砥機、同じく三吋四分の一のドラモンド製旋盤、六吋のラング製旋盤、五吋のバックヱンド・ヒックマン製旋盤、ディクソン製旋盤、五吋のスペンサー製旋盤、ワールド製絞盤、ミルネ製旋盤、ケンドル・ヱンド・ゲント製螺旋製造機、十吋セルソン製形附機、ジョーンス・ヱンド・シプモン製高速鑽孔機、ブラウン・ヱンド・ワード製小鑽孔機、ホルブルーク父子商會製の臺鑽孔機、アルフレッド・ヘルバート製螺錐研磨機、キ・ヱンド・ジー・フルバート製鉉掛鋸、ウイックスチード製機械鋸、其他普通の工具及び測微器一式、ゲージ等。

蒸汽及び水力用施設は發電所に隣りて設けられ居れるが、元來同館は政府の喞筒場として使用せられたるを今日當大學の讓受けたるものなれば近き將來に於て蒸汽及び水力用の新館、別に建設せられんことを望む。目下同館内の設備を記せば左の如し。

(a)水管ボイラ二基(一は過熱機を有するバブコック・ウイルコックス製ボイラ)。(b)凝汽器を有するマーシャル式蒸汽機關。(c)復合汽凝ヱンヂン。(d)ベリス壓氣機。(e)ブルーム・エンド・ウヱード製小壓

汽機。(f)ペルトン製車輪(二キロワット發電機に聯結し、制動試驗用水冷却滑車を備ふ)。(g)フランシス式混台流動渦輪(制動試驗用水冷却滑車を備ふ)。調帶にて運轉する遠心喞筒二基(五十呎までの高さに給水するものなり)。(h)ドライスデール製遠心喞筒一基(豫備馬力試驗用制動滑車を備ふるD・C・モーターに直接聯結す)(i)「ヴエンチユリ」式自働計器(一分間百六十ガロンまで表記し得る三吋の管を有す)。(j)驗水管を有し、一方に交換し得る各種の孔鈑を備ふる直槽。(k)螺線渦の形狀と動搖を見る爲めの中央孔を有する大なる圓槽。(l)ペルトン製車輪の制動滑車よりの綱にて運轉せられ、又滑の形狀及び動搖を試驗し得る硝子製圓壔を有する回轉臺。(m)危速度並に粘著性及び混亂せる流動を試驗する一組の鐵管眞鍮管及び硝子管。(n)三呎の高さに給水し、四孔を有するバーカー式輪機。(o)三呎の高さに給水する單純なる形の外部流動反動水車。(p)圓盤磨擦試驗器。(q)余擺線形波動の金屬製標本。(r)平盤及び反曲隔盤上の噴射の平衡を試驗する機械等。

當植民地土木局の好意に依りて、機械科學生は隣接の官有喞筩場の大なる二箇の三段膨脹ポンプ機械及び圓壔罐を使用し得ることは特記に價す。

主要事業として、各々三百封度の製氷力を有する二箇の製氷機(一は炭酸瓦斯、一はアンモニヤ)又新式の製紙機械ありて、頗る興味を喚起し居れるか、之れエヂンバラ市のベルトラム會社の特に製造し施設せられたるものなり。本機に依りて從來米藁、襤褸、及び其他の材料より紙を製造し來れり。製紙機械を備ふる本室には多數の渦輪、エンヂン等の附屬の標本を備ふ。

本室に隣接して製圖室ありて同室にて機械科の一二年學生は幾何學及び機械の製圖を教授せらる。同室は常に開放せられあるを以て學生は夜間と雖も隨意作業する事を得る。

電氣實驗室は(一)電氣機械實驗室、(二)電氣技術實驗室、(三)光度測定室より成る。電氣機械實驗室は發電室に隣り、奥行四十一呎、前に二十九呎の廣さを有す。本室に施設せらるゝ機械は左の如し。

(一)各七キロワツトの能力を有する二基の百十ボルト、四ポールの分捲直流發電機より成るヴイツカー

バラレーヤ製發電機。

（二）下記兩機より成るヴイッカー製電動發電機。（a）十三馬力半、百十ボルト、四ボールの分捲直流發電機。（b）九キロワットにして靜平衡器を有する二百二十ボルトの三基の線發電機。（三）勵磁機を有する廻轉變壓機。七キロワットにしてD・C二百二十ボルト、五十四の廻轉にA Cの二又は三相なり。（四）八キロワット五、二ボール、百十ボルツの複發電機。（五）左の二機より成る發電機。（a）十馬力、百十ボルツ、五十回延轉のブルース・ピーブルス式三相誘導發電機。（b）前機に聯結し、十キロワット、百十ボルト、二ボールのモードスレー式分捲直流D・C・發電機。（六）左の二機より成る發電機。（a）十馬力、百十ボルト、五十回廻轉のマザー・エンド・プラット製三相誘導發電機。（b）前機に聯結し、七キロワット、百十ボルト、四ボールの分捲直流發電機。

（七）五馬力、百十ボルトのヴイッカー分捲直流發電機。（八）五馬力三相、五十廻轉のブラッシュ式誘導發電機。（九）五馬力單相七十五廻轉のクリプト式誘導發電機。（十）マザー・プラット製二相五十廻轉誘導發電機。（十一）三馬力單相五十廻轉のブルール式誘導發電機。（十二）三馬力單相七十五廻轉付力發電機。（十三）三馬力四百八十ボルトのモードスレー式D・C分捲直流發電機。（十四）九十アムペーヤ、五十ボルトマザー・エンド・プラット製昇壓機。（十五）射力誘導式一馬力のローデス製A・C・モーター。（十六）一馬力百十ボルト分捲直流發電機。（十七）一馬力百十ボルト直捲電動機。（十八）左記二機より成るクリプト式發電機。（a）三十ボルト、十アムペーヤのD・S・發電機。（b）aを連轉する百十ボルト、七十五廻轉單相誘導發電機。（十九）各種定量と能力を有する靜變壓機。

各發動機は二十二箇格子を有する試驗用一配電盤（電流聯結器變抗機等備ふる）に連絡し更に二箇のバスター（實地用と試驗用との）と連結するか故に電流を電力室の給電線より引く事を得る裝置なり。

電氣技術室は大學の地下室にありて三十八吋に二十九吋の地積を占め、比較的小電流を要する實驗の設備を有し、三年の學生之を使用す。此地下室にはディック・ケル會社の提供せる實物大の電車ありて、モーター

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

整流器等を備ふ。通風完全にして光線の充分直射する地下室の幾部は使用材料の強弱及び應用機械學の實修室に使用せらる。

材料の強弱試驗室は彈力の現象を學術的に研究し且つ建設、構成材料の商業的試驗を爲す施設を有す。本室は二室を有し、小なる一室は初步の實驗と伸縮計の測量に使用す。

大なる一室は左記の諸機械設備あり。(一)ヴィカー製モーターにて運轉する三十噸のバッフトン强度試驗機。本モーターの整流器は實際の制限範圍内に於ける總ての速度にて運行する暗車を制御す。(二)最大能力一萬吋封度にて運行するアベリー式轉流器。(三)一千封度のデニソン式電線試驗機。

其他(一)四噸のアベリー式轉驗機。(二)ベーリー式セメント試驗機。(三)アベリー式セメント試驗機。(四)サンキー式金屬變曲試驗機。(五)壓力試驗機。(六)劍橋科學器械會社の一噸試驗機。之はエウイング伸縮器に使用す。(七)グランター式伸縮器に使用するバイ會社の一噸試驗機。(八)ビーム(梁桿)の變曲の試驗機(九)材料の構造を試驗する顯微寫眞機。

應用機械實驗室は約二十種の試驗に要する機械を有す。又た高等製圖室は大學の最上階にありて四十呎に三十呎の大室なり。主として三年及四年の學生の使用する所なり。

物理及び化學實驗室は通風完全にして、充分なる設備を有する事は特筆に値す、本室は一二年の學生の使用するものなり。學生の教授中の大部分は工場作業にして定時絶えず之に出入す。

九 學生の社會生活

機械科には最も活動的の大學機械科學生會なるものありて、香港地方在勤の機械技師其他の來訪ある每に集會を催し技術的の講演を聽取しつゝあり。又た學生聯合會々館は極東に於ける最も華麗なる建築物の一なるべく、百二十二呎に四十二呎の地積を占め、四室及び玄關入口拱廊より成る。球戲室休憩室散步場は共に充分の設備を有し音樂堂は大會堂に催され又學生の社會生活の設備遺憾なく、學生としての娛樂慰安も夫々與へられ居れり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大學本館裏には百呎に百二十呎の運動場あり。大學より十分餘（四分の一哩餘）にして達する景勝の地を占たる大運動場はクリツケント競技に適す。斯の如くして學生の健全なる社會生活及び運動は大學當局者の充分認むる所にして、卽ち全學生を寄宿舍に收容する所以なり。

寄宿舍は五棟ありて、夫々ルガード、エリオツト、メー、モリソン及び聖ジョーン館、と稱せられ、總て大學構内にあり。諸設備を有する大學敷地は約百萬平方呎にして、丘崗地に存し、其高さ卽海拔二百呎より四百五十呎なり。

十　香港大學の經理

香港大學は、常に當地政府の同情と援助を受くれども決して官立のものならざることは明にする必要あり。本大學に同情し、後援することは一八四一年の當地殖民地開設當初より今日まで引續き香港政府の敎育に對する確固たる恒久政策にして、總督は大學總長として大學の長官なれども主たる行政官は副總長にして大學の行政事務を擔當す。目下東京駐剳英國大使たるサーチャーレス・エリオツトは第一回總長として殆んど六年間當大學に貢献する所大なりき。彼の學者として世界的の名聲は玆に呶々するを要せず。現副總長はサー・ウイリヤム・ブランエート、は劍橋大學の傑出せる卒業生にして數年間埃及政府の法律及び財政顧問官たりし人なり。同氏は今日支那敎育界に周知せられ、先年北京、漢口、上海、新嘉坡、彼南及び爪哇を歷訪し敎育界の知名の人士と意見を交換せり。

大學の最高統治團隊は大部分支那人（中にパルシー人を含む）なる六十人の議員より成る大學委員會にして此支那人は當殖民地及極東に於ける大班及び知名の商人にして、當大學の事業及び隆盛に貢献したる人々なり。行政團隊は大學委員會の一分子たりと稱せらるゝ大學評議委員會にして、委員中には財政上有力者にして香上銀行の主席支配人の如きを含む。各分科には分科委員會ありて試驗等の如き重要なる各分科事務を取扱ふ。

目下學生總數二百六十名なり。將來支那に於ける學校が入學試驗に通過し得る受驗者を當校に供給するに

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

平和博を觀て

可行子

一　世評と僕の考

博覽會を觀て來たから、一二感想を記して見やう。今度の平和博に對する世評は誠に區々で、或は成功だと言ひ、或は失敗だと言うが、併しそれは見方に依つてドーでも言へる。若し博覽會が豫定の收入を擧げなかつた點から、或は失敗かも知れない。併し新聞等の報ずる所では、事務局は最初、一日平均十萬以上の觀覽者といふ見込であつたといふが、若し然りとすれば、アノ會場の全體の設備から十萬は多きに過ぎる。唯だ押すな／＼で、多くの觀覽者を得さへすれば可い、といふのでは折角の見物も十分觀ることが出來ない、結局博覽會の本來の目的を遂せずに終るのが落ちだ。吾々の考では多いからとて必ずしも成功ならず、少いからとて必ずしも失敗でない。要は觀る人が何かそれに由つて新知識を得、啓發される所があつて、初めて博覽會の目的が遂せられたと謂うべきである。其の點から言へば、觀覽者の少い方が可いかも知れぬ。縱し收入は豫定より少くても、此の意味から成功であるかも知れぬ。故に觀覽者の多少で成功とか失敗とか言うのは誠にツマラヌ議論である。

それよりか、もつと根本に溯つて、アヽいふ博覽會が現代の時勢に適合したものか否かを考へて見る方が可い。自分の考ではアヽいふ八百屋式、勸工場式の陳列を以て、徒らに田舍漢の眼を驚かすやうな遣り方は、最早や時勢後れだと思ふ。無暗に大きく立派に飾り立てる遣り方では、最う滿足は出來ない。世界の此の設備に對する傾向は寧ろ狹く深く、專門的でなければいかぬ、といふ風潮になつて居る。何でも局限された題目を捉へて、それを縱から橫から、各方面から研究して、廣い意味の理解を世人に與へる。卽ち科學的に人間の實生活に密接な點から研究せしめる。といふ遣り方でなくてはならぬ。謂ゆる分業的博覽會、分業的共進會で、加之も科學的、實生活的のものでなければいけない。此點に於て戰前の獨逸は確かに進んで居たと思ふ。獨逸は元來萬國的博覽會はやつたことが無い。曾てドレスデンで萬國衞生博覽會を遣つたことがある、それは衞生の事に關して世界の各方面から種々の研究材料を蒐めたので實に有益なものであつた。が夫れ以外に萬國的八百屋的のは遣つたことは無いと記臆してゐる。戰前に於ける佛國のやうな金のあり餘る處には萬國式の博覽會も好からう。要するにアレ式の博覽會は、都會に田舍の金を吸收し、而して田舍に都會の華美の風を傳播せしめるのが落ちだ。米國では博覽會は徒らに都會風を田舍に植ゑ付けるものだといふので戰後大に國民の節約を必要とする際であるから、一九二四年頃迄は此種の博覽會はやらぬことにしてゐると云ふことである。比較的餘裕のある米國でさへ既に然である。だからあんな舊式な博覽會等は大いに考へ物である。將來は今少し意義のある博覽會、又は共進會に進んで行きたいものだと思ふ。

夫れから第二會場の方で、植民地館に就ての感想は色々あるが、自分は臺灣館が一番好いと思ふ。否な第一、第二兩會場を通じても矢張り臺灣館が好い。何故と言つて、博覽會は建物の宏々たるのを見るのでは無い。中に在る陳列品を觀て好く理解し、それに就て知

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

義を明瞭に得て行くのが趣旨である。此の意味に於て臺灣館は勸工場式で無く、比較的進んだ方法でやつたのは好かつた。

朝鮮館、滿蒙館に對する批判はあるにはあるが茲には省略しやう。尙ほ根本的に言へば、ア、いふ博覽會では植民地の事情を徹底的に紹介することは出來ない。然を言へば常設の植民地博物館を東京に置いて、各方面から植民事情を紹介しなければ噓だ。英佛獨白和等、世界の植民國は皆なそれを持つて居る。そして單に物産を陳列する計りでなく、植民地に關する圖書印刷物をも備へ且つ實驗室をも有し世界の研究に資して居る。特に英國のインペリアル、インスチチユートの如きは廣大なもので、其所に一度び足を入るれば、實際植民地へ行つて見たいといふ感念が起る。常設博物館と言うても之を造るのは譯の無いことだ。……之が實現は全く希望に堪へない。

二　平民的な宮殿下

―本誌の口繪說明―

臺灣館では六月十七日の臺灣始政記念日をトして第三回の臺灣デーを催ほしたが、其の夜は臺灣新聞の主催で彰化煙火を打ち下げることになり、各宮家の御臺臨を仰いだ處が、意外にも十宮家御二十九方が御揃ひで御臺臨になるといふことになつた、斯る多數の宮家方が御一緒に御集りといふ事は實に未曾有なことなので、非常な人氣で、博覽會事務局當りでは臺灣館が餘り事を簡單に考へ過ぎると言うた位であつた。然し幸ひにも萬事に非公式との特別の御注意もあり、且つ何事も成るべく簡單にとの御註文であつたから、臺灣館の準備も畏れ多い事だが頗る平民的に仕た譯であつた。自分は當時、上京中であつたので色部、佐藤、松岡の諸氏と共に親しく御接待に當つたが、實際に各宮殿下の平民振りを拜觀して感涙に咽ばざるを得なかつた。現に本誌口繪の撮影の如きも其一つで、何しろ會の中から各新聞社寫眞班が押かけて來て、宮方の御寫眞を撮らして頂きたいと申込むのだから、殿下御揃ひの上、御用係を經て御許しの有無を伺ひ上げると、閑院宮殿下から差支ないとの御諚があり、特に宮方は二階貴賓のベランダに御並びであつたので、同殿下から「折角寫すのだから善く寫らないといかぬから、自動の二階へ來つて寫すが好い」といふ誠に有り難い仰せを給はつたので、早速其の旨を寫眞班に傳へると、夜の事で迚も外からは寫せない、ドーか室内で寫さして頂きたいといふので、實に閉口して仕舞つたが、其の趣を憚る〱申上げると「折角寫すのだから、差支ない、さう仕やう」といふ仰せで、ベランダに在つた御席を更に室内に入れ、其處に御並びを願つて、そして各寫眞班が一齊に寫さして頂いた譯で、吾々一同實に恐懼に堪へなかつた次第であるか、簡樣に多數宮方の御集りを願ふことは殆ど期せられない事であるにも拘はらず、寫眞まで……加之も色々勝手な御願をしたのに御構ひもなく、御許しになつた其邊に何とも言へぬ平民振りも伺はれて、言ひ知れぬ感に打たれた次第であつた。加之も其の夜、各宮殿下には非常な御滿足で煙火を御はせられ、御子樣達は手を拍ち聲を放つて御喜びになつたその有樣を拜觀した吾々一同は實に何とも言へぬ有り難さで、非常な光榮を感じた次第であつた。

於ては必ずや學生數を著しく增加し得るに至るべし。既に述べたる如く、當大學は五百名以上の學生の收容力あり、余り大なる經費を要せずして、容易に千名の學生を收容し得るならん。

十箇年間の實際經驗より見て、設立者の眞摯なる希望の謬まらずして、將來支那に對し至大の貢獻をなせる事實は證せられたり。概して世界何地に於ける學校も、其活動及び能率を增進せんが爲めにも、更に多くの基金を得るを要す。吾人は特に機械科の發展に至大の興味を有するものにて、更に進んで支那の自然富源の開發に依り世界に於て支那が優秀なる地位を占むるものなることを信ずる人々に機械科の必要を切言せんとするものなり。

大學現在の總長其他は左の如し。

大學總長、サー・レヂナルド・スタッブス。副總長、サー・ウイリヤム・ブランエート。分科學長、ケー。エッチ・デイグビー（醫科）。シ・エ・ミッデルトン・スミス（機械科）。ダグリユー・ブラウン（學藝科）。書記長、エヌ・ニースデール・マッキントッシュ

□激湍の岸に立ちて

見よ此の激湍の人心に似たるを。　百想湧けど動きて定まらず。
さながら此の渦流の泡の如く。　互に逐ひつ逐はれつ廻れども。
出口を見出すことも叶はず。　安み止る所をも得ず。
旅人よ斯る不安汝にあらば。　跪きて天の助けをもとめよ。

―ワアズワアスー

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

臺灣人口統計論（一）

臺灣總督府統計官　堤一馬

（目次概要）

第一章　緒論—第一節　臺灣の人口調査—第二節　人口の靜態と動態
第二章　人口靜態統計—第一節　人口總數（現在人口）—第二節　人口の種族別—第三節　人口の體性別—第四節　人口の年齡別—第五節　人口の配偶關係別—第六節　人口の職業別—第七節　不具者—第八節—內地人の出生地—第九節　土語を解する內地人—第十節　國語を解する本島人—第十一節　本島人敎育の程度—第十二節　本島人たる阿片吸食者—第十三節　本島人たる纒足者—第十四節　所帶及住居
第三章　人口動態統計—第一節　總論—第二節　婚姻—第三節　離婚—第四節　出生—第五節　死産—第六節　死亡—第七節　轉住

第一章　緒論

第一節　臺灣の人口調査

臺灣に於ける人口統計が近世的方法に依て調査せらるゝに至りしは明治三十八年以降の事なり。即ち本邦空前の事業として同年十月一日に施行せられたる第一次臨時臺灣戸口調査に依りて、從來曖昧なりし本島人口の靜的方面即ち分量及構成を詳にすることを得、引續き動態調査の施行に依りて其の動的方面の統計を調査し以て今日に及べるなり。而して第一次戸口調査の十年後なる大正四年に第二次戸口調査施行せられ豫期

の效果を收めたるは世人の熟知する所、又其の五年後なる大正九年には第三次戶口調查たる第一回國勢調查施行せられ其の編成事務は目下着々進行中にして「結果速報」、「住居世帶及人口」の二編は夙に刊行せられ「職業名字彙」、「要覽表」の二編亦近く上梓せられんとする運びと爲れり。「職業名字彙」は國勢調查の世帶調查書に記入せられたる職業九千九百四十二種の名稱を內地語及土語にて對譯表示し辭書體に編纂したる名稱錄にして各種の方面に裨益する所少からざるべし。若夫れ「要覽表」に至りては住居、世帶及人口の構成に關する各種の事項を、極めて抽象的に括約し以て總括的觀察に便すると共に、一面には土地の表章を細密にし卽ち州廳別、市郡支廳別、街庄區及大字別（番地も地名別）に之を表章せる統計書（菊二倍版約千頁の豫定）にして、同書に依るときは國勢調查の結果たる本島人口の分量及構成の綱領を通覽して一目瞭然たるを得べきなり。思ふに第一次臨時戶口調查より第一回國勢調查に至るまでに十五年の星霜を閱し其間センサスの施行三回に及び且年々動態調查を繰返せるを以て、臺灣の人口は靜的にも將動的にも十分の資料を吾人に提供し既に一種の定型を示せるものと認むることを得べし。故に筆者は此の時機に於て第一回國勢調查の結果を紹介すると同時に第一次臨時戶口調查以來臺灣人口の靜的及動的方面の變遷の迹を比較討究せんとす、是れ本稿を起せる所以なり。

但し第一回國勢調查の結果は前にも記したる如く目下進行中にして今漸く「要覽表」の編成を了れるも各種の調查事項を交互に連結したる細密なる統計表に至りては尙數箇月の後に至らざれば完了せず、隨て「集計原表」、「結果表」、「記述報文」等の如きは本年末又は明十二年に刊行せらるべきが故に國勢調查の結果に對して更に專門的に精密なる研究を爲すことは之を後日に讓らざるべからず。

第二節　人口の靜態と動態

(一)靜態調查　人口統計は之を靜態統計と動態統計とに大別するを普通とす。靜態統計は或瞬間に於ける現在調查にして人口の分量及構成を闡明するを目的とし、動態統計は或期間內に於ける移動調查にして人口の變化を研究するを目的とす。抑々人口は一の有機體にして其の細胞たる各個人は自然的には或は出生し來り或は死亡し去り、人爲的には或は轉入し來り或は轉出し去る等變轉已む時なく、隨て人口は分量に於ても

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

素構成に於ても時々刻々移動せるが故に嚴格なる意味よりすれば人口に靜止の狀態卽ち靜態なるものあるべき理なし、然れども實際上の必要より假に人口を或瞬間に靜止せるものと看做し其の瞬間に於ける分量及構成を調査するを靜態統計の目的とす。故に之が調査方法は短時間に完了するを必要とし卽ち國勢調査なる大規模の計劃を必要とする所以にして、國勢調査に依らざる帳簿上其の他間接的の人口靜態調査は殆ど其の價値に乏しきを當然とす。

（二）動態調査に依る算定　人口靜態調査は國勢調査を以て理想的方法とすること上記の如しと雖、而も國勢調査と云ふが如き大規模の事業は斯く頻繁に之を施行することを得ざるは已を得ざる所なり、卽ち各國の實例も稀に五年、多くは十年を回歸期とするが如き有樣なるが故に、之を施行せざる中間の年に於ける調査は他の方法を以て之を補はざるべからず、他の方法とは卽ち動態調査にして卽ち其の期間に於ける動態の調査は敢て困難を感ぜざるが故に、其の動態を調査して一面動態統計其の物の研究を爲すと同時に、一面其の調査を國勢調査の結果たる靜態人口に加除し以て國勢調査に代るべき算定を爲すこと卽ち出生及轉入を加算し死亡及轉出を除斥して人口を算出すること是なり、故に動態調査の目的は動態統計其の物の研究以外之を靜態調査に加味して人口を算定するに在り、唯夫れ算定なり算定は實計に非ざるが故に其の算定を爲すべき調査項目は成るべく簡單を尙び、細密なるが爲に生ずる誤謬を避くる必要殊に大なり、現に臺灣にては動態統計其の物の調査は頗細密に亘れるも動態統計に依る靜態人口の算定は男女の別と、臺灣特有の必要に依る內地人本島人外國人の別とを區分するに止め年齡、配偶關係、職業其の他の細節に至りては之を算定人口の要目に加ふることとなし。之を要するに臺灣の現制にては

（イ）人口靜態統計は臨時戶口調査及國勢調査に依るもの、外動態調査の結果を利用して明治三十八年以來各年、男女及種族別人口を算定調査し「臺灣現住人口統計」として之を發表せり。

（ロ）人口動態統計としては生產、死產、死亡、結婚、離婚、轉入及轉出の各項を調査し明治三十八年以來每年、「臺灣人口動態統計」原表及記述報文を編纂せり而して其の中生產、死亡、轉入及轉出は之を靜態人口算定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の用に供せり。

(三)簡易國勢調査の調査事項　然るに第一回國勢調査後五年に該る大正十四年を以て第四次臨時戶口調査たる第二回國勢調査を施行する旨十一年四月法律第五十一號を以て發布せらる。而して其の施行の方法其の他に關しては目下國勢院に於て審議中にして今は總て未定なるも、同調査は所謂簡易國勢調査にして其の調査事項は氏名、體性、出生年月日、配偶關係の四項に限定せらるべき形勢なり。而して臺灣にては右の外種族卽ち內地人本島人及外國人の區別を調査する必要あるも右の四項は總て之を調査する必要ありや否やは一の問題たらざるに非ず、卽ち臺灣にては內地と異なり完全なる轉住調査ありて正確に人口の算定を爲し得ること前記の如くなるが故に右の四項中、出生年月日及配偶關係の調査を省略し、卽ち簡易國勢調査施行の年の人口も中間各年の人口と同じく單に男女別及種族別のみに算定すれば十分なるが如き觀あるを以てなり。然れども每十年の大調査のみにては其の間隔餘りに長く、爲に各種の比例等に使用すべき年齡別人口及配偶關係別人口に多大の不便を生ずべきが故に、結局臺灣にても種族の外右の四項をも調査することゝし、尙出來得べくば職業をも調査しては如何、職業別人口も亦年齡別人口及配偶關係別人口と同等以上の必要を存するを以てなり然れども翻て思ふに、職業の實地調査及編成に要する手數時間及經費は爾餘の各項目を全部合計したるものにも匹敵すべきを以て、職業を調査項目に加ふるに於ては每十年の大調査と殆ど同一の規模と爲り、簡易國勢調査の本來の趣旨に副はざるに至るべし、深く考察を要する問題なり。

(四)內地に於ける調査と推計　內地にては國勢調査以前は明治三十一年十一月內閣訓令第一號に依り每五年に靜態人口の調査を爲せるも、是れ固より帳簿調査にして其の不正確なるは當然なりしなり。加之其の中間の各年に於ては動態調査の生產及死亡と動態調査に依らざる寄留屆とに依りて人口を推計せるも、寄留屆の不正確の爲全國總計に於て約百五十萬人の誤謬を生ずるを普通とせり、故に國勢調査後は此の方法を改め既往の增加率に依りて之を推計する方法を執ることゝ爲り七月二十六日の官報に其の旨發表せらる。此の方法も不完全なるは勿論なるも、本島の如く轉住調査に依りて人口の算定を爲さざる限は已を得ざる所なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（五）調査の比較に就て　以上述べたるが如く臺灣に於ける人口靜態の調査は明治三十八年及大正四年の臨時戸口調査竝大正九年の國勢調査に依て精密なる結果を得たるも、之を基礎とし動態調査の結果を加除して算定したる各年末の靜態人口は男女及內本外の種族別卽ち六種に區分したる人口に限られ既に大正九年末の算定をも了せるが故に、以下に述ぶべき調査の比較は此の六種の區分に屬するものに付ては明治三十八年以降の各年を比較するを得るも、或は年齡、或は職業と云ふが如き算定人口の要目以外に屬する民志的事項に付ては單に臨時戸口調査及國勢調査の結果のみを比較する外なし。

第二章　人口靜態統計

第一節　人口總數（現在人口）　第一款　全島

（一）國勢調査の人口及密度　大正九年十月一日第一回國勢調査の結果に依る本島現在人口は三百六十五萬五千三百八人なり故に之を全島總面積二千三百三十二方里に比例せしむれば人口密度は一方里に付一、五六七・五人なり。然るに同調査は蕃地に在る生番人（大正八年末の公簿調査に於て八萬四千五百十四人を算す）を調査せられざりしが故に今蕃地に在る生番人以外の人口を全人口より控除し、又蕃地の面積を全面積より控除し、卽ち平地の現在人口三百六十一萬四千四百五十二人を平地面積千二百三十七方里に比例せしむれば一方里に付二、九二一・九人にして之を本島平地の人口密度とす。而して國勢調査の結果に依る內地道府縣平均の一方里人口は二、二三九・〇人にして本島の總平均よりは密なるも本島の平地のみよりは疎なりとす。

尙參考の爲內地及諸外國の人口及其の密度を左に表示すべし（國勢院編纂の大正十一年列國國勢要覽に依る）

列國の人口及其の密度

國	人口	一方里人口
內地	五五、九六三、〇五三	二、二三九
植民地	二一、〇二五、一九二	一、一〇八
支那	四三〇、六六〇、〇〇〇	四八八
露西亞	一三六、〇〇〇、〇〇〇	四一五
北米合衆國	一〇九、七二〇、六二〇	二二三
屬領	一二、一四八、七三八	一〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

獨逸	六〇、八九八、九八四	二、一一〇
英吉利	四七、二五七、五五〇	二、三二五
英屬領	三九八、五九〇、〇〇〇	一八八
佛蘭西	三九、四〇二、七三九	一、二〇五
佛屬領	五五、五八二、九〇五	八九
伊太利	三六、〇九九、六五七	一、九四四
伊屬領	一、五七五、九六九	一六
伯剌西爾	二〇、六四五、二九六	五六
波蘭	二四、二七二、三四九	一、〇一九
西班牙	二〇、七八三、八四四	六三五
西屬領	八四四、三三九	三九
羅馬尼亞	一五、四〇〇、〇〇〇	七五〇
墨西哥	一五、一六〇、三六九	一一八
セルブクロアートスロヴエーヌ	一四、五〇〇、〇〇〇	八五五
チエツコスロヴアキア	一三、五九九、八一六	一、四三八
暹羅	八、九二四、〇〇〇	二七五
亞爾然丁	八、五三三、三三二	四四
白耳義	七、五七七、〇二七	三、九六九
和蘭	六、八四一、一五九	三、二四九
和屬領	四七、一四九、九〇五	四五九
墺地利	六、〇五七、六一七	一、一七〇
葡萄牙	五、九六〇、〇五六	一、〇〇〇
葡屬領	八、七三五、八五四	五六
哥倫比亞	五、八四七、四九一	七九
瑞典	五、八四七、〇三七	二〇一
希臘	五、六〇〇、〇〇〇	七九
秘露	五、〇〇〇、〇〇〇	四一
智利	四、〇三八、〇五〇	八五
瑞西	三、八八〇、〇九〇	一、四四九
丁抹	三、二六八、八九七	一、二九〇
丁屬領	九八、六三二	七
ボリヴイア	二、八八九、九七〇	三五
諾威	二、六四六、三〇六	一二六
エクアドル	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇五
パラグアイ	一、〇〇〇、〇〇〇	一三三

(二)増加の趨勢　顧て明治三十八年十月一日に於ける第一次臨時戸口調査の結果を見れば、人口三百二萬九千七百五十一人にして平地一方里の密度は二、四七九・九人なりしを以て、第一回國勢調査に至る十五年間に人口六十一萬五千百五十七人卽ち一年平均四萬千三十七人を増加し又一方里の密度四四二・〇人を増加せり。而して第一次臨時戸口調査以後動態調査の結果に依る算定人口を見れば同年十月一日より十二月三十一日に至る三箇月間に七千餘人卽ち千に對する二・三人を増加し、翌三十九年一月一日より十二月三十一日に至る一年間には三萬三千餘人卽ち千に對する一一・一人を増加し、斯くて四十四年の一年間に六萬九千餘人卽ち

千に對する二一・七人を增加せるを增加の最大なるものとして年々若干の增加を告げ、以て大正九年國勢調査の三百六十五萬五千餘人に達せるものとす。尙三十八年十月一日の人口を百とする指數は大正元年十二月二十一日に至りて一一〇と爲り大正九年十月一日に至りて一二〇と爲れり。

第一次臨時戶口調査以降に於ける人口增加の趨勢は左表に就て詳細を知ることを得べし。

（備考）男女別及內地人本島人外國人別の人口は大正九年十月一日第一回國勢調査の結果を基數とし之に生產及轉入と死亡及轉出とを加除して、旣に大正九年十二月三十一日の事實を調査し、大正十年十二月三十一日の事實も亦大正十一年十月迄には調査を了せられんとす。

□臺灣人口增加の趨勢□

調査の時	人口	指數	增加 實數	增加 人口千に付
明治三十八年十月一日	三、〇三九、七五一	一〇〇	—	—
同　年十二月末	三、〇四六、八五九	一〇〇	七、一〇八	二・三
同　三十九年十二月末	三、〇八〇、五四九	一〇一	三三、六八六	一一・一
同　四十年十二月末	三、一〇八、七三五	一〇二	二八、一八六	九・一
同　四十一年十二月末	三、一三一、三五五	一〇三	二二、六二〇	七・六
同　四十二年十二月末	三、一六八、二〇五	一〇四	三五、八七〇	一一・五
同　四十三年十二月末	三、二一九、二一一	一〇六	五〇、九〇六	一六・一
同　四十四年十二月末	三、二八八、八七九	一〇八	六九、六六八	二一・七
大正元年十二月末	三、三五三、九四三	一一〇	六五、〇六四	一九・八
同　二年十二月末	三、四一八、二七〇	一一二	六四、三二七	一九・二
同　三年十二月末	三、四六八、七一九	一一四	五〇、四四九	一四・八
大正四年十月一日	三、四七九、九二三	一一四	一一、二〇四	三・二
同　年十二月末	三、四八三、二六六	一一五	三、三四四	一・〇
同　五年十二月末	三、五一〇、一一〇	一一五	二六、八四四	七・七
同　六年十二月末	三、五六〇、〇五〇	一一七	四九、九四〇	一四・二
同　七年十二月末	三、五八三、三九五	一一八	二三、三四五	六・六
同　八年十二月末	三、六三〇、三八五	一一九	四六、九九〇	一三・一
大正九年十月一日	三、六五五、三〇八	一二〇	二四、九二三	六・九
自明治三十八年十月一日至大正九年十月一日十五年平均	三、二四五、九八八	—	四一、〇三七	一三・五
大正九年十二月末	三、六七三、二九〇	一二一	一七、九八二	四・九

（三）人口の倍加期

人口倍加期とは現在の人口は今後幾年にして二倍と爲るかの問題にして重大なる意義を有す。本島にては前表に示すが如く明治三十八年十月一日より大正九年十月一日に至る十五年の一年平均

の増加四萬千三十七人にして又平均人口は三百三十四萬五千九百八十八人なるが故に一年平均の増加率は〇・〇〇一二三なり。此の増加率は十五年の平均なるが故に、殆ど本島の定型的事實と見て差支なかるべく將來と雖大なる異變なき限は著しき變動ありとも覺えず、故に今此の増加率を以て將來を推すときは臺灣の人口は大正九年より起算し十四年後に四百萬人を超え三十二年後に五百萬人に上り四十年にして五百五十萬人と爲り四十七年にして六百萬人を算し五十六年にして六百七十一萬人即ち二倍以上に達する計算なり。但し此計算は 3.345.988×(1+0.0123)=x の算式に依り一年毎に人口を算出したるものにして小數は八位迄計算したり。

（四）内地及諸外國の人口増加　本島の人口増加率は右の如く十五年平均に於て千に對する一二・三人なり。然るに國勢院編纂「大正十一年列國國勢要覽」に依れば内地及諸外國の最近二回の人口調査期間に於ける毎年平均増加率左表の如し。

□内地及諸外國の人口増加率　（人口千に付）　（一）ハ減

内地	一三・一	丁抹	一七・二	諾威	一二・六	西班牙	五・一
加奈陀	一九・二	セルブクロアートスロヴエーヌ	一六・〇	白耳義	一〇・三	英吉利（愛蘭を除く）	三・六
伯剌西爾	二七・五	羅馬尼亞	一六・〇	葡萄牙	八・六	瑞西	三・三
哥倫比亞	二六・〇	和蘭	一四・三	瑞典	七・一	獨逸	（一）七・一
濠洲	一九・九	北米合衆國	一四・一	希臘	七・一	佛蘭西	（一）九・一
				伊太利	六・三		

（五）自然的増加率に就て　以上に述べたる本島人口の増加は明治三十八年以後十五年間の事實にして、其の増加は轉出に對する轉入超過の増加をも含めるが故に之を以て普通所謂人口増加率と混同すべからず、普通所謂人口増加率は自然的増加のみを意味し即ち死亡に對する生産の超過率を謂ふものなり、此の點に付ては後に人口動態の部に詳述せんとする所なるが明治三十九年より大正九年に至る十五年間に於ける生産超過率は人口千に付最高一六・六八人（大正六年）と最低五・三二人（明治三十九年）との間に在り。

（六）九年末人口　大正九年十月一日の國勢調査の結果を基礎として算定したる十二月末人口は三百六十七

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬三千二百九十人にして一萬七千九百八十二人即ち千に對する四・九人を增加せり。三箇月間に於ける四・九人は一年に於ける一九・六人の割にして蓋し近年に於ける大增加なり。

(七)常住人口　以上述べ來れる本島の年末人口は臨時戶口調查及國勢調查の結果たる現在人口を基數として之に動態調查の結果を加除せるものなり。然るに動態調查は常住人口(又現住人口とも謂ふ)に對して施行せらるゝが故に、現在人口なる靜態事實に常住人口より生ずる動態事實を加除する事と爲り、純理より之を言へば甚妥當を缺ぐ次第にして、算定の結果たる人口は現在人口にも非ず常住人口にも非ざる中間性の人口と爲り了れる嫌あり。此の問題に付ては第一次臨時戶口調查の當時より議論あり、即ち臨時戶口調查にては現在人口の外に常住人口をも調查せるが故に此の常住人口を基數として動態調查の結果に依る算定を爲すべきなりとは妥當且有力なる說なりしも、種々研究の結果、(イ)臨時戶口調查に際し常住人口の調查は現在人口よりも誤謬を含み易し(次に詳述す)、(ロ)現在人口を用うるも多くの差異を生ずるものに非ず、(ハ)諸外國孰も現在人口を用うるを實例とす等の理由に依り遂に現在人口を算定の基數とするに決し第一次調查後も第二次調查後も將國勢調查後も終始此の方法に依れり。

常住人口は現在人口中より一時の現在者を除き之に不在者を加へたる人口なり。大正九年國勢調查の現在人口は既記の如く三百六十五萬五千三百八人なるも其の中の四萬八千九百八人は調查當時の一時現在者即ち調查を受けたる地に常住の事實なく一時的に現在したる者なれば之を控除し、一面其の地に常住の事實あるも調查當時偶々不在なりし者九萬八百八人あるが故に之を加算するときは則ち常住人口三百六十九萬七千二百八人と爲り現在人口よりも多きこと四萬千九百人なりとす。

以上の如く常住人口の現在人口よりも多數なること換言すれば不在者の一時現在者よりも多數なること四萬人以上に及べるは、前段に於て常住人口の調查には誤謬を生じ易しと述べたる所以にして、名は不在者と稱するも既に其の地には久しく住居の事實なく常住人口數の中より削除せらるべき者を多數包含せる結果に外ならず、故に本島にても內地にても平素の調查に比し國勢調查の人口には減少を來すに至り、現に東京市

の如きは國勢調査の人口は區役所の調査及警視廳の調査に比し六十萬或は百萬等の減少を來せること、主として平素の調査に於て出寄留屆の不勵行に依る人口の不整理卽ち不在者に對する調査の不正確に起因せるものとす。本島にても不在者に對する調査の誤謬は往々にして之あるを免れず、殊に本島の不在者中には久しく對岸支那地方に滯在し既に本島に常住の事實を有せざる者をも尙包含せる者あるが故に依然常住人口に多數を示す關係あり。

抑々本島のセンサスに於て現在人口以外に常住人口を調査したるは主として其の常住人口を基礎として爾後の人口を算定せんが爲に外ならず、然るに常住人口の調査には以上縷述したるが如き不備ありて到底算定の基礎と爲すべからざる事實明白なり、故に今後の國勢調査には單に現在人口のみを調査し常住人口の調査を廢止すること內地のそれの如くならんことを希望す。

第二款　州廳別

(一)國勢調査の人口　大正九年十月一日に於ける國勢調査の州廳別人口は臺南州の九十五萬四千餘人を以て最多とし總數の二割六分餘に當る、臺南州に次ぐは臺中州の七十七萬六千餘人卽ち二割一分餘にして以下臺北州の七十四萬三千餘人卽ち二割餘、新竹州の五十六萬餘人卽ち一割五分餘、高雄州の五十三萬二千餘人卽ち一割四分餘相次ぎ、花蓮港廳の四萬九千餘人と臺東廳の三萬八千餘人とは共に一分餘に過ぎず。

(二)國勢調査後の增加　同年十月一日より十二月三十一日に至る三箇月間の動態調査に依りて算定せられたる十二月三十一日州廳別人口は孰も多少の增加を告ぐ、而して其の增加は臺中州の四千二百八十人を以て最多とすれども人口に對する增加率は花蓮港に於て最高を示し增加の實數は三百三十一人に過ぎざるに人口千に付六・七人の高率を示せるは一は人口の寡少に起因する比例數昂騰の影響なりとす。詳細は左表の如し。

□州廳別人口□

州廳	大正九年十月一日 實數	大正九年十月一日 百分比例	大正九年十二月三十一日 實數	大正九年十二月三十一日 百分比例	三箇月間の增加 實數	三箇月間の增加 人口千に付
全島	三、六五五、三〇八	一〇〇・〇	三、六七三、二九〇	一〇〇・〇	一七、九八二	四・九

臺北	七四三、〇七七	一〇・三	七四八、六三七	一〇・三	三、五六〇	四・八
新竹	五六〇、二九三	一九・三	五六三、二六七	一九・三	二、九七四	五・三
臺中	七七六、八三〇	二一・三	七八一、二一〇	二一・三	四、三八〇	五・五
臺南	九五四、一八〇	二六・〇	九六七、九二四	二六・〇	一三、七四四	一・九
高雄	五三三、七〇四	一四・六	五三五、七〇四	一四・八	二、〇〇〇	五・六
臺東	三八、九九一	一・一	三八、八八四	一・一	九三	二・四
花蓮港	四九、四三三	一・四	四九、七六四	一・四	三三一	六・七

(三)道府縣との比較　臺東、花蓮港二廳の人口は今暫く之を措き五州の人口を、國勢調査の結果に付て內地の道府縣に比較すれば臺南州の九十五萬四千餘人は宮城縣の九十六萬千餘人と秋田縣の八十九萬八千餘人との間にして五十二區分中の第二十九位、臺中州の七十七萬六千餘人は巖手縣の八十四萬五千餘人と青森縣の七十五萬六千餘人との間なる第三十三位、臺北州の七十四萬三千餘人は石川縣の七十四萬七千餘人と富山縣の七十二萬四千餘人との間なる第三十七位、新竹州の五十六萬餘人及高雄州の五十三萬二千餘人は順次に奈良縣の五十六萬四千餘人と內地の最少縣たる鳥取縣の四十五萬四千餘人との間に在り。

第三款　郡別

(一)國勢調査の人口　郡の數は總て四十七にして臺北州九、新竹州八、臺中州十一、臺南州十、高雄州九なり今大正九年國勢調査の結果に依り各郡の人口を比較せんに抑、全島總人口三百六十五萬五千三百八人中より臺東、花蓮港二廳の人口三市の人口及水面の人口を控除すれば殘餘は卽ち四十七郡の人口にして三百二十九萬九百八十八人を算するが故に一郡の平均人口は七萬二十一人なり。而して各郡中の最多は嘉義郡の十四萬九千九百四十八人にして以下彰化郡は十三萬人以上、基隆及新竹の二郡は各十二萬人以上、員林及東石の二郡は十一萬人以上、大甲及北門の二郡は十萬人以上、苗栗郡は九萬人以上、虎尾、北斗、七星、宜蘭及新營の五郡は八萬人以上、海山、新豐、中壢、高雄、斗六及北港の六郡は七萬人以上を示し以上二十郡を平均以上とす、而して大屯、屛東、岡山、竹南、桃園、新化、東港、豐原、南投及鳳山の十郡は六萬人以上、潮州、竹東、澎湖、旗山、曾文、羅東文山及新莊の八郡は五萬人以上、大溪及淡水の二郡は四萬人以上、東勢及竹山の二郡は三萬人以上、能高、大

湖及恒春の三郡は二萬人以上、新高及蘇澳の二郡は一萬人以上にして蘇澳郡の一萬八百六十八人を最少とす。

(二)國勢調査後の變化　國勢調査より年末に至る三箇月間に各郡の人口は概して増加し、就中嘉義郡の八百四十五人、苗栗郡の八百三十七人、員林郡の七百九十三人、基隆郡の六百八十四人、虎尾郡の六百四十六人、豐原郡の六百二十四人及中壢郡の六百一人等を増加の主なるものとす、然るに蘇澳郡には人口の異動は之あるも結局増減なく、又北門郡は五人、新莊郡は二十二人、大湖郡は百三十一人の減少を示す。而して(イ)嘉義郡は八百四十五人を増加したるが爲十五萬七百九十三人と爲り毎一萬人の區分に於て十五萬人以上の列に入り(ロ)竹南郡は四百五十四人を増加して六萬九千百四十七人と爲れるに岡山郡は百二十五人の増加にして六萬八千九百五十五人に止まれるが爲竹南郡は岡山郡を凌駕し前項國勢調査の結果に依る順位を顛倒するに至れり、(ハ)右二點以外には各郡人口の増減は郡の順位にも、毎一萬人の區分に依る類別にも變動を及ぼさず。

第四款　支廳別

支廳は臺東及花蓮港の二廳共に三にして支廳別人口は大正九年十月一日の國勢調査に依るも、將之より算定したる同年十二月末の調査に依るも、花蓮支廳は約三萬五千人を以て首位に居り、臺東支廳の二萬千餘人之に次ぎ、新港支廳の一萬三千餘人と玉里支廳の一萬二千餘人とは大差を存せざるも、大武支廳の三千八百餘人は大なる懸隔を存し、更に研海支廳に至りては僅に千七百餘人に過ぎず。而して右三箇月間の増減は大武支廳に於ける十七人の減少を除く外孰も増加を告げ其の増加は花蓮支廳の二百六十九人より臺東支廳の十四人に至る間に在るも人口千に對する増加率は研海支廳(二十五人)の一一・〇人を最高とす。

第五款　市別

(一)國勢調査の人口及其の後三箇月間の増加　大正九年十月一日即ち市制施行當日の三市の人口は臺北市十六萬二千七百八十二人、臺南市七萬六千五百六十八人、臺中市三萬千五百三十九人なり。而して十二月三十一日に至る三箇月間の動態調査の結果臺北市は千五百四十七人、臺中市は五百九十五人、臺南市は四百六十六人を増加せるが故に、人口千に對する増加率は臺中市に於て最高一八・九人を示し臺北市九・五人、臺南市六・一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人なり。

(二)內地市區との比較 國勢調査の結果たる三市の人口を內地の市區に比較すれば三市を合せ總數八十六箇所の中、臺北市の十六萬二千餘人は長崎市と廣島市との間なる第八位、臺南市の七萬六千餘人は和歌山市と靜岡市との間なる第二十五位、臺中市の三萬千餘人は弘前市と大津市との間なる第七十六位に在り。

第六款　街庄區別

(一)街庄區の數 全島に於ける街の數は三十五、庄の數は二百二十八、區の數は十八にして其の州廳左の如し。

□州廳別街庄區の數□

州廳	街	庄	區
全島	三五	二二八	一八
臺北	六	三四	—
新竹	四	三九	—
臺中	九	五一	—
臺南	八	五九	—
高雄	六	四四	—
臺東	一	—	一一
花蓮港	一	一	七

(二)街の人口 全島三十五街の人口は大正九年十月一日即ち街庄制施行當日の國勢調査にては基隆街の四萬七千九百二十一人、嘉義街の三萬七千四百七十七人及高雄街の三萬五千五十三人等より北斗街の九千百六十四人、臺東街の六千九百八十四人及最少花蓮港街の五千七百五十五人等に至る間に在りて街の人口總計は六十九萬二千五百七十四人を算す。然るに同日以後三箇月間の動態調査に依り算定したる十二月三十一日の人口は總計六十九萬七千四百六十七人なるが故に三箇月間の增加は四千八百九十三人にして之を各街に分てば鹽水街に於て十一人、新莊街に於て二十三人を減少したるを例外として各街孰も增加を告げ、就中基隆街の五百八十四人、高雄街の三百五十一人、嘉義街の三百二十人、豐原街の二百八十八人、清水街の二百五十五人、苗栗街の二百三十九人等を增加の大なるものとす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

今十二月三十一日の人口に依り五千人毎に各街を區分すれば基隆街は四萬五千人以上（四萬人以上に該當する街なし）嘉義及高雄の二街は三萬五千人以上、新竹及鹿港の二街は三萬人以上、斗六街は二萬五千人以上、大溪、淸水、麻豆、屛東、豐原、埔里、南投、淡水、宜蘭及員林の十街は二萬人以上、馬公、西螺、北港、鹽水、桃園、彰化、朴子、汐止、新莊、苗栗及旗山の十一街は一萬五千人以上、東港、鳳山、梧棲、新化及羅東の五街は一萬人以上、北斗、臺東及花蓮港の三街は五千人以上にして花蓮港街の五千九百十三人を最少とす。

(三)庄の人口　庄の人口は便宜上大正九年十二月三十一日の算定人口に依りて觀察せんに、(イ)全島二百二十八庄中人口最多きは臺南州東石郡六脚庄にして二萬千六百四十人を示す、同庄に次で二萬人以上を有するは順次に高雄州岡山郡彌陀庄、臺北州七星郡士林庄、高雄州岡山郡湖内庄、臺南州北門郡學甲庄、新竹州新竹郡新埔庄、臺中州竹山郡竹山庄、新竹州中壢郡楊梅庄及臺北州基隆郡瑞芳庄の九庄なり、(ロ)臺南州嘉義郡大埔庄の人口は僅に九百七十七人にして全島の最少なり、(ハ)各庄の人口を五千人毎に區分すれば左表に示すが如く五千一人乃至一萬人級の八十三庄を最多とし一萬一人乃至一萬五千人級亦八十庄を算す州廳別の詳細左表の如し。

州廳人口階級別庄の數

州廳	五千人以下	五千一人—一萬人	一萬一人—一萬五千人	一萬五千一人—二萬人	二萬人以上
全島	一二	八三	八〇	四四	九
臺北	—	三	九	二	二
新竹	一	一五	一三	九	二
臺中	—	二	二五	六	一
臺南	四	二四	二四	一五	二
高雄	七	二〇	一三	一二	二
花蓮港	—	一	—	—	—

(四)區の人口　區の數は臺東廳十一、花蓮港廳七にして大正九年十二月三十一日の各區の算定人口は臺東廳にては卑南區の六千四百八十三人と火燒島區の千四百七十一人との間、花蓮港廳にては鳳林區の八千五百

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五十四人と吉野區の千六百五十八人との間に在り。

（五）大字の人口　大正九年十月一日の國勢調査の人口並之を基數として算定したる十二月三十一日の人口は各市街庄共に大字別に調査せられ「國勢調査要覽表」及「現住人口統計」には大字別人口をも表章しあり、然るに大正十年十二月訓令第二百十號を以て人口動態報告規程の一部に改正を加へられ同一市街庄內の轉住に付ては轉住票の作製を要せざることと爲り大正十一年分より施行せられたるが大正十年分に付ても大字別に人口の算定を爲さゞることゝ爲り隨て十年以後は大字別の人口を知ることを得ざるに至れり。

第七款　蕃地の人口

本島の人口調査は明治三十八年の第一次臨時戶口調査以來蕃地に在る生蕃人を調査せず、平地に在る生蕃人は勿論之を調査するも蕃地にては生蕃人以外の各種族のみを調査する制なり。故に調査の結果たる蕃地の人口は內地人、漢人、熟蕃人、外國人にして其の中に生蕃人を包含することなし。而して大正九年十月一日國勢調査の蕃地人口は四萬八百五十六人にして同年十二月三十一日迄に三百八十三人を增加して四萬千二百三十九人と爲れり。而して同三十一日の人口は新竹州一萬六千餘人、臺北州一萬三千餘人、臺中州四千百餘人、花蓮港廳三千七百餘人、高雄州千九百餘人、臺南州千三百餘人、臺東廳三百餘人なり。

第八款　水面の人口

大年九年十月一日の國勢調査には水面上の人口五千二百十五人を計上せり。水面の人口は殆ど總て浮動的のものなるが故に市街庄の人口に算入せずして之を別掲し以て爾後の動態調査に依る算定の範圍外に置かる從來は以上の趣旨を以て調査せられ來れり雖、人口の浮動的なることは水上と陸上とに由り異なることなきに、陸上の浮動人口は動態調査に依る算定の範圍內に在りながら水面の浮動人口のみ然らざるは妥當を缺ぐが故に、次回の調査よりは水面の人口も市街庄の人口中に算入し陸上人口との間に區別を設けざることに改めんことを望む。（第一節完、以下續出）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける登記貸金の利率調

財務局金融課

（說明）此の「登記貸金利率調」は各州廳の稅務課及び稅務出張所に於て、所得稅調查の資料として全島の登記官署に於て調查せる材料に依り作成したもので大正十年九月現在のものである。詳細は（備考）に記載する通りで、尙ほ各州廳別の利率調も別表に作つてある。

□登記貸金利率調

全島計

利率＼種別	內地人ノ貸付口數 百圓未滿ノモノ	三百圓未滿ノモノ	千圓未滿ノモノ	萬圓未滿ノモノ	萬圓以上ノモノ	計	本島人ノ貸付口數 百圓未滿ノモノ	三百圓未滿ノモノ	千圓未滿ノモノ	萬圓未滿ノモノ	萬圓以上ノモノ	計	計 百圓未滿ノモノ	三百圓未滿ノモノ	千圓未滿ノモノ	萬圓未滿ノモノ	萬圓以上ノモノ	計	千分比
年利六分	—	一	五	四	—	一〇	六	三〇	六九	二七	—	一三二	六	三一	七四	三一	—	一四二	四
七	一	—	四	—	一	六	八	三八	三七	二九	一	一一三	九	三八	四一	二九	二	一一九	三
八	—	一	—	一	一	三	一九	六五	八九	六七	—	二四〇	一九	六六	八九	六八	一	二四三	七
九	—	一	—	一	—	二	八	六六	一六三	一三五	三	三七五	八	六七	一六三	一三六	三	三七七	二一
一〇	一	一	二	四	一	九	一四三	四五一	六九四	五五七	二四	一,八六九	一四四	四五二	六九六	五六一	二五	一,八七八	五五
一一	—	—	五	一三	—	一八	二七	一八六	二九四	一九九	八	七一四	二七	一八六	三〇〇	二一二	八	七三二	二一
一二	—	二	七	五	一	一五	一六七	七二三	九三四	五七三	二二	二,四一九	一六七	七二五	九四一	五七八	二三	二,四三四	七一
一三	六	四	八	三	四	二五	九八	四八五	七四五	四三四	一九	一,七八一	一〇四	四八九	七五三	四三七	二三	一,八〇六	五三
一四	二	九	三	九	一	二四	一六一	七二八	八七八	四五七	一七	二,二四一	一六三	七三七	八八一	四六六	一八	二,二六五	六六
一五	二	一八	二七	一九	一	六七	四五七	一,五四七	一,四〇六	七九六	一八	四,二二四	四五九	一,五六五	一,四三三	八一五	一九	四,二九一	一二六
一六	—	二八	一六	四	二	五〇	四八三	一,三六七	一,二〇〇	四九五	八	三,五五三	四八三	一,三九五	一,二一六	四九九	一〇	三,六〇三	一〇六

一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
四	六	—	一九	—	二	二	一四	二	—	一	—	—	八	—	—	—	—	一	二	—	—	—	一
二七	九四	—	三六	一	五	—	四九	三四	—	—	一	—	五	一	—	—	—	—	五	一	—	—	—
三〇	四一	一	三二	一	三	二	九二	三五	—	一	一	—	三	—	一	—	—	—	四	一	—	—	—
三	四〇	—	一三	一	—	—	一三	一	—	—	—	一	三	—	一	—	—	—	一	—	一	—	—
—	一	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六四	一四四	一	一〇九	三	三	四	一三三	七二	—	二	二	一	一九	一	二	—	—	一	三	二	一	—	一
一二二	六一八	三〇	一、二八六	二二	八八	二〇	八〇〇	八五	一三	一三	三	八	一八八	一	四	一	二	一	七	一	一	—	五
三四四	一、六三八	一二九	二、一一五	六一	二五九	四五	一、三三二	二三四	三六	二三	二一	八	一〇一	一	二	一	六	三	一一	一	—	—	八
四〇二	一、三七六	一七一	一、一七二	四九	一六二	四九	六九三	一九五	二五	三	九	四	三二	八	二	一	—	一	三	—	一	一	六
二八八	六七六	一〇七	四九三	二四	四六	一四	八七	一五	六	一	五	一	一三	—	一	—	—	—	二	—	—	—	—
二	一四	二	三	—	—	—	—	—	—	一	—	—	二	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—
一、一四八	四、三三三	四五九	四、九七八	一五五	五五一	一六八	二、九一二	五一九	七七	四九	三四	二一	三五六	一〇	九	三	八	六	三二	二	二	一	一九
一一六	六二四	三〇	一、二〇五	一二	九〇	一三	八一四	八七	一三	一三	三	八	一九六	一	四	一	二	二	九	一	一	—	六
三七一	一、六九二	一二九	二、一五一	六二	二六〇	四五	一、三七七	二五八	三六	二三	一三	八	一〇六	二	二	一	六	三	一六	二	—	—	八
四三二	一、四一九	一七二	一、二〇四	五〇	一六五	五三	七四五	二三〇	二三	一三	六	四	三五	八	三	一	—	一	一六	一	一	一	六
二九二	七一六	一〇七	五一五	二五	四八	一三	九九	一六	六	一	五	二	一六	—	二	—	—	—	三	—	一	—	—
二	一九	二	三	—	二	—	—	—	—	一	—	—	二	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—
一、二二二	四、四六六	四四〇	五、〇八七	一九八	五六三	一三二	三、〇三五	五九一	七七	五一	三六	二三	三五五	二	二	三	八	七	四四	四	三	一	二〇
三五	一三二	一三	一三〇	五	一六	四	八九	一七	二	一	一	一	一〇	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一

	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	計	籾	其他
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七五	—	—
	—	—	—	—	一	一	—	二	一	—	二八四	—	—
	—	二	—	—	一	—	—	二	—	—	二九二	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一八〇	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五	—	—
	—	二	—	—	二	一	—	五	一	—	八一六	—	三六
	—	—	—	—	一	一	—	三	—	三	四、七九二	—	—
	一	一	—	一	—	—	二	三	—	六	一二、〇六五	—	—
	—	二	一	一	一	一	—	三	—	—	一〇、八九五	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	五、九四九	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五四	—	—
（小計）	一	七	一	二	二	二	二	一〇	—	九	三五、四五四	九、五九〇	二三九
	—	—	—	—	一	一	—	三	—	三	四、八六六	—	—
	一	一	—	一	一	一	二	五	一	六	一二、三四九	—	—
	—	四	一	一	二	一	—	五	—	—	二、一八八	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	五、六九八	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六九	—	—
（合計）	一	九	一	二	四	三	二	一五	一	九	三四、二七〇	九、三九〇	二六五
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇	—	—

（備考）

一、返濟期限の經過せるものと雖も抹消登記未了のものは凡て本調査件數に包含せしむ

一、利率は年利に依り百分の一位に止め厘位は四捨五入せり

一、籾を以て利拂の定をなせるものは其の總件數のみを取調へ末尾に之を掲げたり

一、年利五分以下のもの及年利五割を超ゆるものは特種關係のものと看做し元利濟崩に依れるものと合せて之を「其他」に集め總件數のみを末尾に掲載せり

一、下欄千分比は年利六分より年利五割迄の總件數に對し利率毎に依る割合を取 たるものにして年利二割の一五〇其の第一位を占め一割八分の一三一第二位一割五分の一二六第三位なり

一、貸出件數の最も多きものは貸付金三百圓未滿の年利二割二一五一件其の首位を占め同年利一割八分の一六九二件之に次ぎ同年利一割五分一五六五件第三位なり

一、臺灣利息制限規則の制限利率及貸付件數割合左の如し

貸付金百圓未滿のもの現行制限利率 年三割

右制限迄のもの四八三一件九九% 以上のもの 三五件一%

同 千圓未滿のもの年二割五分

右制限迄のもの二三、二四〇件九八%以上のもの三九七件二%

同 千圓以上のもの年二割

右制限迄のもの五、六二五件 九六%以上のもの二四二件四%

一、內地に於ける制限利息は大正八年四月法律第五九號を以て舊率に對し一割六分乃至二割五分を減率せり而して右の減率に準して臺灣の制限利率を減するときは百圓未滿二割四分千圓未滿二

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

割千圓以上一割七分となる右に依り現登記貸付件數の割合を調査するに左の如し

貸付金百圓未滿のもの年二割四分（計算上二割三分となるも月利算出上の便宜及通常行はるゝ利率を參酌し二割四分とせり）

二割四分迄のもの四、五二二件九三％以上のもの三五四件七％

同　千圓未滿のもの年二割

二割迄のもの一九、八九五件八五％以上のもの三、六四二件一五％

同　千圓以上のもの年一割七分

一割七分迄のもの四、二五八件七三％以上のもの一、六〇九件二七％

一、各州廳別の利率調は別表の通り

□登記貸金利率調

臺北州（貸付口數なき利率の欄は除く、以下皆同し）

利率＼種別	内地人の貸付口數						本島人の貸付口數						計					
	百圓未滿	三百圓未滿	千圓未滿	萬圓未滿	萬圓以上	計	百圓未滿	三百圓未滿	千圓未滿	萬圓未滿	萬圓以上	計	百圓未滿	三百圓未滿	千圓未滿	萬圓未滿	萬圓以上	計
六分	—	—	四	一	—	五	二	二	七	五	—	一六	二	二	一一	六	—	二一
七	—	—	一	—	—	一	三	二	二	二	—	九	三	二	三	二	—	一〇
八	—	—	—	一	—	一	八	一二	一七	一六	—	五三	八	一二	一七	一七	—	五四
九	—	—	—	一	—	一	一	八	四七	五四	—	一一〇	一	八	四七	五五	—	一一一
一〇	一	—	二	三	一	七	五〇	一七七	二九八	二六三	一六	八〇四	五一	一七七	三〇〇	二六六	一七	八一一
一一	—	—	一	一	—	二	一二	八二	一二三	八六	三	三〇六	一二	八二	一二四	八七	三	三〇七
一二	—	一	三	一	一	六	三六	二六八	三四四	一九五	七	八五〇	三六	二六九	三四七	一九六	八	八五六
一三	—	一	三	一	一	六	四〇	二四八	三一七	一三六	二	七四三	四〇	二四九	三二〇	一三七	三	七四九
一四	—	一	一	三	—	五	六七	二五九	二六九	一二八	一	七二四	六七	二六〇	二七〇	一三一	一	七二九
一五	—	一	三	九	一	一四	一六七	六七六	四九一	二八五	四	一、六二三	一六七	六七七	四九四	二九四	五	一、六三七
一六	—	—	二	—	—	二	八三	三〇一	三〇四	一二九	五	八二二	八三	三〇一	三〇六	一二九	五	八二四
一七	—	—	—	二	—	二	二四	七八	一〇三	六五	一	二七一	二四	七八	一〇三	六七	一	二七三
一八	二	二	八	一八	—	三〇	八三	二三八	二三〇	一四四	五	七〇〇	八五	二四〇	二三八	一六二	五	七三〇
一九	—	—	一	—	—	一	七	三三	二五	一一	—	七六	七	三三	二六	一一	—	七七
二〇	—	四	四	一三	—	二一	一一一	一六七	一〇九	六五	一	四五三	一一一	一七一	一一三	七八	一	四七四

二一	二二	二三	二四	二五	二九	三〇	三二	三四	三五	三六	三八	四〇	四八	四九	計	額	其他
—	—	—	二	—	—	—	—	—	一	一	—	一	—	—	八	—	—
—	—	—	五	三	—	—	—	—	—	二	—	—	一	一	一二	—	—
一	一	一	一五	九	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	六二	—	—
一	—	—	五	一	—	二	一	—	—	—	一	—	—	—	六五	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	—	—
二	一	一	二七	一三	—	三	二	—	一	三	一	一	一	一	一六一	—	四
四	五	—	二六	四	一	九	—	—	一	一	一	二	一	—	七四八	—	—
八	九	—	三〇	一〇	—	五	—	一	二	一	—	二	一	—	二、六〇九	—	—
一三	六	二	二八	六	—	四	—	—	—	一	—	—	—	—	二、七四六	—	—
八	六	四	五	一	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六二六	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	四六	—	—
三三	二六	六	八九	二一	一	二五	—	一	四	三	一	四	二	—	七、七七五	三、八三三	三八
四	五	—	二八	四	一	九	—	—	二	二	一	三	一	—	七五六	—	—
八	九	—	三五	一三	—	五	—	一	二	三	—	二	二	一	二、六二一	—	—
一四	七	三	四三	一五	—	五	一	—	—	一	—	—	—	—	二、八〇八	—	—
九	六	四	一〇	二	—	九	一	—	—	—	一	—	—	—	一、六九一	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	五〇	—	—
三五	二七	七	一一六	三四	一	二八	二	一	五	六	二	五	三	一	七、九三六	三、八三三	四二

□登記貸金利率調

新竹州

種別		利率 六	七
內地人の貸付口數	百圓未滿	—	—
	三百圓未滿	—	—
	千圓未滿	—	—
	萬圓未滿	—	—
	萬圓以上	—	一
	計	—	一
本島人の貸付口數	百圓未滿	三	一
	三百圓未滿	六	三
	千圓未滿	八	五
	萬圓未滿	五	六
	萬圓以上	—	—
	計	二二	二四
計	百圓未滿	三	一
	三百圓未滿	六	三
	千圓未滿	八	五
	萬圓未滿	五	六
	萬圓以上	—	一
	計	二二	二五

三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八
—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—
—	一	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一	—	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	一	—	—	—	—	一
—	一	—	—	—	—	一	四	—	—	—	一	—	六	—	一	—	一	一	一	一	—	—	一
—	二	—	—	二	一	四	二五	二	五	六	一五四	八	五七	一七	四五	一〇〇	二一	五五	二六	六	五六	二	五
—	八	一	五	—	五	一四	二九	八	一六	七	二七五	二八	二五二	九六	一五四	二八一	一一九	一一五	一五一	四〇	九五	五	一二
五	六	二	一	二	五	一三	一六	八	一四	一六	一八九	四九	二〇九	八五	一四九	二六一	一四〇	一六二	一七五	六二	一二七	一七	五
—	二	一	五	—	五	四	一二	五	四	二	一二五	五二	一四五	七六	一〇二	一五五	八九	一一五	一一七	四二	一二五	一二	一〇
—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	一	一	—	四	五	四	五	一	四	一	—
五	二六	四	九	四	一四	五四	七九	二一	五七	五一	七五一	一一七	六四四	二七五	四五〇	八〇一	五七二	四二七	四五二	一五一	五八五	五四	五二
—	二	—	—	二	一	四	二四	二	五	六	一五四	八	五七	一七	四五	一〇〇	二一	五五	二七	六	五六	二	五
—	八	一	五	—	五	一五	二九	八	一六	七	二七五	二八	二五二	九六	一五四	二八一	一一九	一一五	一五一	四〇	九五	五	一二
五	六	二	一	二	五	一三	一八	八	一四	一六	一八九	四九	二〇九	八五	一四九	二六一	一四〇	一六二	一七五	六五	一二七	一七	五
—	五	一	五	—	五	四	一二	五	四	二	一二四	五二	一五一	七六	一〇二	一五五	八九	一一五	一一七	四二	一二五	一二	一〇
—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	一	一	一	四	四	五	五	一	四	一	一
五	二九	四	九	四	一四	五五	八五	二一	五七	五一	七五五	一一七	六五〇	二七五	四五一	八〇一	五七五	四二八	四五五	一五二	五八五	五四	五五

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三二	三五	四〇	四五	四八	計	概	其他
—	—	—	—	—	二	—	—
—	—	—	—	—	一	—	—
—	—	—	—	—	三	—	—
—	—	—	—	—	九	—	—
—	—	—	—	—	五	—	—
—	—	—	—	—	二〇	—	—
一	—	—	一	—	五六八	—	—
一	一	一	—	—	一、六九一	—	—
一	—	—	一	一	一、七一五	—	—
一	—	—	—	一	一、一八八	—	—
—	—	—	—	—	二七	—	—
四	一	一	二	二	五、一八九	四、一九九	二六
一	—	—	一	—	五七〇	—	—
一	一	一	—	—	一、八九二	—	—
一	—	—	一	一	一、七三八	—	—
一	—	—	—	一	一、二八七	—	—
—	—	—	—	—	三三	—	—
四	一	一	二	二	五、二〇九	四、一九九	二六

□登記貸金利率調

臺中州

種別	利率	六分	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
内地人の貸付口數	百圓未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三百圓未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
	千圓未満	一	—	—	—	—	一	—	—	一	一
	萬圓未満	—	—	—	—	一	四	二	—	一	四
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一	—	—	—	一	五	二	—	二	七
本島人の貸付口數	百圓未満	一	—	四	五	一四	四	二一	一五	八	六七
	三百圓未満	二〇	二三	三四	五一	一一一	五〇	一六三	八六	一三四	二八六
	千圓未満	五二	二九	六四	九七	二一九	九二	二六八	二一七	二〇四	三二〇
	萬圓未満	一六	二一	三八	六七	一五一	六七	一九八	一四七	一五四	一九二
	萬圓以上	—	一	—	二	四	四	七	一三	一三	一〇
	計	八九	七四	一四〇	二二二	四九九	二一七	六五七	四七八	五一三	八七五
本島人の貸付口數	百圓未満	一	—	四	五	一四	四	二一	一五	八	六七
	三百圓未満	二〇	二三	三四	五一	一一一	五〇	一六三	八六	一三四	二八八
	千圓未満	五三	二九	六四	九七	二一九	九三	二六八	二一七	二〇五	三二一
	萬圓未満	一六	二一	三八	六七	一五二	七一	二〇〇	一四七	一五五	一九六
	萬圓以上	—	一	—	二	四	四	七	一三	一三	一〇
	計	九〇	七四	一四〇	二二二	五〇〇	二二二	六五九	四七八	五一五	八八二

	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	|	|	二	|	一	|	|	|	五	一	|	|	|	|	一	一	|	|	|	一	|	|	|	|
	|	|	六	|	一	|	一	|	四	|	|	一	|	|	一	|	|	|	|	[illegible]	一	|	|	|
	一	|	[illegible]	|	一	|	|	|	一	|	|	|	|	一	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	一	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	二	|	二	|	[illegible]	|	一	|	一〇	一	|	二	|	一	二	一	|	|	|	四	一	|	|	|
	二〇	九	五七	四	一三七	九	七	八	三五	一〇	四	四	一	|	三	一	一	|	|	二	一	|	|	一
	一一七	六八	二六五	二四	二八五	五七	四〇	九	九三	三六	九	六	九	|	三二	|	一	|	|	二	一	|	|	五
	一七八	一〇六	二八二	二四	二四五	一七	二九	一五	六二	二三	九	三	五	|	一三	四	一	一	一	八	|	一	一	一
	一五七	一一	二二七	二六	一三二	一三	一四	[illegible]	一八	六	一	一	|	|	一	|	|	|	|	二	|	|	|	|
	五	|	六	一	七	|	|	|	|	|	|	一	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	四七五	二九四	八二七	七九	七九六	七五	九〇	三九	二〇六	七五	二三	一五	一三	|	五七	六	[illegible]	一	一	一四	二	一	一	七
	二〇	九	五七	四	一三七	九	七	八	[illegible]	一〇	四	五	一	|	三	一	一	|	|	二	一	|	|	一
	一一七	六八	二六七	二四	二八六	五七	四〇	九	九八	三七	九	六	九	|	三二	一	一	|	|	[illegible]	一	|	|	九
	一七八	一〇六	二八八	二四	二四六	一七	三〇	一五	六六	二三	九	四	[illegible]	|	一四	四	一	一	一	二	一	一	一	一
	一六八	一一	二三〇	二六	一三三	一三	一四	[illegible]	一九	六	一	一	|	一	一	|	|	|	|	二	|	|	|	|
	四	|	六	一	七	|	|	|	|	|	|	一	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	四七七	二九四	八三八	七九	七九九	七五	九一	三九	三六	七六	二三	一七	一三	一	五九	六	[illegible]	一	一	一八	三	一	一	七

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

種別		四二	四四	四六	四七	四八	五〇	計	槪	其他
內地人の貸付口數	未滿百圓	—	—	—	—	—	—	一	—	—
	未滿三百圓	—	—	—	—	一	—	一五	—	—
	未滿千圓	二	—	—	—	二	—	二六	—	—
	未滿萬圓	—	—	—	—	—	—	一九	—	—
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	一	—	—
	計	二	—	—	—	三	—	六二	—	六
本島人の貸付口數	未滿百圓	—	—	一	—	二	三	四五六	—	—
	未滿三百圓	一	—	—	二	一	三	二、〇〇三	—	—
	未滿千圓	二	一	一	—	二	—	二、五九五	—	—
	未滿萬圓	—	—	—	—	—	—	一、七五二	—	—
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	七二	—	—
	計	三	一	二	二	五	六	六、八七八	六六一	一一五
計	未滿百圓	—	—	一	—	二	三	四五七	—	—
	未滿三百圓	一	—	—	二	二	三	二、〇一八	—	—
	未滿千圓	四	一	一	—	四	—	二、六二一	—	—
	未滿萬圓	—	—	—	—	—	—	一、七七一	—	—
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	七三	—	—
	計	五	一	二	二	八	六	六、八四〇	六六一	一二一

□登記貸金利率調

臺南州

種別 \ 利率		六分	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
內地人の貸付口數	未滿百圓	—	一	—	—	—	—	—	六	一	二
	未滿三百圓	—	—	—	一	—	—	—	三	七	一四
	未滿千圓	—	三	—	—	—	二	二	五	一	二二
	未滿萬圓	—	—	—	—	—	二	—	—	二	五
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	四	—	一	—	四	二	一四	一一	四三
本島人の貸付口數	未滿百圓	—	一	一	—	二三	五	四六	一四	二四	六三
	未滿三百圓	二	—	四	三	二九	四	七〇	一三	八一	一五九
	未滿千圓	一	一	一	二	一六	三	四五	一八	七二	一九〇
	未滿萬圓	—	—	二	二	四	—	二〇	一二	三〇	一一二
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—
	計	三	二	八	七	七三	一二	一八四	五七	二〇七	五二四
計	未滿百圓	—	二	一	—	二三	五	四六	二〇	二五	六五
	未滿三百圓	二	—	四	四	二九	四	七〇	一六	八八	一七三
	未滿千圓	一	四	一	二	一六	五	四七	二三	七三	二一二
	未滿萬圓	—	—	二	二	四	二	二〇	一二	三二	一一七
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—
	計	三	六	八	八	七二	一六	一八六	七一	二一八	五六七

一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	四〇	四一
—	四	一	—	一七	—	二	二	二	二	—	—	—	—	七	—	—	—	—	—	一	—	—	—
二五	二六	四八	—	二七	一	五	—	三二	二九	—	—	一	—	二	—	—	—	—	—	—	一	—	—
一四	三〇	二四	—	二五	—	—	一	二六	二三	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六	一	七	—	三	—	—	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二	六一	八〇	—	七三	一	九	三	七三	五六	—	—	二	—	九	—	—	—	—	—	一	一	—	—
一七二	四二	二〇五	八	四四一	—	六〇	七	五四八	三〇	六	—	一	四	一二四	—	二	一	二	—	二	—	二	—
三七七	五八	四七一	四三	九三四	三	一四〇	二四	九九〇	一四〇	一九	三	六	六	五一	一	—	—	五	—	五	—	—	一
三〇七	七三	三三五	六三	三九二	—	八七	二三	四八〇	一三八	一〇	—	—	二	八	一	—	—	—	—	一	—	一	—
五四	三三	八八	二九	一一八	二	二〇	二	四三	—	—	—	二	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	一	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九一〇	一九四	一,〇九八	一四〇	一,八八六	五	三〇七	五六	二,〇六〇	三二八	三五	三	九	一二	一七七	二	二	一	七	—	八	—	三	一
一七二	四三	二〇四	八	四五八	—	六二	九	五五九	五二	六	—	一	四	一三	—	二	一	二	—	三	—	二	—
四〇二	八四	五一九	四三	九六一	四	一四五	二四	一,〇三三	一六九	一九	三	七	六	五三	一	—	—	五	—	五	一	—	一
三二一	一〇五	三五九	六三	四一七	—	八七	二四	五〇六	一八〇	一〇	—	一	二	八	一	—	—	—	—	一	—	一	—
四七	二三	九五	二五	一三一	二	二〇	二	四六	—	—	—	二	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	一	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九五二	二五五	一,二七八	一四〇	一,九五八	六	三二六	五九	二,一五三	三八一	三五	五	一一	一三	一八六	二	三	一	七	—	九	一	三	二

種別		四四	四六	四八	五〇	計	概	其他
内地人の貸付口數	百圓未滿	—	—	—	—	五七	—	—
	三百圓未滿	—	一	—	—	二二三	—	—
	千圓未滿	—	—	—	—	一七八	—	—
	萬圓未滿	—	—	一	—	二八	—	—
	萬圓以上	—	—	—	—	二	—	—
	計	—	一	一	—	四八八	—	二
本島人の貸付口數	百圓未滿	一	—	—	—	一、八三二	—	—
	三百圓未滿	—	—	一	三	三、六四七	—	—
	千圓未滿	—	—	—	—	二、二七〇	—	—
	萬圓未滿	—	—	—	—	五六九	—	—
	萬圓以上	—	—	—	—	七	—	—
	計	一	—	一	三	八、三二五	一九	三四
計	百圓未滿	—	—	—	—	一、八八九	—	—
	三百圓未滿	一	一	一	三	三、八七〇	—	—
	千圓未滿	—	—	—	—	二、四四八	—	—
	萬圓未滿	—	—	一	—	五九七	—	—
	萬圓以上	—	—	—	—	九	—	—
	計	一	一	二	三	八、八一三	一九	三六

□登記貸金利率調

高雄州

種別	利率	六分	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
内地人の貸付口數	百圓未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—
	三百圓未滿	一	—	—	—	—	—	—	—	一	一	三
	千圓未滿	—	—	—	—	—	—	二	—	—	一	—
	萬圓未滿	—	—	—	—	—	四	二	二	一	一	—
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—
	計	一	—	—	—	—	四	四	四	三	三	三
本島人の貸付口數	百圓未滿	—	三	一	—	一八	一	三六	五	四一	六〇	一六三
	三百圓未滿	—	一	三	一	三九	一〇	九一	二五	一三五	一四四	四一八
	千圓未滿	—	—	二	—	三四	一四	一〇三	三一	一九三	一四三	二六一
	萬圓未滿	一	—	一	一	一三	四	四五	一五	六六	五一	五三
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一	四	七	二	一〇四	二九	二七五	七六	四三五	三九八	八九五
計	百圓未滿	—	三	一	—	一八	一	三六	五	四二	六〇	一六三
	三百圓未滿	一	一	三	一	三九	一〇	九一	二五	一三六	一四五	四二一
	千圓未滿	—	—	二	—	三四	一四	一〇五	三一	一九三	一四四	二六一
	萬圓未滿	一	—	一	一	一三	八	四七	一七	六七	五二	五三
	萬圓以上	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—
	計	二	四	七	二	一〇四	三三	二七九	八〇	四三八	四〇一	八九八

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	計	賴	其他
—	三	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	七	—	—
一	二	—	三	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一三	—	—
—	二	—	一	—	—	—	一	三	—	—	—	—	—	一〇	—	—
—	一	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	—	—
—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—
一	九	—	八	—	—	—	二	三	—	—	—	—	一	四六	—	—
二	二八	三	三五二	二	一五	二	一七〇	一七	一	六	一	三	四二	一、一八一	—	—
四二	四五二	一三	四四七	六	四八	四	一八二	一八	五	一五	一	—	六	二、〇八三	—	—
三七	三一八	一〇	二三五	二	二五	一	九八	一〇	—	七	—	—	一	一、五一五	—	—
一四	八一	二	五九	—	二	—	七	—	—	—	—	—	—	四〇二	—	—
—	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—
一一六	一、〇五〇	二七	一、〇八四	一〇	八八	七	四六七	四五	四	二六	二	三	四九	五、一八三	六一九	一六
二	三一	三	三五四	二	一五	二	一七〇	一七	一	六	一	三	四三	一、一八八	—	—
四三	四五四	一三	四五〇	六	四八	四	一八三	一八	五	一五	一	—	六	二、〇九六	—	—
三七	三二〇	一〇	二三六	二	二五	一	九九	一三	—	七	—	—	一	一、五二五	—	—
一四	八二	二	六一	—	二	—	七	—	—	—	—	—	—	四一五	—	—
—	二	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	—	—
一一七	一、〇五九	二七	一、〇九二	一〇	八八	七	四六九	四八	四	二六	二	三	五〇	五、二二九	六一九	一六

□登記貸金利率調

臺東廳

種別		利率 八分	九
内地人の貸付口數	百圓未滿	—	—
	三百圓未滿	一	—
	千圓未滿	—	—
	萬圓未滿	—	—
	萬圓以上	—	—
	計	一	—
本島人の貸付口數	百圓未滿	—	—
	三百圓未滿	—	—
	千圓未滿	—	—
	萬圓未滿	—	—
	萬圓以上	—	—
	計	—	—
計	百圓未滿	—	—
	三百圓未滿	一	—
	千圓未滿	—	—
	萬圓未滿	—	—
	萬圓以上	—	—
	計	一	—

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	一〇	一八	二〇	二二	二三	二四	二五	計	報	其他
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	一	―	―	―	―	―	―	二	―	―
	―	―	一	一	―	―	―	二	―	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	一	―	一	一	―	―	―	四	―	五
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	―	―	―	―	―	二	三	五	―	―
	―	二	―	―	―	―	―	三	―	―
	―	一	―	―	―	一	一	二	―	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	―	三	―	―	―	三	四	一〇	二	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	一	―	―	―	―	二	三	七	―	―
	―	二	一	一	―	―	―	五	―	―
	―	一	―	―	―	一	一	三	―	―
	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	一	三	一	一	―	三	四	一四	二	五

□登記貸金利率調

花蓮港廳

種別	利率	六分	一〇	一一	一二	一四	一五	一六	一八	一九
內地人の貸付口數	百圓未滿	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	三百円未滿	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	千圓未滿	―	―	一	―	―	―	―	三	―
	萬圓未滿	三	―	一	―	二	―	―	五	―
	萬圓以上	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	計	三	―	二	―	二	―	―	八	―
本島人の貸付口數	百圓未滿	―	二	―	―	―	―	―	―	―
	三百圓未滿	―	―	―	―	―	一	―	―	―
	千圓未滿	一	―	―	一	―	一	一	―	―
	萬圓未滿	―	四	―	―	―	一	―	―	―
	萬圓以上	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	計	一	六	―	一	―	三	一	―	―
計	百圓未滿	―	二	―	―	―	―	―	―	―
	三百圓未滿	―	―	―	―	―	一	―	―	―
	千圓未滿	一	―	一	一	―	一	一	三	―
	萬圓未滿	三	四	一	―	二	一	―	五	―
	萬圓以上	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	計	四	六	二	一	二	三	一	八	―

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三三	三六	四〇	四三	四五	計	額	其他
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一	—	—	—	二	—	—	—	—	—	二	—	二	—	—	一	八	—	—
—	—	—	—	四	一	—	—	—	—	一	—	一	—	—	一	三	—	—
二	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一五	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	七	一	—	—	—	—	三	—	四	—	—	二	三五	—	一九
一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	六	—	—
九	—	二	—	六	三	—	一	一	一	—	一	三	—	—	—	二七	—	—
三	一	一	—	九	一九	一	—	—	—	—	—	二	四	一	—	四一	—	—
六	—	—	二	三	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二八	一	三	三	一八	三	一	一	一	一	—	一	七	四	一	—	九四	九七	—
一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	六	—	—
一〇	—	二	—	八	三	—	一	一	一	二	一	九	—	—	一	三九	—	—
一三	一	一	—	二一	六	一	—	—	—	一	—	三	四	一	一	五三	—	—
八	—	—	二	四	四	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一九	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三一	一	三	三	二九	一五	一	一	一	一	三	一	二	四	一	二	三九	九七	一九

征番私記

大路主人　水野遵氏纂述

第五回

探奇遇賊○傳道入山

臺灣南部の探偵も粗其事を了したれば臺灣府に至り英領事グレゴリー氏を訪ひ該官の案内にて府城を遊覽し三日間府内に逗留の後樺山氏と共に淡水まて陸行をなさむとて二座の轎子を傭して四月十日府城大北門を出て柴頭湊圓湊尾を過き嘉義縣城外の一旅房に投宿しぬ總て此の近方の地は平坦にて米甘蔗芋等を耕作すること殊に夥しく我國へ年年輸入するところの臺灣砂糖は多く此の邊と鳳山縣下の出産なりと言へり又蚊港西湊といへるは繁華の小海市にして支那内地より航來の船舶輻輳せり聞く此の兩港の中央に水沙連東螺といへる二の大河流あり一夜雨すれは山水必す暴漲すと余等も一日間川止めの難に出逢たり臺灣府志に據れは水沙連より時々沙金を産出すと見へたり然れとも實際は其採量甚寡しと聞けり初め余等の府城を出るとき此の頃彰化縣下に叛民蜂起して支那官兵の出征中なれは淡水まての通路擁塞の虞あらむも計られすとグレゴリー氏は語られしかば余等は竊かに思惟らく支那兵鬪戰の手際は一度も目視せしことなければ是こそ願ても得がたき好機會なり急き馳せ上り其戰状を見んものをと告別もそこそこになし發程後第四日の晡時に彰化縣城に到着一旅亭に宿を求めて長途の勞足を慰めける程に既に隣房には兵卒數十人宿してあり扨ては叛民征討の兵士ならむ其戰地の遠近を聽まほしと旗亭の人を呼ひ戰爭のある地方は何方なるやと尋ねけるに此城より三里東方に當れる廖有富と呼ふる處なりと答へ頓て雞聲の曉を告げにければ轎夫を喚起し旗亭を立出て順一驛するに通衢の人家には五彩の旌旗を樹列し壯丁義勇なといへる文字を標章せる戎服を穿てる豚尾兵の充満してありければ今天こそは面白き活劇を觀るべしと喜び田間の小逕を東方に二里程も行進し頃暗に思惟らく最早砲聲の聽ゆへき筈なるに音も沙汰もなきは不審なりと猶東方に行進せしに支那兵の隻影だも見るなければ餘りの奇怪さに路傍の農夫に廖有富とは何れの地方なるやと問にければ彼れは左方指してあれ見られよ前面一圓の竹林こそ貴問の家なりと答へにければ轎子を急がせ那處に到りて其景状を熟視すれは一個の石門ありて周圍四町餘もありぬる小城廓の如き廣大の家屋なれは守門者に打向ひ廖有富は那邊に在るやと尋ねたれば暫時にして人品骨格卑賤ならざる支那人の内堂より出來りて余等に向ひ揖一揖し貴客の問はるゝところの廖有富とは地名にあらす即ち拙者の賤名なりよくこそ枉駕ありたりとて中堂に招し入れ頓て賓主の坐定りければ余は先つ口を開き本日貴地に來れるは餘の儀にあらす昨夜彰化縣に於て仄かに傳聞せしには當地方に支那官兵本陣し既に叛民と接仗なす趣なれは夫を一見なさばやと遠路を厭はす罷越たりと語りければ廖某之に答へて曰く其叛民とは即拙者並此一郷内の者にて明日は支那兵の攻撃を受くべきなれば村内の者は明日の一戰に雌雄を決すべき心構なりこれ見られよとて隣房に案内しければ其房中には馬上銃英國製鉛塊等夥しく貯藏しありて武備中々嚴肅なり尤此銃鉛は淡水外商の密賣せしものと察せられたり暫くして午餐の設

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

け出來けれは中堂にて支那風上等の料理を以て余等を饗しぬ此時例の鐵面皮にて別に辭退もなさす其席に坐を占め酒杯數回の後主人は突然と余等に義兄弟の約を結び賜り度しと希望なしにければ余は何のために一面識の外人に向ひ締交を乞はるやと詰りしに其御不審は左もありぬへき事なれとも今貴客に折入りて願事あり夫は他儀にあらす此度支那官兵の來征は其實拙者の罪戾にあらす全く清官の不道より此大事を惹起せり其理由は清官の租稅を背く收斂なせしに由れは希くは府衙に其實情を報道して拙者の寃屈を雪き賜り度若此願事完成せすは拙郷中に貴駕を駐められ闔村の民兵を指揮し無道の官兵を防禦の軍略を授けられたし拙者は今より貴客を仰き統領とも盟主とも尊載いたすへしと顏色を變して强請なしたれは余等は扨こそ難事の出來たりと心中暗に鬼怕を懷きしもさあらぬ躰にもてなして余輩は海外萬里の旅客なれは汝と義兄弟となるも詮なき事なれは其請求には應し難しと辭退をなしにければ彼等は直に余等を目して支那政府の間諜なりと疑ひしにや其接遇頓に不穩の狀を現したり此に於て余等も始めて悔悟の念を生し平穩にて此場を逃れ出すへき隙を窺ひ廖某並列座の者に別を告け匆々に其門を出て轎子を急かせて某店頭といへる僻村に投宿しぬ其夜村中の者とも我旅房に集來せしかは余等は廖有富は如何なるものなるやと尋れしに彼等は直に答へて廖某は義民なり我等も廖氏を戴きて頭目となすと言たりき是に由りて之を觀れは廖某は嶮を負ひて支那政府の政令を遵奉せさる土豪とも視做し難し其後廖仕强なる者鄉番軍營に密書を帶來りて我兵と氣息を相通し支那兵を表裏より挾擊せむ事を乞へり其密書中に廖氏敗滅の顚末を詳記したれは玆に其文を擧けて後日參考の便に供しぬ（密書略）

斯くて其の夜も無事に打過ぬれは其翌早天に打立轎子を急かせて淡水に向ひ去りぬ此度雇來りし轎夫とも一日間に兩回つゝ轎子を路傍に塞置き烟館に立入り鴉片煙を喫することと殆むと我國雲助の居酒を嗜むると一般なれとも其身體を害すると時間を費すの多きは甚た恐るへき事なり又轎夫の喫烟する間は村落中の病者轎子の周圍に群集し眼病瘧氣の類ひなく余等に治療を乞ひければ行李中の藥袋より桒兪錠沸騰散等を取出し之を與へて其困難を辛くして免れたり又攝生法を問るゝ時には眼病には屢々冷水にて洗へ瘧氣には燒酎を一寸用ゆへからすと世間普通の事を大醫氣取りにて指諭せしも旅中の一奇話なり抑々土人の余等を認めて醫員となせる所以は時々歐米軍艦教會の醫員巡村して施療し傳道を兼帶になすものあれは人種の黃白を辨せす西洋服を穿てる人は悉く醫者なりと見誤りて治療を乞ひしものぞかし。

數十年來歐米諸國教會の耶蘇天主兩教の傳道に力を盡せる事は殊に勉めたりと言ふへし目今島中に既設の禮拜堂三十六個あり在島の牧師は其數二十人に下らす又教會附屬の醫員ありて病者あれは醫藥を施して漸次土人を聖教へ誘致するの階路となせり今英國牧師ブルロック氏一行の內山旅行筆記を抄錄なし以て余等見聞の不足を補ふこと左の如し。

明治六年の七月英人ブルロック氏米人スチート氏（ミチガン州博物採集者）の兩氏は嘉義城下より東方に進行すること一日半程にして方一里半許りのツイシヤハキと呼へる半月形の一小湖に逢せり此湖畔には生蕃の一種族と僅少の支那人民住居せり此處より道を轉じて北方に進行すること一日程ホシヤに逢し渦を此地に駐め弘教すること二週日間にして生蕃地に入り親しく生蕃を教化すること三日間なり此地は牧師キャンベル氏兄弟の曾て二年前に旅行なせしのみにて其他の歐米人は一人も未た來遊なせしものなし此鄙近方の地形に就

て一論すれば山嶽峨々森林蓊蒼たり又地形の平坦なる處には支那人の移住して米茶を耕作すれども山中に採樵し又隣村に來住せむには大勢伍をなし兵器を携ふを常とせり此頃支那人の生蕃に殺害されしことありしかば更に戒心を加へ警備を嚴重になせり又ホシャの東方一里程の山頂にブーワン人の居住地あり牧師の其地に來れるを見て大に疑懼を懐けるの際牧師の同行は人頭の陳列しあるを見て戯に其形を模寫せしを以て大に生蕃の怒を招きしかども醫療を施し傷所瘍腫を救治せしを以て漸く歡心を得たりきブーアン人は皮膚黄赤色を帯び身軀痩短なり家屋は方一間にして屋中凹形をなし地平より低きこと二三尺只一方に通行口を開けるのみ其他窓牖の設けなく夜中は松根等を焚きて明を取れり又人死すれば必す屋中に埋葬すと言へり其風俗は獵獸の餘暇耕耘を事とせり所産は米粟甘薯なれども其方法は甚た拙劣にして山腹の旱田に肥糞を用ひす淺く稀藝せるのみなり又彼等の戰地に赴くや裸體に毛製の斜帯と首級籃を掛け長槍を携へ深叢に埋伏し敵人の經過するを待ちて突然襲殺す夫れ斯の如く人を殺すも只首級を得るを以て目的となし財物を掠奪することなし其生蕃嗜殺の一証にはブーワン社中にも一家の前面に高棚を架し其上に新舊二十五顆の首級あり其内四顆は生肉未た朽ちざるものあり此故にホシャ熟蕃は年々十人乃至十五人の生命を失ふと云へり。

第六回

軍發長崎（）報達淡水

明治七年四月臺灣生蕃懲治のため官兵發遣の廟議一決なしたれば陸軍中將兼陸軍大輔西鄉從道を臺灣蕃地事務都督に拜し陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良を參軍佐久間福島の兩佐官を參謀となし其餘將士の隨從するもの數百名なり此に於て西鄉都督は日進孟春大有の諸艦を率ゐ四月の十八日東京を電發し長崎に寄泊して暫らく該港に駐軍養鋭し又壯兵を鹿兒島縣に徵募なし且粮仗の備既に完全なしたれば先軍の戰艦を蕃地に向け發艦せしめむとするの際東京駐在英國公使の異論を發せしにより廟議頓に變りて出師の期を緩めむとするの勢に傾きたり此の飛報の長崎に電達せるや將士等は甚廟議の緊固ならさるを憚はず兵團殆むど潰裂の凶光を顯しければ都督は斷乎意を決して即夜有功丸を發航せしめ福島陸軍少佐を厦門に派して公信を閩浙總督に致せり其文に曰く。

大日本陸軍中將兼陸軍大輔西鄉、爲照會事、臺灣土蕃之俗、自古嗜殺行刧不奉 貴國政教、海客留難是樂、邇年我國人民遭風漂到彼地、多被慘害、幸逃脫者、追入貴國治下之境始沾仁宇慍愉、藉得生還本國、稔知貴國於全我民之意厚且至也、我國 政府感謝奚似、而彼生蕃反是 害我人民如此、爲民父母豈忍漠然、是以我 皇上委本中將、以深入蕃地、招彼酋長、百般開道、痛其凶首、薄示徵戒使無再踏前轍以安良民、本中將謹遵欽旨、即率親兵、將由水路直進蕃地、至若船過 貴國、固無他意、應毋阻拒、但恐閭巷之訛或觸於貴國之詫異、特茲備文報明、爲是照會 貴大臣、希即查照轉飭各該地方官、咸使知之可也、須至照會者。

右　照　會

大清兵部尚書兼都察院右都御史閩浙總督部堂李又片明治四年十二月、我琉球島人民六十六名、遭風壞船漂到臺灣、登岸是處屬牡丹社、竟被蕃人刧殺五十四名死之、十二名逃生、經蒙貴國救護送回本土、又於明治六年二月、我備中國人民佐藤利八等四名、漂到臺灣卑南蕃地、亦被刧掠僅脫生命幸蒙貴國 恤與送交 領事旋即回 國入我人民 疊受恩德即感無涯、茲我政府獨怪土蕃幸人之

災、肆其劫殺若還不問安所底止、是以遣使往攻兵心、庶使感發天良知有人道而已、故本中將雖云率兵而往、惟備土番一味悍暴、或敢抗抵來使從而加害、不得已則稍示膺懲之勢耳、但所慮者有貴國及外國商民在臺灣所開口岸、運貨出入者或見我國此間行事、便思從中窺與生番互通交易資助敵人軍需、則我國不得不備兵捕之防、望　貴大臣嚴行曉諭臺灣府縣沿邊口岸各地所有中外商民、勿得毫犯又所懇請者倘有生番偶被我兵追赶、走入臺灣府縣境内潜匿者、煩該地方隨郎捕交我兵屯營是望特此又片以陳惟請　貴大臣煩爲査照施行。

有功丸に引續きて日進孟春の諸艦兵士を滿載して長崎港を出帆しにけれは西郷都督は新購の汽船高砂號に搭し臺灣地方に牙營を移されたり是實に明治六年五月十六日なり却說余は先頃樺山氏と共に臺灣島の南部より陸路を淡水に到達なしてより英國領事衙門内ヒテツン氏の房内に寄寓してありけるに此頃湊内何となく物騷しく日本の軍兵は臺灣島の東部を占領せり或は昨天青海原遥に旭旗の軍艦を見掛けたりなごと漁夫市人輩のいと囂々と罵り合へるを耳底に挾むこと屢々なれと何方ら口穢い賤民の常なれば必す市虎の類ならむと聽流し聊か念頭に掛けざりしに或日の朝房主は余に打向ひ近今清國官吏の竊に在港日本人の居動を探偵なすの風說あれば些の戒心を加へられかしと忠告なしにけれは今日に限りて奇怪の事を聽くものやされは我廟議は征番出軍に決し清國政府へ何等の照會ありしならむと獨心中に此先の方向は如何なして可ならむやと默坐沈思の折柄戶外に剝啄の聲聞へて案内乞ふ者あり頓て家僕の書翰一封を齎來するを見あり取敢へす其緘を折解し讀一讀すれは是郎れは在淡水英國領事館日本客水野遵と名宛し征番參軍赤松少將よりの公信にて新水需用のため日進艦は今天鷄籠へ寄港せり汝にも疾く戰地瑯嶠へ馳せ上るへしと嚴かに達せられけれは其翌早東明の頃淡水を打出山路十餘里を飛ぶか如くに馳せ行き鷄籠港に到れは時既に遲し軍艦は昨夜拔錨して其帆影だも見へざりけりされは詮方なく再ひ淡水に歸宿せしに折りもよし飛脚船海龍號の出帆に間に合ひたれば傭僕黃應發を具して直樣乘船海路二晝夜にして打狗湊に來り躬て相識なる日耳曼人ハルマン氏の家を訪ひにけれは此處には余に先ちて陸路を淡水より馳せ上られし樺山其の他の人々恰も到着せられてありけれは互に握手別後の恙なきを悦ひ其翌早支那小船を雇入れ食料等の用意稍整ひしかば順風を待て瑯嶠灣に驀航せむものをと其夜は各團坐して酒なと打飲み今日に至れとも我兵の生番と接鋒せし風說なきこそ余輩の僥倖なれもし接鋒に及ひなは此回新渡の諸士に先鞭を一着せらるへきは勿論加旃數月間西馳東奔櫛風沐雨の勞力も空しく十日菊六日の菖蒲となりぬへきに嗚呼いまた開戰なきこそ時にとりての好造化哀れ軍神も照護あれかしなとゝ打興し勇み勇みてありたる程に我邦語もて此邊に水路案内者やあると事問ふ人の門外に音信れけれは何人の此の夜中に來ませしならむ兎も角も門内に招き入るこそ宜しからむと門扉を啓きさく視れはこれなむ孟春艦の士官某氏にて瑯嶠灣より只今航着せり且又昨日は石門にて生番と接鋒我兵大勝利なり其要は云々と披露せられしかばそを聽く每に余輩は惟其戰期に遲れたりしを悔ひ恨めるのみなりき此上は一刻も躊躇なし居るへきにあらされは二十四日の早朝船を出し午後四時頃社寮灣に到達頭人張光清の一房を賃し之を視察一行の假營となし都督本營の命を領して生番招降の事を專ら負擔したりき。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

新臺灣史の目錄草稿

別項臺灣總督府史料編纂委員會職員會に於て持地編纂部長の演述せれた中、新臺灣史の目錄草稿として提示されたのは次の通りである

第一卷　前紀

臺灣ノ地理

位置、地形、面積、人口、種族、氣象、山川、原野、港灣、動物、植物等

領有以前ニ於ケル歷史ノ概略

一、臺灣ノ開闢
二、歷史ニ現ハレタル臺灣ノ地理
三、和蘭人及西班牙人ノ占據
四、鄭氏割據
五、清ノ拓殖

日本ト臺灣トノ關係

一、昔時ニ於ケル歷史的關係
二、征臺ノ役
三、日清戰役

重要紀事年表

「備考」本紀ノ項目ハ只特ニ重要ナル事項ヲ例示シタルニ止マル随テ實際起稿ニ方リ體裁順序自ラ多少ノ變更アルヲ免レサルヘシ

第二卷　本紀ノ一

樺山、桂、乃木、總督時代

（自明治二十八年五月 至明治三十一年二月　三年）

一、臺灣事務局
二、臺灣ノ授受
三、全島平定
四、總督政治ノ創始
五、憲法適用論ノ經過
六、阿片政策
七、土匪討伐ト三段警備
八、撫墾制度

重要紀事年表

兒玉總督時代

（自明治三十一年二月 至明治三十九年四月　八年）

一、施政ノ建設
二、警察制度ノ改革ト保甲制度
三、土匪勦絕
四、衛生施設
五、財政自給
　事賣創始、土地調査、大租權整理、
六、交通ノ改良
　縱貫鐵道ノ官營
　基隆築港
七、司法制度ト舊慣調査
八、產業振興
　糖業政策
九、幣制整理ト金融ノ發達
十、戶口調査
十一、理蕃方針ノ確立
十二、南進經營
十三、民心ノ歸向

重要紀事年表

第三卷　本紀ノ二

佐久間。安東。明石總督時代

（自明治三十九年四月 至大正八年十月　十四年）

一、經濟ノ發達
二、財政豐富
　母國ヘ財源提供

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、交通ノ進歩
　縱貫鐵道完成
　臺東鐵道敷設其他
　打狗築港
四、水利事業
五、理蕃政策及其事業
六、移民事業
七、法制ノ進歩
八、共進會ノ進歩
九、南支那及南洋ニ對スル施設
十、匪亂顛末
十一、社會上及經濟上ニ於ケル變遷
重要紀事年表

田總督ノ統治　（自大正八年十月　）

一、世界大勢ト思想上ノ變遷
二、文官總督制度ト文化政策
三、委任立法ノ確立
四、評議會ノ創設
五、地方制度ノ改革
六、教育振興
重要紀事年表
統治通觀
　臺灣統治ノ史的觀察（史論）
　支那政治ノ消長ト臺灣統治

第四卷　志類ノ一

一、官制志
二、法制志
三、司法及監獄志
四、警察志
五、平匪志
六、土地調査志
七、戸口調査志
八、舊慣調査志
九、醫事衞生志
十、租稅志
十一、專賣志
十二、統計志
十三、度量衡志
十四、地方制度志
十五、社寺及宗教志
十六、教育志
十七、賑恤志
十八、風俗志
十九、藝文志
二十、土木志
二十一、建築志
二十二、理蕃志
二十三、都邑志

第五卷　志類ノ二

二十四、地理志
二十五、氣象志
二十六、水利志（水力電氣事業併敍ノコト）
二十七、農業志（水産業併敍ノコト）
二十八、糖業志
二十九、林業志（阿里山營林事業併敍ノコト）
三　十、鑛業志
三十一、工業志
三十二、金融志
三十三、商業及貿易志
三十四、鐵道志
三十五、海運志（航路標識併敍ノコト）
三十六、港灣志（築港事業併敍ノコト）
三十七、通信志
三十八、物價及賃銀志
三十九、南支那志
四　十、南洋志
對外關係
附錄圖表

（新臺灣史總目錄了）

島情

總督府評議會の可決を經たる
甲、乙二法案

第三回總督府評議會の模様は前號所報の通りで其の諮問案の中、民法商法施行に關する件は同會委員會に於て甲乙二案を作り該案は本會議に於て左記兩案の通り可決確定し、其の旨同會から總督に答申に及んだのである。

■甲號案■

第一條　民法、商法、明治二十三年法律第三十二號商法第三編ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

第二條　左ニ揭クル法律ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

一　民事訴訟法
二　商法施行條例
三　家資分散法
四　明治二十三年法律第百一號商法ニ從ヒ破產ノ宣告ヲ受ケタル者ニ關スル件
五　民法施行法
六　人事訴訟手續法
七　非訟事件手續法
八　競賣法
九　不動產登記法
十　商法施行法
十一　明治三十二年法律第六十七號外國人ノ抵當權ニ關スル件
十二　明治三十三年法律第十三號民法第千七十九條及第千八十一條ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ關スル件
十三　明治三十三年法律第十七號商法中署名スヘキ場合ニ關スル件
十四　保險業法
十五　明治四十二年法律第四十號建物保護ニ關スル件

第三條　前二條ニ揭ケタル法律ノ施行ニ關シ特殊ノ事情ニ因リ必要ナル特例ハ別ニ之ヲ定ム

■乙號案■

第一章　通則

第一條　臺灣ニ施行スル法律中裁判所構成法トアルハ臺灣總督府法院條例トス

臺灣ニ施行スル法律中裁判所構成法ノ規定ヲ揭ケ又ハ其ノ規定ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ付法院條例中其ノ規定ニ相當スル規定アルモノハ其ノ規定ニ依ル

第二條　臺灣ニ施行スル法律中大審院トアルハ高等法院上告部、控訴院トアルハ高等法院覆審部、地方裁判所トアルハ地方法院合議部又ハ地方法院支部合議部、區裁判所又ハ區裁判所判事トアルハ地方法院單獨判官又ハ地方法院支部單獨判官、區裁判所出張所トアルハ地方法院出張所トス

第三條　臺灣ニ施行スル法律中主務官廳トアルハ臺灣總督、地方裁判所長トアルハ地方法院長トス

第四條　臺灣ニ施行スル法律中各省ノ大臣ニ關スル規定ハ臺灣總督ニ關スル規定トス

第五條　臺灣ニ施行スル法律中府縣トアルハ州又ハ廳、市町村トアルハ市街庄又ハ區、市町村長トアルハ市尹、街庄長又ハ區長トス

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二章　民法ニ關スル規定

第六條　本島人ノミノ親族及相續ニ關スル事項ハ民法第四編第五編ノ規定ニ依ラス（別ニ定ムルモノヲ除ク外）慣習ニ依ル

第七條　本令施行後爲シタル民事爭訟調停ノ申請ハ時效中斷ニ關シテハ和解ノ爲ニスル呼出ト看做ス

第八條　本令施行前ニ發生シタル左ニ揭クル權利ハ其ノ施行ノ日ヨリ左ノ例ニ從ヒ各民法ノ規定ヲ適用ス

一	業主權	所有權
二	地基權及工作物又ハ竹木所有ノ爲ニスル存續期間二十年以上ノ贌耕權其ノ他永佃權	地上權
三	耕作又ハ牧畜ノ爲ニスル存續期間二十年以上ノ贌耕權其ノ他永佃權	永小作權
四	典權及起耕胎權	質權
五	胎權	抵當權
六	第二號第三號以外ノ贌耕權其ノ他永佃權佃權	賃借權

第九條　臺灣不動產登記規則及臺灣土地登記規則ニ依リテ爲シタル登記ハ民法第百七十七條ノ適用ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ不動產登記法ノ定ムル所ニ從ヒテ爲シタルモノト看做ス

第十條　臺灣土地登記規則ニ依リ業主權、典權、胎權、贌耕權ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲サザルトキト雖本令施行ノ日ヨリ一年内ニ第八條ノ例ニ從ヒ登記ヲ爲シタルトキハ各其ノ效力ヲ生ス

第十一條　本令施行前土地ノ引渡ヲ受ケ登記ヲ爲サスシテ現ニ之ヲ贌耕スル者ニハ其ノ施行ノ日ヨリ賃貸借ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ存續期間ハ之ヲ定メサルモノト看做ス

第十二條　民法ノ施行ニ關シテハ民法施行法ヲ準用ス

第十三條　主務官廳カ本令施行後正當ノ理由ナクシテ法人ノ設立許可ヲ取消シ又ハ其ノ解散ヲ命シタルトキハ法人ハ訴願スルコトヲ得

第十四條　第五條ノ規定ハ本島人ノミニ關スル事項ニ之ヲ適用ス

第十五條　本令施行ノ際滿十六年以上ノ者ハ滿二十年ニ達セサルモノト雖仍成年者トス

第十六條　民法第七百二十五條乃至第七百三十一條ノ規定ハ臺灣ニ施行スル法律中ノ親族ニ之ヲ準用ス

第十七條　本令施行前ニ設定セラレタル祭祀公業ハ其ノ施行後ニ於テモ慣習ニ依リ存續ス但シ民法施行法第十九條以下ノ規定ニ準シ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第十八條　本令施行ノ際獨立ノ財產ヲ有スル團體ニシテ民法第三十四條ニ揭ケタル目的ヲ有セサルモノノ財產ハ其ノ施行ト同時ニ團體員ノ共有トス

第十九條　本令施行前或原因ニ因リ發生シタル債權ニハ其ノ施行ノ日ヨリ民法中之ニ相當スル原因ニ因リ發生シタル債權ニ關スル規定ヲ適用ス

第三章　商法ニ關スル規定

第二十條　本令施行ノ際家長、董事ト稱スル者其ノ他主人ニ代リテ其ノ營業ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者ニハ其ノ施行ノ日ヨリ支配人ニ關スル規定ヲ適用ス

第二十一條　商法、明治二十三年法律第三十二號商法第三編ノ施行ニ關シテハ商法施行法、商法施行條例ノ規定ヲ準用ス

第四章　民事訴訟法ニ關スル規定

第二十二條　訴訟關係人カ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シタルトキハ呼出ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第二十三條　法院ハ臺灣ニ住所ヲ有セサル當事者又ハ臺灣ノ島嶼ニ住所ヲ有スル當事者ノ爲特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條　民事訴訟法第百八十八條第二項中一箇年トアルハ三月内トス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十五條　控訴ノ提起ハ控訴狀ヲ原法院ニ差出シテ之ヲ爲ス控訴ノ提起アリタルトキハ書記ハ速ニ控訴狀ヲ訴訟記錄ト共ニ高等法院覆審部ニ送付スヘシ

第二十六條　本令施行前法院ノ許可シタル訴訟代理人及口頭辯論ニ於テ爲シタル請求ノ認諾ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第二十七條　本令施行前滿了セサル控訴期間ハ之ヲ一月ニ伸長ス

第二十八條　本令施行前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法令ニ背カサルトキハ其ノ施行後ニ於テモ仍其ノ效力ヲ有ス

第五章　不動產登記法ニ關スル規定

第二十九條　不動產登記法第百五十條中地方裁判所トアルハ高等法院覆審部トス

第三十條　不動產登記法ノ施行ニ關シテハ不動產登記法中附則及大正二年法律第十八號附則ノ規定ヲ準用ス

第三十一條　不動產登記法ノ施行ニ關シ特殊ノ事情ニ因リ必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六章　雜則

第三十二條　法人ニ關スル登記事項ニシテ內地ニ於テ生シタルモノニ付テハ其ノ登記期間ヲ二週間伸長ス

金融概況

財務局金融課

—四月中—

月初島內各銀行に於て預金利子引上の發表ありたるが這は主として內地の狀勢に追隨したる結果にして定期に於て八厘小口當座に於て一厘方の利上なり蓋し內地市場に於ては貿易の入超正貨の減少貸出金の固定、資金の證券化等の諸事情により預金の減少は近來顯著なる傾向を示すに至り各銀行手許甚敷逼迫して貸出資源に困窮せるの結果預金減少の傾向を阻止するの目的に出でたるものなり、本島にありても貸出は甚敷膨大せるに、預金は減少の一途を追進するのみにして當月末預金殘高七千三十三萬餘圓を昨年八月末（第二回預金利子引下の時）の殘高に比せば實に、千百八十三萬餘圓の激減を示し居り更に當月末貸出金殘高二億二千九百三十一萬餘圓との開きは、一億五千八百九十八萬餘圓にして現下金融の甚だ憂ふべき狀態にあるを示せり、然れば預金利子引上の如きは諸事情の然らしめたる處なるも其の効果に關しては多きを期待し得ざるの實情あり蓋し財界の不況は既に二年余に亘り一般に資金枯渇せるに加へ近時頻發さるゝ社債の標準利廻り七分五厘公債さても六分五厘にして預金利子に比し有利なれば民間遊資は依然公社債に集中すべく利上の効果は直に望み難かるべし、當月末預金殘高は前月に比し百九十五萬餘圓を減少し居り貸出金殘高は前月に比し三百二十四萬餘圓を増加し居りて昨年八月以來の傾向に何等の變化を來し居らす、尤も當月は會計法の改正に依りて預金制度の採用を見たるを以て、銀行預金は増加したれども減少の傾向尙甚敷きを以て月末殘高に於ては、前月に比して減少し居しり

一般の商況は引續き惡化裡に沈淪し居るも當月は春茶の出廻時期なるを以て包種茶の如き南洋向輸出活況を呈し居り烏龍茶亦好望され居りて茶爲替取組稍繁忙を見たり銀行放資額は百六十一萬餘圓なり

製糖期は既に終期に近つきたるを以て資金の需要稍減少せり放資額は二千二百二十四萬餘圓にして前月に比し百六十二萬餘圓を減せり米石炭樟腦に對する放資額亦前月に比し減少し居り、放資總額に於ては前月に比し四百五十五萬餘圓を減したり

臺北物價は本月平均指數一九九・〇七にして前月に比し〇・一六の下落に當る、低落せるものは玄米小麥粉味噌鷄卵白木綿にして火油絹布セメントは前月に比し騰貴し居れり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十一年四月廿日	[illegible]	—	—	[illegible]	—
同　三十日	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
同三十一日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
前年四月三十日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

□　手形交換月表

所在地	年月次	枚數	交換高	交換尻
臺北	十一年四月	二四、七六八	一三、〇九六、〇六〇	五、四四三、七八四
	同　三月	二六、七一七	一〇、三三六、七二八	三、六四一、一六一
	十年四月	二七、七五九	一〇、八八四、三四一	三、六七三、五二三
基隆	十一年四月	六、四二三	一、五三一、二〇三	五〇〇、二四五
	同　三月	六、一三八	一、五二一、七七〇	四九四、四四一
	十年四月	六、六六六	一、七七〇、三四八	四五四、八四六
臺中	十一年四月	二、二五九	一、〇五二、〇五二	四九九、八三七
	同　三月	二、五五一	一、三一六、八八六	七六九、八三五
	十年四月	三、一七六	一、二三三、六三五	四〇一、〇〇一
臺南	十一年四月	一五、一九八	四、三〇二、六三一	一、二五〇、九九六
	同　三月	一八、九〇四	四、三三一、七四九	一、二四四、一一五
	十年四月	一六、一七九	五、五一七、四七三	一、七〇七、二八一
高雄	十一年四月	三、八五七	一、五三一、〇〇四	四八六、六三八
	同　四月	四、四二六	一、五九二、四〇五	六一五、九八二
	十年四月	四、三六六	一、五五五、四六九	六〇八、一〇九

□　臺灣銀行劵發行竝準備保證高表

月日	發行高	國庫在高	市場流通高	準備竝保證 準備	準備竝保證 保證	制限外發行高
十一年四月廿日	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	—

□　預金貸出金殘高及金銀在高表

大正十一年四月末

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
臺灣銀行	二八、六八〇、六五八	一五九、八六〇、五〇六	四、六二六、六二四
華南銀行	二、三二一、八三九	一四、〇一六、八八五	三三、九九〇
新高銀行	六、二〇九、五八七	一一、八四四、一一五	一六〇、七五四
彰化銀行	七、〇四〇、九五〇	一二、三七八、五〇二	一三一、八九五
臺灣商工銀行	三、九七三、九一一	一四、六七三、九二五	一三〇、一六二
嘉義銀行	四、五一九、三〇五	七、一八九、七六一	五一、三八四
三十四銀行支店	八、二〇一、三四四	九、五〇七、七六五	一〇、〇九四
臺灣貯蓄銀行	九九四、三二五	四四八〇	一、三一九
合計	七〇、三三〇、九一九	二三九、三一六、三六九	五、一[illegible]
前年同月	八一、五〇一、二九二	二二四、八九二、〇七〇	四[illegible]

□重要物産に對する各銀行放資額　大正十一年四月中

銀行名	區分	米	砂糖	茶	樟腦	金塊	酒精	石炭	計
臺灣銀行	放資額	七〇九、九八一円	一、九八八、〇六四円	二一八、三〇四円	九八六、〇〇三円	二五四、九六〇円	三五三、一七七円	一、六七四、一〇二円	三、〇五八、一四〇円
	月末殘高	一、四四〇、七〇六	四六、一一八、三六一	六九五、四五〇	六、〇九三、四四三	二四七、〇八三	六六四、一二七	四、八五四、七〇八	七〇、〇二九、一四七
華南銀行	放資額	九二八、七一八	一、〇三五、八八〇	八一七、九〇二	六〇〇、〇〇〇	―	―	一、〇三九、一三八	四、四二一、六〇八
	月末殘高	九四八、九〇二	一、二一七、三六六	八二四、一二三	六〇〇、〇〇〇	―	―	一、〇六一、三三五	四、六六一、七一五
新高銀行	放資額	四五六、六六七	九一、三一八	三五五、六三六	四〇、八六〇	八、八〇〇	八、五九〇	二三三、一一七	一、一九三、六八八
	月末殘高	一、〇六六、三〇三	五九六、六二六	九五九、三五一	二八、〇〇〇	六、三〇〇	一七、九〇九	二九七、二八六	三、九四〇、六九四
彰化銀行	放資額	四三六、八九九	一七一、一三三	―	―	―	―	―	六〇五、〇三一
	月末殘高	一、一二三、一一一	四四一、九四一	―	―	―	―	―	一、五六四、〇五四
臺灣商工銀行	放資額	二九九、三五七	四九四、九六一	三三、六〇〇	―	―	―	四一七、九四七	一、二〇一、七六九
	月末殘高	六四三、一四九	一、一四一、六四四	四七、八五〇	―	―	―	七四〇、六二八	二、三六五、二七一
嘉義銀行	放資額	八六、六〇四	一五九、七四四	―	―	―	―	―	二四六、三四八
	月末殘高	一七〇、二五〇	三四三、九二八	―	―	―	―	―	五一四、一七八
三十四銀行支店	放資額	三九九、一六八	四一一、二五〇	八九、六〇〇	―	―	―	―	九〇〇、〇一八
	月末殘高	九三五、五一九	八八一、三〇一	一〇八、六五〇	―	―	―	―	一、九二五、四七〇
合計	放資額	九、六五一、三六四	二、三二四、七九九	一、六一五、〇四二	一、六二六、八六三	二六三、四六〇	三六一、七六七	三、三六三、三〇四	三九、一二六、四九八
	月末殘高	一八、九六三、三一一	六〇、七四三、〇六七	二、五八五、四二三	六、七二〇、四四三	二五三、四〇三	六七二、〇三六	六、九五三、九四七	八三、八九〇、五二九
前年同月	放資額	一一、〇二九、一八九	三三、〇六三、二三三	三、三四四、一九六	一、七六九、五〇〇	三一五、六五四	四二八、一九八	六、九一六、三一七	五六、八七五、二八六
	月末殘高	二〇、一六三、三六〇	五六、八三三、二四九	三、七二二、六一〇	三、〇八六、二〇五	三三九、四三九	七〇四、九〇三	八、四七六、一三一	九三、三一三、七九七
累計	本年放資額	四三、一三三、二〇九	九八、一九六、七二〇	七、〇四三、四七三	六、八一六、一六五	七二四、五一二	一、六八四、八四六	一七、〇六二、〇九一	一七四、六六〇、〇二二
累計	前年放資額	四八、二〇九、三六八	一四三、〇〇三、四八五	七、九六〇、四二九	八、一七五、七二〇	七五六、四一〇	一、五七三、五一六	二三、四〇七、四二八	二三三、二六六、三五六

□信用組合毎月事業狀況一覽表（四月末調）　○増　△減の印

州廳別／種別	組合數	調査組合數	組合員數	出資口數	出資金 出資額	出資金 拂込濟	各種積立金	貯金	借入金	貸付金	餘裕金	剰餘金

臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	合計	前月合計	増減
四三	四五	五九	五四	三四	四	一	二三六	二三三	○三
四三	四五	五二	五三	三二	四	一	二三〇	二二七	○三
一七、三三一	一七、一〇二	三九、二八一	三三、〇三九	一三、三三三	五二八	一一六	一一〇、五三〇	一一〇、二九九	○二三一
一〇四、八六五	七七、〇三七	一〇〇、四四八	九一、八〇一	六〇、五八八	九、九三〇	五〇三	四四五、一六一	四四一、四三八	○三、七二三
二、六八九、〇〇七	一、六八六、三九〇	三、三二四、一八八	二、七二一、七九〇	一、三二三、九五〇	一九八、六〇〇	二五、一〇〇	一一、八五〇、〇二五	一一、八二〇、〇二五	○二六、〇五二
二、二二七、四一四	一、五九七、五五七	三、一〇一、四〇〇	二、四四五、八五〇	一、〇六八、八九八	一五九、四〇六	二五、一〇〇	一〇、五二五、五八九	一〇、四九〇、六八四	○三四、九〇一
四九二、五七八	六七七、三九〇	一、一三〇、三一〇	八九五、五五五	四九六、三八三	三六、三四一	一八、九八四	三、七四七、五四一	三、七三八、三六九	○九、一七二
二、四二五、四四四	五五一、六六六	二、九〇六、六八六	八三八、二〇三	六六七、二九四	三二、五三四	六、五六六	七、四二八、三五三	七、四一八、一七四	○一〇、二〇六
四〇八、一七〇	九一一、五二四	三四三、八〇六	九四九、一三六	三九〇、〇〇二	七三、二〇五	一五、〇〇〇	三、〇八六、八四三	三、〇九八、五九二	△一一、七四九
四、七四八、五八七	三、七五〇、五三四	六、四九三、三八四	五、〇二一、五八七	二、四三三、七四〇	三〇六、六九六	六七、〇八四	二三、八二一、六二二	二三、六一〇、二六四	○二一一、三五八
六五三、一六二	五九、八二四	一、一〇三、二六八	三三九、八七三	一三九、三九九	四、一七三	三三九	二、一九〇、〇三六	二、二八三、五四八	△九三、五一二
一八五、五九五	九七、四八七	二〇九、一四九	一六三、九九七	七〇、九四九	一一、一四二	二、一三九	七〇七、四四八	五七四、三〇九	○一三三、一三九

□臺北物價指數表（大正十一年四月末）

品目	本月	前月	前年同月
白米	二九八・七二	二九八・七二	一八三・一四
玄米	(−)一七六・四四	一八九・〇九	一三八・六〇
清酒	二五〇・七九	二五〇・七九	一九〇・四八
麥酒	一八一・六〇	一八一・六〇	一八一・六〇
紅酒	一八〇・五六	一八〇・五六	一五二・七八
澤庵漬	三三三・三三	三三三・三三	三三三・三三
小麥粉	(−)一五〇・九八	一五六・六〇	一五八・四九
砂糖	一三四・〇七	一三四・〇七	一九二・三一
鰹節	二〇九・〇九	二〇九・〇九	二七三・七三
綿布	(+)一六八・六七	一三二・五三	一二〇・四八
洋紙	二三四・七八	二三四・七八	二八六・九六
日本紙	三六一・一一	三六一・一一	三三七・七八
杉板	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	二一九・三六
杉材	二九〇・三三	二九〇・三三	二九六・七四
洋鐵	二一五・七九	二一五・七九	二六八・四二
鉛	八九・三八	八九・三八	一一三・九〇
銅	一一〇・二〇	一一〇・二〇	一〇一・〇四
煉瓦	二六〇・八七	二六〇・八七	二六〇・八七
味噌	(−)一三八・四六	一四六・一六	一二三・〇七
醬油	二一一・五六	二一一・五六	二〇三・二七
鷄卵	(−)一六五・七一	一七一・四三	一五四・二九
火油	(+)一四八・七二	一四五・五九	一三八・二二
鹽	一四〇・九一	一四〇・九一	一二五・〇〇
煙草	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇
烏龍茶	九一・〇八	九一・〇八	—
包種茶	一一〇・三四	一一〇・三四	一一七・九三
白木綿	(−)一六六・六七	一九〇・四八	一八二・五四
日本瓦	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
板硝子	二八一・二五	二八一・二五	二八七・五〇
セメント	(+)一九七・〇六	一九一・一八	二三〇・九九
燐寸	二六一・六三	二六一・六三	二八六・四二
石油	一九二・〇六	一九二・〇六	二一九・三二
石炭	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一九二・五〇
木炭	一八六・六七	一八六・六七	二五三・三三
薪	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	二二八・五七
平均	(−)一九九・〇七	一九九・二三	一九八・五〇

（備考）本表は戰前卽大正三年七月の物價を一〇〇として計算したるものなり同表中（+）印は騰貴（−）印は下落を示

同表中前月末砂糖の指數一二三〇八平均一九八九一は違算に付本表の通り訂正す

□ 平均指數五箇年對照表

月次	大正十一年	同十年	同九年	同八年	同七年
一月	二〇三・四三	二一五・五四	二七三・五三	二〇九・三八	一七八・三八
二月	一九九・九七	二一一・四五	二八六・〇八	二〇八・七七	一八二・五七
三月	一九九・二三	二〇五・二五	二八六・九九	二〇三・五八	一八七・四七
四月	一九九・〇七	一九八・五〇	二八一・五〇	二〇一・八九	一八二・一六
五月	—	一八九・八三	二七二・五四	二〇〇・七五	一八三・九六
六月	—	一九一・〇三	二五六・〇四	二〇八・一一	一八七・六八
七月	—	一九二・四六	二五三・六八	二三一・二七	一九五・四九
八月	—	一九二・六六	二四八・二〇	二三九・七〇	二〇三・三六
九月	—	一九七・三三	二四四・七七	二三三・五七	二〇九・〇二
十月	—	二〇〇・七八	二三四・二六	二四二・六六	二二三・一九
十一月	—	二〇三・一〇	二三三・八六	二四八・〇一	二二一・六五
十二月	—	二〇〇・四一	二二七・五〇	二六四・四九	二二五・六一

■ 各年月を一〇〇とせる本月平均指數

基礎年月	本月平均
十一年三月	九九・九二
十年四月	一〇〇・二九
九年四月	七〇・七二
八年四月	九八・六〇
七年四月	一〇八・二六

□ 大正十年本島重要市街歳末大賣出景況

金融課調

市街別	團體數	賣出豫定金額	賣出金額	賣出金額の前年との比較増△減	賣出金額に依る順位
基隆	一	二四〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	△六〇,〇〇〇	八
臺北	六	一,五七五,〇〇〇	二,五八七,〇〇〇	一九六,〇〇〇	一
新竹	三	二四五,〇〇〇	二二七,〇〇〇	二五,〇〇〇	七
臺中	二	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	△一三〇,〇〇〇	四
嘉義	二	四二三,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	△七三,〇〇〇	三
臺南	二	六六〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	二
高雄	一	三〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	△三〇,〇〇〇	五
屏東	一	一四二,〇〇〇	一三三,〇〇〇	△五六,〇〇〇	九
花蓮港	三	二七一,〇〇〇	二四八,〇〇〇	△一八,〇〇〇	六
臺東	一	四〇,〇〇〇	四八,〇〇〇	△一三,〇〇〇	一〇

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治法令研究

内務局内自治法令研究會

質疑應答

問 訴願法第一條の訴願を許したる事項中租税及手數料の範圍竝其の「賦課」の意義に付説明を望む

答 租税とは國家又は地方團體が一般の政費に充つる爲無償且强制的に徵收する金錢の支拂を云ふ從て水利組合、公共埤圳、及農會等の公共組合が其の特定の費用に充つるが爲徵收する收入は齊しく公課なりと雖租税と云ふことを得ず手數料とは廣く國家又は地方團體の行爲若は營造物の使用に對し其の報償として徵收する金錢の支拂なり卽ち玆に手數料と云ふは憲法第六十二條の手數料の如く廣義のものにして州制市制街庄制等地方制度の法令中に所謂營造物の使用料は勿論此の中に包含せらる而して此等租税及手數料の賦課と云ふは課税なる處分其の物を云ひ之を具體的に換言すれば畢竟賦課告知書の交付を指稱するものにして彼の課税標準の決定の如きは玆に謂ふ賦課にあらず

問 訴願法第二條の「處分を爲したる行政廳」及「直接上級行政廳」を臺灣の現行行政組織に對照して例示を望む

答 市税街庄税の賦課に關する訴願ならば其の賦課處分を爲す行政廳は市尹又は街庄長なり而して其の直接上級行政廳なるものは市尹に在りては知事街庄長に在りては廳長又は郡守なり從て市税の賦課に關する訴願は市尹を經由して知事に提起し街庄税の賦課に關する訴願は街庄長を經由して廳長又は郡守に提起すべし之と同じく州税の賦課に關する訴願は其の處分廳なる知事を經由して臺灣總督に提起すべきなり尤も州税中其の賦課處分を市尹、街庄長に委任せられたるものに關しては其の處分を爲したる市尹、街庄長を經由して直接行政廳たる知事又は郡守に提起すべきは勿論なり其他訴願法第一條列記の手數料、租税滯納處分等に關

する件皆此の例に傚ひ訴願の裁決を爲すへき行政廳は常に處分廳に直接する上級行政廳なりとす但し臺灣總督を處分廳としたる事件は訴願法第三條に依り臺灣總督に提起すべきものなり因に同條臺灣總督府とあるは臺灣總督と解するを相當と存ず

問 訴願書を當初處分を爲したる行政廳を經由せずして直接に訴願の裁決を爲すべき行政廳に提出したるが爲却下せられたる場合は最早同一事件の訴願書を提出することを得ざるや

答 處分廳を經由し再び提出して差支なし但し訴願を爲すは當初處分を受けたる日より起算し六十日(別に郵便遞送日數を加ふ)間なるを要し決して期間の更新することなし

問 訴願は訴願法第五條に依り文書を以て提起すべきの處簡單なる事件は口頭にて申出て妨なきや

答 訴願は常に文書を以て提起すべきなり從て假令訴願期間内に先づ口頭を以て申出たることありとするも訴願書が期間を經過して提出するに至らば該訴願は訴願法第九條第一項の規定に依り却下せらるゝを免れず

問 訴願法の訴願提起期間の計算に付詳細例示を以て説明を望む

答 訴願法第一條の事件に付處分、例之租稅の賦課處分に付例示すれば賦課に關する告知書の交付は即ち此の場合に於ける處分に該當し而して一方日を以て計算する期間の計算例は反對の規定なき以上は事件の翌日より起算するを普通の取扱と爲すを以て本件も之に依り告知書交付の翌日を起算とし訴願書を郵送する場合は其の遞送日數を除きて六十日間に提起すべきものとす但し一度び裁決を受けたる後更に上級行政廳に訴願せむとすれば前例に準し裁決書の交付を受けたる日の翌日より起算訴願書の郵送日數を除き三十日間に提起するを要す

問 訴願の提起は訴願法第八條の六十日又は三十日間なるを要すれば此の法定期間中に訴願書が裁決行政廳に到達するを要するの意なるや將又經由すべき訴願に在りては經由行政廳に到達したるのみにて可なるや

答 後段御見込の通訴願書は法定期間内に經由行政廳に到達するを要し裁決行政廳に到達如何は關する處にあらず

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問　訴願法第八條第二項の「宥恕すべき事由」とは如何なるものなるや

答　宥恕すべき事由に制限なければ苟も訴願裁決廳が見て宥恕すべき事由と認むるものならば期間經過後と雖仍訴願を受理することを得

問　訴願法第九條の所謂「法律勅令に依り訴願を提起すべからざるもの」「適法の手續に違背するもの」及「訴願書の方式を缺くもの」とは如何なる場合なるや

答　目下臺灣に施行せらるゝ法律勅令中訴願を許したるものは訴願法第一條第一項の第一號乃至第六號の列記事件のみにして此の他に於て特に訴願を許したる法律勅令なし從て此の列記事件以外のものは所謂「法律勅令に依り訴願を提起すべからざるもの」なり

「適法の手續に違背するもの」とは訴願法第七條の多數人共同して訴願するに際りて其の多數人の中より三名以下の總代人を選び之に訴願を委任し其の正當なるを證明して提起すべき筈なるに此の手續を踐まざる場合、同法第二條の處分行政廳又は裁決行政廳を經由して提起すべき筈なるに此の手續を踐まざる場合及同法第八條の訴願期間第九條第二項の定期限を經過して提起した訴願を云ふ

「訴願書の方式を缺くもの」とは訴願法第六條第七條の訴願書の様式を缺くものを云ふ

問　訴願法第九條第二項の訴願書の方式を缺く故を以て一應之を還付するに際り指定すべき期限の程度如何

答　内地に於ては普通四、五日間を見込み之に郵便の往復遞送日數を加算したる期限を指定して還付するを例とす

問　訴願の提起は行政處分の執行を停止せずとは訴願法の定むる處なるも租税の賦課の如き若し任意に納税せざる者あるときは納税義務者の財産を差押へ之を賣却して徵收して可なるや

答　訴願法以外の法令に於ても特に執行停止の規定なく且つ裁決廳が執行停止を命せざる以上は御見込の通財産を賣却し税金を徵收して差支なし假令後日裁決廳が確定裁決を以て該租税賦課を取消すことあるも租税徵收者は唯濫に徵收したる税金を還付するを以て足れりとし何等損害賠償の責任

し但し斯の如き場合に在りては裁決廳に於て執

該租稅賦課の執行を停止するを以て相當と存ず

問 訴願書の經由に當れる行政廳が訴願書を受取りたる場合に於て其の訴願なるものが訴願を許さゞる事件なるか、訴願期限を經過したる事件なるか又は其の訴願書なるものが法定の形式を備へざるものにして之を上級行政廳に發送するも却下又は還付の明瞭なるものは經由行政廳限便宜之を處理して差支なきや

答 苟も訴願の名稱を以て提起したるものは事件提起期間及訴願書の樣式其他が法定に該當せざる場合と雖必ず法定の手續を以て之を上級行政廳に發送すべきものとす決して經由行政廳が中間に於て彼是と之に干涉し救濟の途を塞ぐが如き處置を爲すを許さざるものなり

問 訴願の裁決書を當初處分を爲したる行政廳を經由せずして直接本人へ交付したる場合は裁決の效果に影響を及ぼすことあるや

答 裁決書を當初の處分廳を經由せず直接本人へ交付したる場合は其の裁決が效果を發生せず從て其の裁決は何時迄も確定せざる故を以て訴願法第二條第一項に對する裁決に在りては第十五條に依り更に處分廳を經由して本人に交付するにあらざれば同法第八條第二項の訴願期間は進行せず同法第二條第三項に對する裁決に在りては何時迄も下級行政廳を羈束せざるものとす

問 街庄制施行令第二十二條に依り郡守に於て會議規則及傍聽人取締規則を制定したる場合如何にして之を公布すべきや取締規則の如き外部に對する規則は之を一般に周知せしむる形式方法如何

答 目下の處告示を以て告知せしむるの外他に方法なしと存ず

問 街庄豫算式に街庄稅取扱費なる款あり項を需用費滯納處分費云々と區分しあるも役場費と區別を必要とする理由如何備品消耗品旅費雜費等は實際の執務するに當り役場費の此等と判然と區別し難き場合多し而して備品消耗品の如きは一層混同し易し臺帳類も區分すべきものなるや又雜費として差押物件取扱費を計上しあるも實際此等取扱費は滯納者に支辨せしめつゝあり違法なりや

答 街庄稅取扱費は普通の役場費に對し費途を異にする關係上之を區分して計上するを要す然し備品消耗品の如きは其の使用の場所を同くする爲彼是

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

混淆するを免れずと雖豫算實行に際りては判然之を區分し役場費より支出すべき消耗品代を街庄稅取扱費より支出するが如きことなきを要す尤も備品消耗品の整理臺帳の如きは豫算決算科目別に依り臺帳を新にし又は一臺帳中口座を新にするの要なし尙差押物件取扱費卽ち滯納處分費は結局は滯納者の負擔に歸すべきものなるも處分中に於て直接滯納者をして支辨せしめむとするは不法の取扱なりと存ず

問　街庄吏員の任免辭令樣式は「何々ニ任ス」とするや「命ス」とするや又「郡役所」とするや「郡」名とすべきや又街庄長に於て發する辭令樣式は街名を以てするや街庄役場名を以てすべきや普通役所又は役場名の如きも州は州廳名を用ひず州名の如し何れの地方も區々の取扱の樣見受けらる

答　郡守の街庄吏員任免辭令は郡役所名を以て「何々ニ何ス」とし街庄長の發する辭令は總代又は雇傭人に限るものなれば街庄役場名を以て「何々ヲ命ス」とするを此の種類の辭令文の慣習なるが如し但し州は州名を揭くるを例とす要するに此等は慣例に依り定めて何等妨けなきものにして玆に改めて新例を開く必要なかるべしと存ず

問　小公學校に從來より寄宿舍の設備あり其の寄宿舍に要する費用年額約貳千圓餘を要す然るに其の收容兒童は勿論其の街庄内の者にあらず尙又委託料の如きものをも徵收しをらず然るに右經費を悉く街庄費を以て支辨するは街庄民の負擔を重大ならしむるものと信ず此の如き場合其の街庄として寄宿舍の必要なければ廢止するも差支なきや但し小學校には州費の補助あり

答　果して年額二千圓に達する寄宿舍費を街庄に於て負擔するとせば洵に諒察に値する事なりと雖一旦設置したる寄宿舍を閉鎖するには當該行政廳の認可を要す而して其の認否如何は勿論外部より揣摩することを得ざるも要するに街庄自己の敎育費にあらざる費用を負擔するが如きは何等法に根據を有する事件にあらず

問　過年度收入及過年度支出は現年度の當該科目に收入し當該科目より支出すべきや又は總て雜收入中相當科目に收入し雜支出中相當科目より支出すべきや

答　過年度收入は雜收入中相當科目に收入し過年度支出は雜支出中相當科目より支出するを適當と存ず

問　州が當初豫算編成後戶稅を追徵したる場合に於ては市街庄は更に追徵戶稅の豫算額に對し稅割を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

追課し差支なきや

答　市街庄が當初戸税割の賦課率を定むるに際り追徴戸税の豫算額をも含めたる戸税豫算額を標準として課率を定めたる場合は勿論其の追徴額に對し市街庄税を賦課すべきは當然の義なるも然らざるに於ては追徴戸税の豫算額に對して新に市街庄税の追徴を定むれば格別此の以外に於ては戸税追徴額に對し更に市街庄税を追課することを得ず

問　州市街庄協議會員の任期二年は如何に計算するや

答　協議會員の任期二年は任命の當日より起算し暦に依り計算し翌々年の當該月日の前日に終る從て年に閏日あるも之が爲めに變動することとなし例之大正九年十月一日に任命せられたる協議會員は同十一年九月三十日を以て其の任期を終了す因に本答に反する去る四月號の答は茲に之を取消す

問　街庄制第十條と街庄制第二十一條の對照解釋如何

答　街庄制第十條は街庄吏員が弘く法令の規定に依り國及公共團體の事務を處理する場合に於て其の事務執行（事務實體の費用を除く）に要する費用を街庄の負擔とすべきを規定し同二十一條は街庄自體が法律勅令及律令を以て國及公共團體に係る費用の負擔（必ずしも事務の委任を伴はず）を命せられたるとき其の費用支辨の義務を負擔すべきを規定したるものなり例之州制第七條に依る州の事務執行に要する費用負擔は前者に屬し臺灣消防組規則第九條の負擔は後者に屬せり

問　富豪が海濱に別莊として一戸を構へ時々此に往來して靜養するを例とするも滯在三箇月に至らずして住所に歸り不在中は專ら下女下男をして之に當らしむる者あり斯の如き構戸者に對して戸税を賦課して差支なきや

答　州民の納税義務は州制及同施行令の定むる處なれは戸税の如き人税は州制施行令第二十六條及二十七號に依り州内に住所を有するか若は滯在三箇月に渉る者にして且つ構戸の事實ある者なるを要す然るに單に構戸者の故を以て戸税を賦課するは違法たるを免れず

問　州税の滯納者に對し納税の督促を爲すの目的を以て之を明示して知事は納税義務者を召喚したる場合納税義務者は此の召喚に應ずるの義務ありや、右の場合納税義務者が故なく召喚に應せざるを以て臺灣違警令を適用して處罰し得るや

答　納税義務者は召喚に應ずべき義務なし假令義務ありとするも現行法令上州税徴收者たる知事は官署にあらざるの關係上州税滯納者に對し召喚を爲すことを得ずと解するの外なし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

避暑だより

海拔二千尺の強羅から

高島曾川

(前略)先達て舊緣の地、逗子横須賀邊へ行つたが、此頃又た曾遊の小田原から函根に遊んだ。僕は東京から小田原に直通する汽車には初めて乘つて見た。小田原の開けたには驚いた。湯本驛前から函根山上への登山電車にも初めて乘つた。誠に乘心地よき廣軌車で、塔の澤、太平臺、宮の下等の要所を通過し、嘗山白水の間を縫ふて海拔二千尺の強羅まで行き、之から又た大涌谷、小涌谷等を經て蘆の湖畔に出ることも出來る。湖上には貸船ありて舟遊を擅にすることが出來る、此等は皆な函根土地株式會社の經營なそうです。斯樣に東京から函根まで行くことが短時間で便利に出來ることになつた點から考へると、今や大東京の眼から見れば、函根は實に東京の西公園(東公園は鹽原としますか)ですな。最近内務省で「箱根全山から湯河原一帶」へかけて、國立公園の候補地として、地元の足柄下郡役所へ、全山に於ける氣象交通其他の調査を委託した、といふのは全く故ある哉と思ふ。僕は其の夜強羅に泊つた。強羅も非常に開けて、俗氣を帶びたといへばいへるが、何しろ海拔二千尺の高地で、翠綠滴らんとする山、淸冽夏猶寒き水に繞らされたる一面には、遙かに相模灘が碧空を𥊍すが如きは、宛然浮世の塵を離れたる別天地の感がある。

紅塵不到翠微中。遙瞰相灘疊碧空。拔海二千尺高地。滿堂十萬斛淸風。

の惡詩を得て歸つた始末です。(略)

壬戌七月六日

耶馬溪から龜川へ

拜啓私共基隆出帆以來、海上至極平穩にて誠に勿體ないやうな航海に候ひき。十六日門司上陸、中津驛より柿坂線によりて耶馬溪の勝を探り申候。山國川に沿うて陸續應接に遑なき佳景奇勝を賞しつゝ羅漢寺驛に下車、羅漢寺の古刹を訪れ申候。此の寺自身が復た馬溪の一勝を成し、奇岩古洞の間、或は堂あり、或は祭あり、其の無漏溪と稱する洞中には五百羅漢の羅列せるありて、寺號或は之より來れるかを想はしめ候。寺の寶物を拜觀せるが、本堂より寶物館までは、暗黑なる岩洞の裡を、廊を通じ欄を按じて恐る〳〵步を運ぶ氣味わろきものに候。曾公手記の金泥の經文といふ本ものにやと疑はれ候。陶器の庚申三猿中、二猿は逃げて在らず、一つだけ殘り居るといふ見猿を見申候。逃げた二猿は今頃骨董屋の店前に囚はれの身となり居るにや。何處でも寶物といふものは下らぬものゝ多き事に候よ。龜川は山の姿、海の色、誠に氣に入り申候。かゝる所にて讀書行樂、悠々自適の生を送らば百年の長壽も保ち得べくと存候、草々

六月十八日　室田有

龜川にて　同てる

詞苑

謁乃木神社　小松孤松

赤心報主表深衷。武將儀型國士風。
南木以來惟乃木。專祠帝許祀精忠。

日比谷公園卽事

蘋末吹來細々香。遊人散盡暮山黃。
斜陽一片穿林入。噴水池邊鶴影長。

小田原

歷手收來關八州。兒孫恃險不知憂。
只今惟有早雲寺。古木陰中杜宇愁。

訪浩堂中村先生次其近作瑤韻

不是高人壽不多。停車乘式幾經過。
老來筆力遒而勁。墨審淋漓映簟波。
入門先喜綠陰多。苔徑曾無俗客過。
與我石鑪摩撫久。不知人海有風波。

賦呈

壬戌夏日遊葉氏祠卽景　顏雲年

消夏敦槃會。輕車冒雨來。祠新風自古。山遠霧將開。繁縟因參議。扶輪仗弱才。一時文酒樂。詞客共三臺。

題雁來紅畫稿　魏潤菴

下帷久不到園東。花事年々村轉蓬。
今日倚欄成一笑。風前數朶雁來紅。

飛燕　鷗仙　王寶藏

渡柳穿花入書堂。棟頹壘破已蒼涼。
飛鳴將樹繞三匝。巷口徘徊日幾行。

新蟬

竿頭日影欲斜西。忽有蟬聲出柳隄。
句々清新堪側耳。準教依韻課吟題。

養虎

築柵殷勤養虎兒。癡心直欲作騶騎。
孰知豹變隨風起。舞爪張牙把主欺。

金龜

交輝金片燦全軀。襯錦裝成美丈夫。
出入獨憑錢作力。龜腥銅臭不能無。

鶯睡

凝鶯三月戾垂楊。默々無言獨斷腸。
似悞年々淪落感。魂迷誰覓熟黃粱。

敬和讓山先生瑤韻。以題墨蟹恭呈。卽希雙正。

李學樵

待時雷雨壯經綸。蘆虎蟄龍式正詢。
大海洪濤飛眼底。側身天地作新民。

敬和岳陽先生瑤韻自題墨蟹恭呈

李學樵

滿幅淋漓墨瀋新。揮毫紙上仰神人。
文章大塊何無價。玉髓金膏不計銀。
十幅蠻牋潑墨新。學書少學衛夫人。
而今又却精描繪。寫得蟚蜞換白銀。
樵水漁山畫意新。石磯西畔釣遊人。
陂塘無限秋光老。只寫雙螯斫雪銀。
稻花爛漫荻花新。滿地蟚蜞最可人。
莫比黃河都不濁。清平海國水如銀。
月影浮沈荻影新。波光萬丈雜鮫人。
橫行海上龍王處。宮裡水晶白似銀。
滌硯天池染墨新。銀河濯筆晤仙人。
滄浪之水清無比。照徹蟾宮月以銀。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又賦一首　同

斗柄輪廻萬象新。依然秋水尙依人。
今朝靑鬢遲如夢。莫道昨宵鬢如銀。

題周貢南先生大陸游記　李學樵

睥睨乾坤放眼游。崑崙絕頂志難酧。
一肩書劍三千里。滿目烽煙十四州。
螢闕紛爭天地窄。龍蛇飛舞海濤秋。
文成落筆搖河嶽。紀勝維迦雪爪留。

納涼偶成　同

赤帝橫天暑氣張。豆棚爪架納新凉。
不愁冷煖年來慣。風雨滿堂六月霜。

感懷　四首　許丙丁

擧世醺々付一吁。窮愁枉向天狂呼。
低眉怒目渾無賴。敢道當時誤捉瑜。

廿三歲月愧蹉跎。祇覺無聊感慨多。
壯志未酬塵匣劍。空敎詩律伏愁魔。

早信人間金萬能。因窮甘守苦何曾。
也知富貴浮雲事。午日翻書解鬱蒸。

龍騰豹變未曾經。猶任蝸廬寄此生。
磔々依人憐傀儡。輸他介子永埋名。

復和岳陽詞長瑤韻卽此奉呈希政　李學樵

讀公詩句月華新。磊落欽奇世外人。
不問蓬萊水淸淺。祇緣滯字買書銀。

車聲轆々晚晴新。到此門多問字人。
最好鄕園風景地。公餘吟咏月明銀。

謾感浮沈氣象新。乾坤莽々一閒人。
無端浪說男兒事。鑄得頭顱十草銀。

鍾毓名山秀色新。南轅北轍有誰人。
故園花事探消息。待到重陽菊綻銀。

江山如畫景如新。大夢沈酣未酤人。
似此人言多苦熱。金風玉露値千銀。

西風落日蘋姑新。雲樹江天野故人。
大海蒼茫成隱遯。鯨波跋浪影翻銀。

觀龍舟有感卽事　同

咿啞櫓聲夕陽新。西風落日彩船橫。
人山藏海樓騰蜃。水國浮天浪吸鯨。
況復鮫人珠有淚。那堪漁父劍無名。
嗟余聽鼓滄江上。萬派波濤濁與淸。

詠蕎麥煎餅。應南蒙先生。　應取岳陽

淸虛氣味素秋香。恐是雲門猶未嘗。
憐汝後園蕎麥子。被人煎煞脆於霜。

須賀蓬城君寄詩卽次其韻以答

高鴻自北地。蕭颯海大秋。想見長安市。狂吟驚一州。

須賀蓬城君詩云。洵天望無際。一別已五秋。偶見金蕉色。乍憶寒北州

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■六　月

▲十六日

□總督府評議會　第三回評議會を總督府に開き義務教育及民商法施行に關する件を諮詢す

▲十七日

□第二十七回始政記念式を總督府に於て擧行す

□平和博臺灣館に於て第三回臺灣デーを催はし閑院宮殿下を初め皇族二十九方臺臨の光榮を荷ふ

▲二十六日

□臺東鹿野村に火災あり三十一戶全燒す

■七　月

▲一日

□獻穀田拔穗祭　臺北州七星郡士林庄に於ける新嘗祭獻穀田に於て拔穗祭を執行す

▲三日

□酒類專賣法　本日より全島に實施せらる

□全島稅務課長會議　本日より總督府に開かる

▲七日

□地方長官會議　總督府會議室に於て開會、田總督の訓辭ありたり

□基隆鰹漁業は收獲多く本年鰹の豐漁を報ず

□大稻埕に於ける烏龍夏茶の出廻り旺盛を報ず

▲十一日

□賀田金三郎追悼會を東門曹洞宗別院に行ふ

人事消息

▲末松內務局長夫人　久しく病氣の處終に六月十六日東京牛込區河田町十九番地なる局長自邸に逝く悼むべし

▲田原天南氏　二十二日內地より來臺

▲田主計局長　來臺中の同氏は六月二十三日出發歸京

▲早川彌三郎氏　辯護士事務の爲め二十二日來臺

▲角源泉氏　二十二日內地より來臺

▲李景盛氏　（臺北州協議員、新高銀行頭取、本誌評議員）二十六日病を以て臺北市永樂町の自邸に逝く噫

▲二荒伯爵　攝政宮殿下御盛儀に付全島各地巡演中の處二十九日臺北出發歸京

▲中瀨拙夫氏　外國留學の途に上るべく二十九日出發上京

▲富島高雄州知事　三十日內地より歸臺

▲赤石定藏氏　七月三日內地に赴く

▲橫山正修氏　二日來臺

▲平林武治博士　（帝大敎授）二日來臺、用務は本島鑛山視察の爲めなりさ

▲持地六三郎氏　（臺灣史料編纂部長）五日來臺

▲堤林數衛氏　（南洋實業家）同上

▲田總督　九日午後二時十分臺北發、松田、尾間兩祕書官を隨へて上京

▲吉岡臺南州知事　十三日上京

▲鈴木重臣氏　十五日內地より歸臺

▲後宮信太郎氏　同上

任命

大正十一年六月中

▲五月三十一日

中央研究所技師　眞島寬吾

東京、京都、大阪ノ三府下へ出張ヲ命ス

警察官及司獄官練習所敎官　熊澤外茂吉

兼任總督府事務官、特務課勤務ヲ命ス

▲六月一日

總督府事務官　松岡一衛

東京、京都、大阪、愛知、岡山、山口、福岡ノ三府四縣下へ出張ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲六月二日

殖產局長　喜多孝治
法令取調委員會委員ヲ免ス

專賣局技師　牛澤清助
東京、京都、大阪ノ三府下ヘ出張ヲ命ス

中央研究所技師　素木得一
山口、和歌山、愛媛ノ三縣ヘ出張ヲ命ス

北海道帝國大學助手　佐藤正一
任總督府高等農林學校教授

總督府技師　石井甫
任總督府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス

▲五月二十五日

高等商業學校教授　吉成鐵雄
支那廣東、英領香港及マニラ、サンダカン、バタビヤ、サマラン、スラバヤ、マカツサヘ出張ヲ命ス

商業專門學校教授　延田芳太郎
（各通）

商業專門學校教授　竹田虎作
支那廣東、英領香港及佛領西貢、英領新嘉坡、暹羅盤谷ヘ出張ヲ命ス

▲六月五日

高等商業學校教授　百東春香
東京、福岡兩市ヘ出張ヲ命ス

總督府技師　原澤豐吉
青森、神奈川、廣島及福岡ノ四縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月七日

總督府視學官　田中友二郎
任總督府師範學校長

總督府醫院醫長　雲英元孝
兼任總督府醫學專門學校教授

日野一郎
任總督府醫學專門學校教授

總督府技手　鳩野政雄
任總督府技師殖產局農務課勤務ヲ命ス

京都帝國大學副手　岩問義夫
兼任臺灣總督府醫學專門學校教授、臺南醫院勤務ヲ命ス

小林櫃二郎
公立臺北州高等女學校教諭

總督府師範學校長　志保田鉎吉
兼任總督府醫學專門學校教授
補臺北師範學校長

▲六月八日

公立實業學校教諭　樋口孝
嘉義農林學校長柳川鑑藏不在中代理ヲ命ス

總督府技師　鳩野政雄
依願免本官

▲六月九日

總督府技師　石井甫
南支那ヘ出張ヲ命ス

總督府郡守　木浦角太郎
上京ヲ命ス

鐵道部事務官　小川義郎
東京、仙臺及門司ノ各鐵道局管內ヘ出張ヲ命ス

▲六月十日

總督府師範學校教諭　鹽谷作造
任臺灣公立高等女學校長

尾間立顯
任總督府秘書官、官房秘書課勤務ヲ命ス、
滯京ヲ命ス

久住榮一
任總督府師範學校教諭、補臺北師範學校教諭兼附屬公學校主事

州理事官　政所重三郎
臺中高等女學校長事務取扱ヲ免ス

▲六月十一日

總督府郡守　河東田義一郎
上京ヲ命ス

州理事官　本山直枝
丸龜、大阪、東京及仙臺ノ各稅務監督局管內ヘ出張ヲ命ス

▲六月九日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺南州協議會員　増田秀吉
臺南州協議會員ヲ命ス
磯谷恒三郎
願ニ依リ臺南州協議會員ヲ免ス

▲六年十三日
總督府事務官　林繁三
市區計畫臨時委員ヲ命ス
商業專門學校教授　山口助治
東京、京都、大阪、神奈川、三重、群馬、愛知、奈良、兵庫、廣島、福岡ノ三府八縣下ヘ出張ヲ命ス
州理事官　澁谷信吾
東京、大阪、新潟、宮城及福岡ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月十二日
總督府事務官　水越幸一
總督府官房調査課長東鄉實不在中代理ヲ命ス

▲六月十三日
師範學校長　志保田鉎吉
教科書調査會委員ヲ命ス

▲六月十四日
總督府典獄　松本助太郎
東京、大阪、神奈川、廣島、大分ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月十四日
總督府編修官　古山榮三郎
兼任總督府視學官、內務局學務課勤務ヲ命ス、免兼任師範學校教諭
松田郁太郎
任總督府商業專門學校教授
總督府師範學校長　志保田鉎吉
（各通）總督府師範學校教諭　久住榮一
臺灣小學校及公學校教員檢定委員會常任委員ヲ命ス
總督府師範學校長　田中友二郎
臺灣小學校及公學校教員檢定委員會常任委員ヲ免ス

▲六月十五日
醫學專門學校教授　吉田坦蔵
上京ヲ命ス
總督府郡守　木浦角太郎
上京ノ序ヲ以テ大阪府及千葉、三重ノ二縣下ヘ出張ヲ命ス
公立中學校教諭　並河眞孝
東京府下ヘ出張ヲ命ス
判事　山中榮
任總督府法院判官、補臺北地方法院判官、
總督府屬　檜山衛
兼任總督府州理事官、臺北州勤務ヲ命ス

▲六月十九日
師範學校長　志保田鉎吉
（各通）師範學校教諭　久住榮一
教科書調査會主査ヲ命ス
師範學校教諭　久住榮一
教科書調査會委員ヲ命ス
師範學校長　田中友二郎
教科書調査會委員ヲ免ス
教科書調査會主査ヲ免ス

▲六月十六日
港務官　熊谷亥之助
神戸横濱兩市ヘ出張ヲ命ス
中央研究所技師　黒川義信
東京、大阪、富山、秋田ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月二十日
總督府州技師　古川眞雄
東京府鹿兒島縣下並北海道廳下ヘ出張ヲ命ス
總督府州技師　福田要
東京府及福島、和歌山、鹿兒島ノ三縣下ヘ出張ヲ命ス
總督府參事官　鼓包美
（各通）總督府事務官　羽生雅則
普通試驗臨時委員ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲六月二十一日

總督府醫學專門學校教授　淸水彦太郎

京都、東京、仙臺各市ヘ出張ヲ命ス

公立中學校敎諭　大石太七郎

東京、京都、大阪、愛知、兵庫ノ三府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月二十二日

（各通）總督府參事官　下村充郎
總督府州警視　赤堀鐵吉

上京ヲ命ス

▲六月二十三日

總督府技手　佐藤善吉

任總督府技師、殖產局營林所宜蘭出張所勤務ヲ命ス

井村實

任總督府州技師、臺北州勤務ヲ命ス

▲六月二十四日

鐵道部技師　堀口勉一郎

東京、札幌及門司各鐵道局管內ヘ出張ヲ命ス

公立高等女學校敎諭　本田喜八

東京府下ヘ出張ヲ命ス

總督府高等學校長　松村傳

東京、京都、埼玉、愛知、兵庫、廣島ノ二府四縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府高等農林學校教授　加藤因

東京府及福島、奈良ノ二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲六月二十七日

總督府參事官　鼓包美

總督官房文書課長下村充郎不在中代理ヲ命ス

郡守　藤代三九三

東京府及埼玉、千葉、靜岡、栃木ノ四縣下ヘ出張ヲ命ス

高等商業學校教授　室田有

東京、橫濱兩市ヘ出張ヲ命ス

▲六月二十八日

總督府事務官　中瀨拙夫

殖產局糖務課勤務ヲ命ス

總督府事務官　今川淵

殖產局糖務課長兼務ヲ命ス

總督府事務官　淺野安吉

殖產局庶務課長兼務ヲ命ス

總督府州事務官　草野義一

東京、京都、大阪及長崎、福岡ノ三府二縣下ヘ出張ヲ命ス

師範學校敎諭兼公立高等女學校敎諭　石川平司

任公立高等女學校敎諭、補彰化高等女學校敎諭兼補習科附屬公學校主事

總督府醫院醫官補兼總督府醫學專門學校教授　小林靜夫

任總督府醫院醫官「兼官如故」臺北醫院勤務ヲ命ス

總督府技手　一色周知

兼任總督府高等農林學校教授

▲六月二十七日

總督府技師　山口鎮五郎

殖產局度量衡所長ヲ命ス

▲六月二十九日

總督府州理事官　川村直岡

市區計畫臨時委員ヲ免ス

休職總督府醫院醫長兼醫學專門學校教授　迎諧

復職ヲ命ス

▲正誤▲前號任命欄中、五月十二日發令「郡守池田鳴遠、土木局港灣課長兼務ヲ命ス」ノ「郡守池田鳴遠」ハ「總督府技師池田季苗」ノ誤ニ付訂正ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
大國	同	拓殖新報社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
臺政新報	同	其社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調査課
臺灣パック	同	臺灣パック社
高砂パック	同	高砂パック社
統計學雜誌	同	統計學社
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
極東	同	極東社
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
煙草通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
大亞	同	大亞義會
まこと	同	臺灣三成協會
大陸	同	大陸社
月報	同	小樽商業會議所
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
戰	同	其社
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
臺灣		

編輯雜記

▲東鄕委員、七月二十五日內地より歸る

▲中野屯山、六月五日內地より歸る

▲鷹取岳陽、八月十三日內地に赴く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文欄

於大正十一年七月二十四日史料編纂委員會

賀來委員長告辭

臺灣自改隸以來。已經二十有七年。統治之成績。自有世評所存。關于其間之治績。於官衙民間。著述之編不少。既雖富于史料。然未有綜合統治之成蹟而大成之偉人大觀。以公于世者。顧改隸當時之當事者。或已去世。或離本島。不惟文書未載之史料。空葬於闇黑。雖既存之關係文書。與歲月之推移。漸將湮滅。是欲使臺灣統治之史蹟。垂于後昆。深爲遺憾。故督府有此計畫。然經費及年月。自有制限。毫無餘裕爲憾。唯於如此制限之範圍內。務要努力。以達所期之目的。因此組織史料編纂委員會。推薦本府及陸海軍所屬職員。及民間有識者中適當者。爲評議員顧問編纂委員等。任命囑託。所以望各位協力也。要之欲使本事業萬無一失。願列席諸位。共體此意。關于本調查編纂實心贊同援濟資料。答申諮問。以希幫助本事業之完成。關於編纂事業。當照編纂部長之另冊草稿辦理。如有疑處。不妨隨意質問。所有各位意見。請致書陳明。以省煩雜。尤期正確。至於史料採擇。一任編纂部長主意。希爲允諾。今後各位幫助本事業可資參考之事項。應由編纂部長說明。即請聽焉。

於史料編纂委員會持地編纂部長之演述

此次設置史料編纂委員會于本府。不肖辱荷編纂部長之任。玆將關于調查編纂之愚案概要。開陳以乞諸賢之淸鑒。併欲冀賛助焉。

爲本會設置之理由也。領臺以來。已閱二十有七年。乃經過一世紀四分之一。尚未有統治史蹟之完全編纂。若長此放擲則。不惟關係文書湮滅。且領臺以來。有關係本府之人。或離去或死亡。如此則文書未現之活材料。永無可發表社會之機會恐有空歸湮滅之虞。卽於此際。編纂完全總督史。最爲吃緊之事。故自大正十一年度起。至同十三年。准爲三年繼續事業。擬將本事業完成。本史編纂之宗旨。內容。及程度。卽於以上理由。可謂指示限定矣。其調查方法如左。

(一)關于臺灣官。公。私既刊未刊著作物之蒐集。

(二)關于臺灣外國著作物(中、英、佛、德、蘭、西)等之蒐集

(三)就于官府保存之文書記錄。拔萃必要之史料。

(四)就于當時當局可信人士。質疑。聽取書之調製。

(五)應供本史料之文書。照相蒐集。

照以上方法。向各方面。博搜廣求。以圖史料之蒐集。固不待言。然經費與歲月。均有限。非數名專任者之所力逮。此所以仰仗各位洞察而乞援助也。

關于編纂修史之體裁。是否應如何之辦法。編纂者頗費考慮也查從來支那式之府史。專以官府行動之進退盛衰紀事爲主。紀載政治上、經濟上民生休戚之消長興廢者鮮矣。如斯則。不可爲現代修史之範例。亦欲西洋式之史論體。文史體私人之著述則。官擇之述作而不適當。故本史、參酌折衷支那式之府史。西洋式各種著書之體裁。亦鑑及本事業之宗旨。內容、程度、依于信其制宜者製成本史之目錄草稿焉。

雖爲蛇足。尚爲附言。蓋爲歷史之事實也。關緊大局。其間自有脈絡貫通而非爲孤立別存者。故欲記述臺灣統治之史蹟則。不可不知當時臺灣之官意民情。欲知當時之日本帝國政況民情則。亦不可不知當時世界之形情。與日本帝國之於世

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

界大勢之位置。修史家。若無此等豫備智識則。不能容易下筆者也。又臺灣統治之成績史實則。可謂膨脹發展之國民的精神之一結晶矣。抑歷史者。非無聯絡之孤立的事實淵叢。故編纂者。意欲確信此等見地。而執筆此亦所希望諸賢之體諒者也。本史目錄草稿及起草要旨。擬照另送書類。雖請諒解。但不過指示編纂之體裁。與內容之概要而已。實在今後調查進行執筆之時自當不免有酌宜多少變更。乞為原諒要之為本史之目的也。在乎編述改隸以後統治之史蹟。故於本紀綜敘統治之大綱。以俾明臺灣統治之創設、發達、成功、之道程。併努闡明其間進化之原理。最後改隸以後。比照臺灣統治之成績與支那政治興廢之史實。使讀者知有日本之臺灣統治之文化的價值。卽於志類。彌于各般行政之細目末節詳敘其興廢消長之沿革。以資後人之參考、本紀、志類、相俟而網舉目張。欲供知悉臺灣統治成蹟細大之便。本紀之體裁。隨總督政治而分時代。於其時代內。載重要事項。以明紀事之本末又每時代。揭其年表以供橫看側看之便最後以統治通觀期總括焉編。纂者。竊以為如此用編年體、紀事體、史論體、庶幾方得發揮臺灣統治之眞相而闡明眞意歟。

如前所說。本史之主旨。以在乎編述日本之臺灣統治之史蹟。雖本紀、志類、相俟而。圖存史實。然而不記改隸以前之史實則。無由知其前後之關係。故於前紀略敘臺灣開闢以來沿革大要欲使日本與臺灣過去之關係。為一目瞭然

本史目錄照此主意雖為起草。載于本紀。重要事項則已如備考所述。畧不過例示。不能謂之定稿。卽如於兒玉時代。不特記戶口調查。又如前紀所載臺灣授受、臺灣事務局項目者。於敘事之關係。等收為樺山時代為妥等。尙有多少修正之處此等聽諸賢之高見。從宜參酌。以期定稿。

又於志類。附加地方志。另為一卷增加可乎此事更要致究最後尙為一言。為事業之副產物意欲製作臺灣圖書總目錄暨臺灣圖書解題此外由各方面。所集史料。應將甄別、選擇、分類、整理以為保存此雖本事業範圍外之事。為本事業之副產物而。必所發生之事業也併為附言。

竊惟修史原為大事業也不肖短才不顧淺陋學識而聊以所抱鄙見欲敢從其事。奈何經費有限年月亦有限其苦心自在其間切冀各委員諸賢、體諒協力援助是所盼望焉。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中部亞米利加及玖瑪

ガアテマラの石油貿易
Petroleum Trade in Guatemala. (Com. R. May 22, '22. P. 492.)

ラテン・アメリカ諸邦近況
The Latin-American Nations. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. 540.)

メキシコ販賣の織物
Selling Textiles in Mexico. (Com. R. June 12, '22. P. 677.)

キューバ糖安價の理由
Why Cuban Sugars are sold cheap. (M. T. June 14, '22. P. 9.)

南　亞　米　利　加

ブラジルの豫算案
The Brazilian Budget. (S. May 13, '22. P. 737.)

ブラジルの產金額
Production of Gold in Brazil. (Com. R. May 15, '22. P. 448.)

發展しつゝある南部ブラジル
Developing Southern Brazil. (T. T. S. Vol. X, No. 203, May 27. '22. P. 207.)

リオ、デ、ジヤネロの輸入炭額
Coal Imports at Rio de Janeiro. (Com. R. May 29, '22. P. 559.)

リオ、デ、ジヤネロの關稅收入高(一九二〇、二一年)
Rio de Janeiro Custom Receipts. (Com. R. June 12, '22. P. 666.)

タクナ・アリカ問題に於けるボリヴイアの要求
Bolivia's Claims in the Tacna-Arica Case. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 401.)

アルゼンチンの經濟問題
Argentina: Economic Problems (S. May 13, '22. P. 733.)

一九二二年第一、四半期のアルゼンチン輸出貿易情況
Argentina Exports. (T. T. S. Vol. X, No. 202, May 20, '22. P. 187.)

輸入增加のアルゼンチン近況
Argentina-Imports show Increases. (Com. R. June 5, '22. P. 592.)

ベノスヽアイレスの食料品値段表
Food-stuff Prices in Buenos Aires. (Com. R. June 12, '22. P. 664.)

チリー石炭貿易情況
Conditions in the Chilean Coal Trade. (Com. R. June 12, '22. P. 671.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年三月中の米國製特別品の輸出額
Exports of Specialities during Mar. (Com. R. May 22, '22. P. 495.)

漸次有利なる米國產業界
Industry steadily gaining. (Com. R. May 22, '22. P. 521.)

ドイツ人渡米率一日百名
100 Germans a Day coming to America. (N. Y. T. Vol. LXXI, No. 23500, Sect. 1, May 28, '22. P. 15.)

現在の米國造船術
Current American Shipbuilding. (Com. R. May 29, '22. P. 536.)

米國汽車會社一覽表
Schedules of American Steamship Companies. (Com. R. May 29, '22. P. 536.)

米國海港に於ける對外貿易分布
Foreign Trading Zones in Our Seaports, by E. J. Clapp. (A. E. R. Vol. XII, No. 2, June '22. P. 262.)

米國禁酒會の結果
Prohibition's Results. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 377.)

アメリカの新設航空路
Advent of the American Air Liner. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 410.)

米國の新世界會議參加拒絕
America's Refusal to join in a New Conference. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 544.)

一九二二年四月中の米國輸出木材及木材製品
Exports of Lumber and Wood Products for April. (Com. R. June 5, '22. P. 599.)

一九二二年四月中の米國食料品輸出額
Exports of Food Products during April. (Com. R. June 5, '22. P. 609.)

米國輸入羊毛現況
Recent Trend in U. S. Wool Imports. (Com. R. June 5, '22. P. 611.)

一九二二年四月中の米國護謨品輸出額
U. S. Exports of Rubber Goods in April (Com. R. June 5, '22. P. 624.)

一九二二年四月中の米國陶器業
U. S. Ceramics Trade in April. (Com. R. June 5, '22. P. 629.)

一九二二年四月中の米國輸出鐵、鋼情況
April Movement in Iron & Steel. (Com. R. June 12, '22. P. 667.)

一九二二年四月中の米國輸出石油貿易
American Petroleum Trade for April. (Com. R. June 12, '22. P. 668.)

一九二二年四月中の米國石炭貿易
U. S. Foreign Trade in Coal during April. (Com. R. June 12, '22. P. 671.)

一九二二年四月中の米國自動車輸出增加
Automotive Exports Increase during April (Com. R. June 12, '22. P. 680.)

不振を告ぐる米國輸出革類
Exports of Leather from U. S. decline. (Com. R. June 12, '22. P. 684.)

米國皮類輸入額
U. S. Imports Trade in Hides and Skins. (Com. R. June 12, '22. P. 684.)

一九二二年四月中の米國輸出農具情況
U. S. Exports of Agricultural Implements in April. (Com. R. June 12, '22. P. 686.)

一九二二年四月中の米國電氣類輸出額
Electrical Exports during April. (Com. R. June 12, '22. P. 688.)

活氣付けりと傳へらるゝ紐育市の現物糖需要
Demand for Actual Sugar Active in New York says Commercial Agent. (M. T. June 16, '22. P. 2.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二一年中のチエツコ•スロヴアーク輸出入パルプ及紙類貿易
Czecho-Slovak Pulp and Paper Trade. (Com. R. June 12, '22. P. 694.)

ハンガリーの產炭額
The Coal Production of Hungary. (Com. R. June 12, '22. P. 672.)

ユーゴー•スラヴの貿易と財政狀態
Yugo-Slav Trade and Financial Situation. (Com. R. May 22, '22. P. 467.)

一九二二年のルーマニア豫算案
The Rumanian Budget for 1922. (Com. R. June 12, '22. P. 713.)

一九二一年最初半箇年間のブルガリア貿易
Bulgarian Trade during the First Half of 1921. (Com. R. May 22, '22. P. 518.)

ヴエネゼロスの業績
Venizelas Vindicated. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 392.)

ギリシヤ•トルコ間の暴虐
Greco-Turkish Atrocities. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 475.)

ギリシヤとトルコとの平和不可能の原因
Obstacles to Greco-Turkish. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 537.)

■阿　弗　利　加■

埃　及　及　其　他

エヂプトに於ける米國製鐵道枕木市況
Market for American Railway ties in Egypt. (Com. R. May 22, '22. P. 494.)

東阿モザンビークに於ける棉花栽培
Cotton Growing in Mozambique. (B. I. I. Vol. XIX, No. 4, 1921, P. 447.)

北部ニゲリア諸州の棉花栽培の現況と將來
The Present Position & Prospects of Cotton Growing in the Northern Provinces of Nigeria. (B. I. I. Vol. XIX, No. 4, 1921, P. 469.)

南アフリカの鋼鐵業
South Africa's Steel Industry. (Com. R. May 15, '22. P. 415.)

ナタルの炭礦業
The Coal-Mining Industry of Natal. (Com. R. May 15, '22. P. 427.)

南阿產アスベストの增產
Asbestos Mining: Increasing Output from Southern Africa. (T. T. S. Vol. X, No. 203, May 27, '22. P. 205.)

南アフリカ近時の發展
Recent Developments in South Africa. (Com. R. June 12, '22. P. 659.)

南アフリカの自動車市況
Potentalities of the South African Motor Car Market. (Com. R. June 12, '22. P. 679.)

■南　米　大　陸■

加　奈　陀

カナダの紙及パルプ輸出額
Canadian Exports of Paper and Pulp. (Com. R. May 22, '22. P. 491.)

カナダにて消費する模造牛酪
Consumption of Oleo-Margarine in Canada. (Com. R. June 5, '22. P. 608.)

北　米　合　衆　國

第三十四回米國經濟學會總會(一九二一年十二月)
Papers & Prociedings of the Thirty forth Annual Meeting of the American Economic Association 1921. (A. E. R. Supl. Vol. XII, No. 1, Mar. '22.)

綿製編織物の米國對外貿易
U. S. Foreign Trade in Cotton Knit Goods. (Com. R. May 22, '22. P. 471.)

海外に於ける米國輸出の自動自轉車と乘合自動車の比較對照表
Are Motor Cycles Competing Abroad with Passenger Cars. ? (Com. R. May 22, '22. P. 474.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ロシアの對外貿易
Russian Foreign Trade. (S. Vol. XCIX, No. 2310, June 3, '22. P. 963.)

一九二二年最初三箇月中のロシア經濟狀態
Russian Economic Summary, First quarter of 1922. (Com. R. June 5, '22. P. 644.)

ソヴイエツト•ロシアの現情
Currency Situation in Soviet Russia. (Com. R. June 5, '22. P. 645.)

ロシア對外貿易近情
Russian Foreign Trade Notes. (Com. R. June 5, '22. P. 646.)

西班牙及其他

大不足を來せる一九二二年のスペイン豫算
Spain-Budget for 1922 shows large deficit. (Com. R. May 29, '22, P. 571.)

スペインの鐵、鋼對外貿易
Spanish Foreign Trade in Iron & Steel. (Com. R. June 5, '22. P. 613.)

ポルトガルの木綿市況
The Portuguese Cotton Market. (Com. R. May 29, '22. P. 567.)

スイスの砂糖貿易
Sugar Trade of Switzerland. (Com. R. May 5, '22. P. 406.)

スイスの炭礦業
The Coal Industry of Switzerland. (Com. R June 5, '22. P. 617.)

スエーデンの鐵、鋼業(一九二二年第一、四半期)
Swedish Iron & Steel Industry. (S. May 13, '22. P. 743.)

景氣恢復のデンマーク及スエーデンの情勢
Improved Conditions in Denmark & Sweden. (Com. R. May 29, '22. P. 534.)

ノールウエーの森林資源;森林業と其貿易
Forest Resources; Industry & Trade of Norway. (Com. R. May 15, '22. P. 423.)

ノールウエーの石炭市況
Market for Coal in Norway. (Com. R. May 15, '22. P. 427.)

依然面白からぬノールウエーの產業狀態
Norway-Industrial Situation still Unfavorable. (Com. R. May 29, '22. P. 533.)

ノールウエーに於ける强制仲裁々判
Compulsory Arbitration in Norway. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 527.)

上部シレシアの產炭額
Coal Production of Upper Silesia. (Com. R. May 15, '22. P. 428.)

一九二二年四月中のポーランド經濟狀態
Polish Economic Conditions in April 1922. (Com. R. May 22, '22. P. 465.)

ゼノア會議に於けるポーランド
Poland at the Genoa Conference. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 534.)

エストニアの財政
Finances of Esthonia. (Com. R. May 22, '22. P. 520.)

一九二一年中のラトヴイア對外貿易
Latvian Foreign Trade during 1921. (Com. R. May 22, '22. P. 521.)

リトアニアの財政及經濟狀態
Financial and Economic Situation in Lithuania. (Com. R. May 22, '22. P. 520.)

チエツコ、スロヴアキアの製糖業
Sugar Industry of Czechoslovakia. (Com. R. May 22, '22. P. 489.)

過去及現在に於けるスロヴアーク
The Slovaks -Past and-Present. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 472.)

一九二一年中のチエツコ•スロヴアーク鋼、鐵產出高
Czecho-slovak Steel Output for 1921. (Com. R. June 5, '22. P. 614.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ドイツの皮類市況
The German Hide & Skin Market. (Com. R. June 5, '22. P. 623.)

ドイツに於ける通貨の低落と物價の昂騰
Currency Depreciation & Prices increases in Germany. (Com. R. June 5, '22. P. 647.)

ドイツに於ける建築材料の價額
German Prices of Building Materials. (Com. R. June 5, '22. P. 649.)

ドイツ各月貿易(自一九二一年五月至二二年三月)
German Monthly Trade Balance. (Com. R. June 12, '22. P. 722.)

生產費の昂騰に苦しむ墺國の產業
Austria-Industry Suffers from High Producion Cost. (Com. R. May 15, '22. P. 400.)

墺國の製紙業
The Austria Paper Industry. (Com. R. May 15, '22. P. 404.)

一九二一年中の墺國鐵、鋼業
Austrian Iron & Steel Industry for 1921. (Com. R. May 15, '22. P. 417.)

墺國の鐵鋼產出高
Austria's Output of Iron & Steel. (Com. R. May 22, '22. P. 484.)

墺國の電氣業
Electrical Industry in Austria. (Com. R. May 29, '22. P. 548.)

オランダに於ける米國木材
American Lumber in Holland. (Com. R. May 15, '22. P. 423.)

オランダの經濟及產業情勢
Netherlands -Economic & Industrial Conditions. (Com. R May 22, '22. P. 460.)

オランダの電氣裝置業近況
Situation in Electrical Equipment Industries of the Netherlands. (Com. R. May 22, '22. P. 479.)

常時に復歸しつゝあるオランダの米取引
Dutch Rice Trade Returning to Normal. (Com. R. May 22, '22. P. 488.)

オランダに於ける植民教育
L'Enseignement Colonial en Hollande. (E. E. No. 258, Mai 28, '22. P. 5.)

一九二二年四月中のオランダ對外貿易
Foreign Trade of the Netherlands in April. (Com. R. May 29, '22. P. 555.)

露　西　亞

ロシアの穀物輸出情況
Prospect for Russian Grain Exports. (Com. R. May 15, '22. P. 407.)

ロシアの飢饉と疫病
Famine and Disease in Russia. (Stm. May 18, '22. P. 7.)

一九二一年中のロシア國有鋼鐵業
Russia's Nationalized Steel Industay in 1921. (Com. R. May 22, '22. P. 482.)

ソヴエット・ロシアの燃料輸出
Transport of Fuel in Soviet Russia. (Com. R. May 22, '22. P. 486.)

一九二一年中の英、米對露貿易の再開
Resume of British & American Trade with Russia for 1921. (Com. R. May 22, '22. P. 518.)

露獨條約條文
The Colossus of the World: Text of Russo-German Treaty. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 452.)

聯合國に對するロシアの回答
Russia's Reply to the Allied Demands. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 497.)

ソヴイエット・ロシアの挑戰的態度
Defiant Atitude of Soviet Rusaia. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 555.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

アルバニアの農業機械市況
Market for Agricultural Machinery in Albania. (Com. R. May 22, '22. P. 481.)

ネープルスの石炭情況
The Coal Situation in Naples. (Com. R. May 22, '22. P. 485.)

イタリーの革類市況
Leather Market in Italy. (Com. R. May 22, 22, P. 496.)

イタリーの海員賃銀率
Italian Marine Labour Rates. (Com. R. May 29, '22. P. 538.)

イタリー鐵道の危機
Italy's Railway Crisis. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 506.)

イタリー輸入肉類貿易
Italian Trade in Imported Meats. (Com. R. June 12, '22. P. 665.)

北イタリーの羊毛業近況
North Italian Wool Industry Normal. (Com. R. June 12, '22. P. 677.)

ベルギーの財政及農工業情況
Belgiun-Financial, Agricultural & Industrial Conditions. (Com. R. May 29, '22. P. 529.)

東部ベルギーの石炭及其他の鑛業
Coal and Other Mining in Eastern Belgium. (Com. R. May 29, '22. P. 560.)

ベルギーの木材貿易近況
Status of Belgiun Lumber Trade. (Com. R. June 5, '22. P. 599.)

一九二二年第一、四半期のベルギー石油貿易
Belgiun Petroleum Trade for the First quarter of 1922. (Com. R. June 12, '22. P. 669.)

獨逸、墺太利及和蘭

ドイツと世界貿易
Germany and World Trade. (T. T. S. Vol. X, No. 199, Apr. 29, '22. P. 126.)

ドイツ甜菜糖の景況
German Beet Sugar. (T. T. S. Vol. X, No. 200, May 6, '22. P. 147.)

ドイツ輸入の石油及石油產物
Imports of Petroleum Products into Germany. (Com. R. May 15, '22. P. 421.)

ドイツの皮類市況
German Hide & Skin Market. (Cam. R. May 15, '22. P. 433.)

ドイツ織物業狀況
German Textile Industries. (T. T. S. Vol. X, No. 202, P. 186.)

南西部ドイツのメリヤス業
Hosiery Industry of South Western Germany. (Com. R. May 22, '22. 473.)

ドイツ海軍史
German Naval History. (Stm. May 30, '22. P. 6.)

ドイツ戰時財政
German War Finance; by F. R. Fairchild. (A. R. Vol. XII, No. 2, June '22. P. 246.)

難局に陷れるドイツ
Germany Self-convicted. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 363.)

ドイツ青年の道德的反抗
The Moral Revolt of Germany's Youth. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 447.)

上部シレジアの決定
The Upper Silesian Settlement. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 504.)

ドイツ最近の發展
Recent Developments in Germany. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 529.)

ドイツに於ける纖維質の製造
German Manufacture of Fabrics from Cotton Waste. (Com. R. June 5, '22. P. P. 611.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年最初三箇月中の英國製靴業
British Boot and Shoe Industry for March quarter. (Com. R. May 29, '22. P. 568.)

英帝國近狀
Affairs of the British Empire. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '23. P. 521.)

英國の石炭消費額
Coal Consumption in the U. K. (Com. R. June 5, '22. P. 616.)

ロンドン市場に於ける皮類相場
Prices of Hides & Skins in London Market. (Com. R. June 5, '22. P. 623.)

一九二二年四月中の英國陶器業
British Pottery Industry in April. (Com. R. June 5, '22. P. 629.)

英國に於ける時計類、科學器械及フイルム貿易
British Trade in Clocks, Watches, Scientific Instruments & Films. (Com. R. June 5, '22. P. 630.)

英國輸出靴類情況
British Exports of Boots & Shoes. (Com. R. June 12, '23. P. 683.)

航空力さ英帝國の防備
Air Forces & British Empire Deffense. (Ol. June 14, '22. P. 305.)

佛蘭西、伊太利及白耳義

改良しつゝある佛國の羊毛業
French Wool Industry Improving. (Com. R. May 11, '22. P. 413.)

佛國に於ける金屬品產出高の增加
Increase in French Metallurgical Productions. (Com. R. May 15, '22. P. 417.)

佛國に於ける電氣設備に關する規則
Regulations Governing electrical Installations in France. (Com. R. May 15, '22. P. 418.)

佛國石油政策
Petroleum Policy of France. (T. T. S. Vol X, No. 202, May 20, '22. P. 187.)

アルサス、ロレーヌさ佛領植民地
L 'Alsace-Lorraine et les Colonies. (E. E. No. 258, Mai 21, '22. P. 1.)

佛領植民地に於ける棉花
Le Coton Dans les Colonies Francaises. (E. E. No. 258, Mai 21, '22. P. 10.)

稍活氣を呈せる佛國の產業
France-Industries show little activity. (Com. R. May 22, '22. P. 459.)

佛國の電氣設備に關する規則(續)
Regulation governing electrical Installations in France. (Com. R. May 23, '22. P. 477.)

佛國に於ける護謨靴踵類市況
Market for Rubber Heels in France. (Com. R. May 22, '22. P. 497.)

佛國に於ける米國炭の將來
Future Market for American Coal in France. (Com. R. May 29, '22. P. 558.)

銀本位幣制への復歸論(佛國)
Le Retour au Monometallisme Argent. (E. E. No. 261, Juin 11, '22. P. 11.)

一九二二年四月中の佛國對外貿易
French Foreign Trade during April. (Com. R. June 12, '22. P. 660.)

佛國に於ける桶板消費高
Consumption of Staves in France. (Com. R. June 12, '22. P. 673.)

ミラノ商業見本市
Milan Sample Fair. (T. T. S. Vol. X, No. 199, Apr. 29, '22. P. 126.)

パドア大學近況
The University of Padua. (T. Ed. S. May 20, '22. P. 229.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

バルト海沿岸諸邦のワルソー條約
The Baltic States Treaty of Warsaw. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 470.)

東南歐洲諸邦情況
Nations of South-eastern Europe. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 532.)

世界貿易に於ける歐洲の分前
Europe's Share in World Trade. (Com. R. June. 12, '22. P. 661.)

英　吉　利

佛國向英國炭
British Coal for France (T. T. S. Vol. X, No. 200 May 6, '22. P. 146.)

一九二一年のロンドン商業會議所事業
Landon Chamber of Commerce: Its Work in 1921. (T. T. S. Vol. X, No. 200, May 6, '22. P. 150.)

一九二二/二三年英國豫算概觀
Budget in Brief; Analysis of Chancellor's Balance-Sheet. (T. T. S. Vol. X, No. 200, May 6, '22. P. 151.)

一九二二年四月中の英合衆王國對外貿易
Foreign Trade of the U. K. in April. (S. May 13, '22. P. 731.)

英合衆王國の鐵鋼產額
U. K. Iron & Steel Production. (S. May 13, '22. P. 743.)

一九二二年三月中の英合衆王國石油輸入額
British Trade in Petroleum Products during March. (Com. R. May 15, '22. P. 420.)

一九二二年三月中の英國護謨情況
British Rubber Conditions in March. (Com. R. May 15, '22. P. 430.)

一九二一年英國に於ける石炭、鐵及鋼並に造船狀況
Coal, Iron, Steel & Shipbuilding. (T. T. S. Vol. X, No. 202, May 20, '22. P. 183.)

教會學校の將來(英國)
Future of Church Schools. (T. Ed. S. May 20, '22. P. 234.)

一九二二年四月中の英國對外貿易
British Foreign Trade in April. (Com. R. May 22, '22. P. 469.)

一九二二年四月中の英國對外鋼鐵貿易
British Foreign Steel Trade in April. (Com. R. May 22, '22. P. 484.)

一九二二年三月中の英國炭礦業
Survey of British Coal Industry during March. (Com. R. May 22, '22. P. 485.)

英國輸入食料品の傾向
Trend of British Food-Stuff Imports. (Com. R. May 22, '22. P. 487.)

英國の皮革類市況
Hide and Leather Market in Great Britain. (Com. R. May 22, '22. 496.)

英國輸入の靴類
Imports of Boots and Shoes into the U. K. (Com. R. May 22, '22. P. 496.)

英帝國の財政
Empire Finance. (T. d. Emp. No. May 24, '22. P. V.)

今日の英帝國
The Empire To-day. (T. d. Emp. No. 24, '22. P. V.)

英國輸出品の販路
Needs of the World's Markets: Where British Goods are wanted. (T. T. S. Vol. X, No. 203, May 27, '22. P. 208.)

英合衆王國の船舶用被せ木市況
Market for Plywood and Veneers in the U. K. (Com. R. May 29, '22. 541.)

英國の石炭輸出貿易
Coal Export Trade of the U. K. (Com. R. May 29, '22. P. 559.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

イロイロの輸出貿易
Iloilo Exports. (M. T. June 28, '22. P. 7.)

蘭領東印度及其他

蘭領東印度＝濠洲物產の市場
Dutch East Indies: Market for Australian Products. (S. M. H. No. 26315, May 9, '22. P. 6.)

ジャワのコカ產出高
Coca Production in Java. (Com. R. May 22, '22. P. 516.)

蘭領東印度の錫鑛業
Tin Mining Industry of Dutch East Indies. (Com. R. May 29, '22. P. 551.)

一九二一年中のスマトラ護謨貿易
Rubber Trade of Sumatra for 1921. (Com. R. June 5, '22. P. 626.)

蘭領東印度に於ける財政狀態
La Situation on Financiere dans les Indes Neederlandaises. (E. E. No. 263, Juin 25, '22. P. 2.)

新樹脂油としてのソロモン群島產ナウリ護謨
Nauli Gum; A New Oleo-Resin from the Solomon Islands. (B. I. I. Vol. XIX, No. 4, 1921, P. 457.)

濠太利及新西蘭

濠洲產陶土
Australian Pottery Clay. (B. I. I. Vol. XIX, No. 4, 1921, P. 465.)

對外貿易に於ける濠洲の位置
Australia's Trade Position. (T. T. S. Vol. X, No. 199, Apr. 29, '22. P. 124.)

歡樂慾と濠洲の險象：總督の危惧
Lust of Pleasure; Australia's Peril. Governor's Fear. (S. M. H. No. 26318, May 12, '22. P. 8.)

濠洲金屬商況
Australian Metals. (T. T. S. Vol. X, No. 201, May 13, '22. P. 164.)

濠洲の產炭額
Coal Production in Australia. (Com. R. May 15, '22. P. 426.)

濠洲の將來
Future of Australia. (T. d. No. 43035, May 19, '22. P. 7.)

濠洲の製糖業
Australian Sugar Industry. (T. T. S. Vol. X, No. 185, May 20, '22. P. 185.)

景氣恢復の歷然たる濠洲貿易狀態
Australia - Improved Trade Condition Evident. (Com. R. May 22, '22. P. 462.)

空疎なる濠洲
Empty Australia, by Viscount Northcliffe. (T. d. Emp. No. May 24, '22. P. V.)

濠洲の鉛及亞鉛減產
Australian Metal Production: Reduced Lead & Zinc Output. (T. T. Vol. X, No. 203, May 27, '22. P. 205.)

新時代の黎明期に立てるオーストラリア
Australia at the Down of a New Era. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 467.)

一九二二年第一、四半期中のサウス、ウェールス石炭取引
Welsh Coal Trade during First quarter of 1922. (Com. R. June 5, '22. P. 616.)

濠洲に於ける農具類
Agricultural Implements in Australia. (Com. R. June 12, '22. P. 687.)

ニュージーランドの硝子壜貿易
Glass Bottle Trade of New Zealand. (Com. R. June 12, '22. P. 705.)

■歐　羅　巴■

一　般

一九二二年四月中の歐洲食料品情況
Monthly Summary of European Food Products Situation. (Com. R May 15, '22. P. 406.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

インドの小麥作
Indian Wheat Crop. (S. Vol. XCIX, No. 2310, June 3, '22. P. 962.)

セイロンの護謨栽培業
The Ceylon Rubber Industry. (Com. R. June 5, '22. P. 626.)

南滿洲及其他

南滿洲の埋藏炭
Coal Deposits of South Manchuria. (Com. R. May 15, '22. P. 427.)

馬來聯邦に於ける新規護謨栽培
Gutta Percha: New F. M. S. Plantation Industry. (T. T. S. Vol. X, No. 201, May 13, '22. P. 165.)

一九二〇/二一年の馬來聯邦州輸出金屬類
Metal Imports of F. M. S. (Com. R. May 15, '22. P. 417.)

コンスタンチノーブルの粗絨及絨氈市況
Constantinople Rug & Carpet Market. (Com. R. May 15, '22. P. 414)

トルコの屈服條約
The Turkish Capitulations. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 464.)

■南洋諸島■

比律賓

セブの輸出貿易
Sebu Exports. (M. T. June 4, '22. P. 9.)

イロイロの輸出貿易
Iloilo Exports. (M. T. June 7, '22. P. 9.)

比島デモクラタ黨の一大結束案
Democratos to organize entire P. I. (M. T. June 9, '22. P. 1.)

依然不況にあるヘンプの價額
Hemp Prices still at Ebb. (M. T. June 9, '22. P. 4.)

米國商務局は比島商業界の爲めに何を爲し能ふや
What the U. S. Bureau of Commerce can do for the P. I. Business, by G. L. Logan. (M. T. June 10, '22. P. 9.)

比島問題：二種の觀察
The Philippine Question viewed though two sets of Glass. by Roy C. Bennett (R. F. E. Vol. XXI, No. 2, June 10, '22. P. 47.)

恢復しつゝある近時の比島貿易
Recent Revibal in Philippine Trade. (Com. R. June 12, '22. P. 720)

比島と英領インドとの自治
Self-government in the P. I. & in British India. (M. T. June 12, '22. P. 6.)

呂宋糖作增加策
Plan to increase Luzon Sugar Crop. (M. T. June 14, '22. P. 9.)

一九二二年二月中の比島貿易
February Trade of the Philippines. (Com. R. May 15, '22. P. 447.)

比島兩院を支配すべき新政黨
New Party to control both Houses (M. T. June 16, '22. P. 1.)

マニラ市米穀取引の增加
Rice Trade with City increasing. (M. T. June 16, '22. P. 1.)

無線電信局新たにヂョロに設置さる
Radio Station put up in Jolo. (M. T. June 16, '22. P. 9.)

五月の比島對外貿易
Island's Foreign Commerce for May amounted to P. 31,743,366. (M. T. yune 21, '22. P. 7.)

一九二一年の比島貿易
Trade of the Philippine Islands in 1931. (Com. R, May 22, '22. P. 515.)

輸入日支炭より更に高價なるバタン炭
Coal from China or Japan cheaper than Batan product. (M. T. June 24, '22. P. 7.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

印度支那船舶の實情
La Vraie Flotte Indochinoise. (E. E. No. 261, Juin 11, '22. P. 13.)

タム・ダオ發電所
Usine Electrique du Tam-Dao. (E. E. No. 261, Juin '22. P. 13.)

印度支那に於ける專制政治
Le Cesarismae en Indochine. (E. E. No. 263, Juin 25, '22. P. 1.)

印度支那蕃地横斷記
De Bienhoa a Djiring a Travers les Regions Mois. (E. E. No. 263, Juin 25, '22. P. 4.)

安南砂丘に對する植林定置法
Fixation des Dunes par Boisement en Annam. (E. E. No. 263, Juin 25, '22. P. 9.)

緬甸及印度

ビルマの立法會議、ラングーン市會案の通過
Burma Legislative Council. Rangoon Municipal Bill Passed. (R. G. May 29, '22. P. 15.)

インド最近の海外貿易
India's Overseas Trade. (Stm May 4, '22. P. 12.)

有望なる印度茶
Empire-Grown: Promising Outlook. (T. T. S. Vol. X, No. 200, May 6, '22. P. 145.)

一九二一年印度對外貿易
India's External Trade; Last Year's Figures. (T. T. S. Vol. X, No. 200, May 6, '22. P. 145.)

セイロン製茶會社成績(一九二一年)
Results of Ceylon Companies. (T. T. S. Vol. X, No. 201, May 13, '22. P. 163.)

インド産業の沈衰
Indian Industrial Depression. (T. T. S. Vol. X, No. 207, May 13, '22. P. 165.)

投機の悪影響を蒙れるボンベイ綿花會社
Bombay Cotton Mills: Bad Effect of Excessive Speculation. (T. T. S. Vol. X, No. 201, May 13, '22. P. 171.)

インドの黄麻製品
India's Jute Manufacturing Expands. (Com. R. May 15, '22. P. 413.)

インド産業の發展
Development of Indian Industry. (Stm. May 19, '22. P. 6.)

對ドイツ輸出增加のインド綿花貿易
India's Cotton Trade: Growing Exports to Germany. (T. T. S. Vol. X, No. 202, May 20, '22. P. 184.)

インド勞働者の生活費
Cost of Living for Workers of India. (Stm. May 21, '22. P. 10.)

インドの綿花産出高と其貿易
Cotton production and Trade in India. (Com. R. May 22, '22. P. 471.)

四月中のインド貿易
India's Trade in April. (Stm. May 24, '22. P. 11.)

新税率に依り衰退せし印度の自動車貿易
Motor Trade ruined by New Duty. (Stm. May 26, '22. P. 6.)

インドの經費節減
Retrenchment in India. (Stm. May 31, '22. P. 7.)

インドの婦人
The Women of India. (C. H. Vol. XVI. No. 3, June '22. P. 434.)

ガンヂーの裁判
The Trial of Gandhi. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 440.)

インド黄麻輸出情況
Indian Jute Exports. (T. T. S. Vol. X, No. 204, June 3, '22. P. 225.)

支那の新生
China's New Birth, by Dr S. K. A. Sze. (R. F. E. Vol. XXI, No. 2, P. 52.)

温宗堯小傳
Wen Tsong-Yao. (R. F. E. Vol. XXI, No. 2, June 10, '22. P. 56.)

反基督教者の支那擾亂
Anti-Christians Stir China, by Walter Littlefield. (N. Y. T. Sec. 7, June 11, '22. P. 6.)

南京の輸入貿易
Import Trade of Nanking, China. (Com. R. June 12, '22. P. 720.)

山東省に於ける日本の事業
What Japanese business want in Shantung ? by Roy C. Bennett (R. F. E. Vol. XXI, No. 3, June 17, '22. P. 84.)

支那の内債
China's Internal Loans, by D. K. Lieu. (R. F. E. Vol. XXI, No. 3, June 17, '22. P. 85.)

山西の鑛產
The Mineral Resources of Shansi. (R. F. E. Vol. XXI, No. 3, June 17, '22. P. 88.)

一九二二年五月中の支那經濟財政情態
Economic & Financial Conditions during May 1922. (R. F. E. Vol. XXI, No. 3, June 17, '22. P. 91.)

米婦人の蚊退治(上海)
American Women to War against the Mosquito. (R. F. E. Vol. XXI, No. 3, June 17, '22. P. 106.)

小施激校舍
The Little Red School, by George E. Sokolsky. (R. F. E. Vol. XXI, No. 4, June 24, '22. P. 125.)

支那に於ける米國兒童の教育
The Education of American Children, in China, by J. Arnold. (R. F. E. Vol. XXI, No. 4, June 24, '22. P. 128.)

支那の内債
China's Internal Loans, by D. K. Lieu. (R. F. E. Vol. XXI, No. 4, June 24, '22. P. 133.)

孫洪伊小傳
Sun Hung-Yi. (R. F. E. Vol. XXI, No. 4 June 24, '22. P. 140.)

伍廷芳畢生の事業
Was Wu Ting-fang's Life Work a Failure ? by George E. Sokolsky. (R. F. E. Vol. XXI, No. 5, July 1, '22. P. 164.)

統一は北京の聯省自治承認に因る
Reunification awaits Pekin's acceptance of Provincial Autonomy, by Upton Close. (R. F. E. Vol XXI, No. 5, July 1, '22. P. 167.)

徐國樑小傳
General Hsu Kuo-liang, Chief of the Shanghai District Police. (R. F. E. Vol. XXI, No. 5, July 1, '22. P. 180.)

米國仕向香港輸出額
Declared Exports from Hongkong to U. S. (Com. R. June 12, '22. P. 720.)

佛 領 印 度 支 那

東京に於ける麥酒工業
L 'Industrie de la Biere au Tonkin. (E. E. No. 260, Juin 4, '22. P. 1.)

老撾ナムパテーヌの錫鑛山
Au Laos: Les Mines d' Etain du Nam Patene. (E. E. No. 260, Juin 7, '22. P. 13.)

印度支那地方債六百萬弗
L' Emprunt de 6,000,000 $. (E. E. No. 261, Juin 11, '22. P. 3.)

印度支那土民食料中の魚類及食鹽
Le Pacsson et le Seldans I 'Alimentation des Indigene Indochinois. (E. E. No. 261. Juin 11, '22. P. 5.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本のパラフイン蠟及硬脂需要
Japanese Demand for Paraffine & Stearin. (Com. R. June 12, '22. P. 721.)

アジア大陸に對する日本の新政策
Japan's New Policy toward the Continent of Asia. (R. F. E. Vol. XXI, No. 3, June 17, '22. P. 83.)

製紙原料の品切を告げんとする日本
Japan to be out of Paper Making Materials. (M. T. June 21, '22. P. 7.)

日本の奉直變局順應策
Japan adapts herself to the Change. by Upton Close. (R. F. E. Vol. XXI, No. 4, June 24. '22. P. 127.)

支 那 及 香 港

支那に於ける資本
Capital in China. (T. T. S. Vol. X, No. 199, Apr. 29, '22. P. 127.)

支那關稅の修正
Revision of China's Tariff. (T. T. S. Vol. X, No. 200, May 6, '22. P. 147.)

支那の機會
China's Opportunity. (T. d. No. 43025, May 8, '22. P. 17)

支那の木材需要
Lumber Demand in China. (Com. R. May 15, '22. P. 422.)

支那養蠶業
Chinese Sericulture. (T. T. Vol. X, No. 202. Mar 20, '22. P. 187.)

支那の內亂
The Civil War in China. (E. Vol. XCIV, No. 4108, May 20, '22. P. 949.)

張作霖、吳佩孚及孫文：支那の三角爭鬪
Chang, Wu & Sun; The Triangular Duel in China. (Stm. May 21, '22. P. 25.)

好望の支那一般商業界
China - Business Prospects favorable. (Com. R. May 22, '22. P. 463.)

天津地方の製紙市況
Market for paper in Tientsin District. (Com. R. May 22, '22. P. 490.)

厦門の石油輸入額
Imports of Petroleum Products at Amoy, China. (Com. R. May 22, '22. P. 492.)

好望なる支那時局
New Hopes for China. (T. d. No. 43039, May 24, '22. P. 17.)

一九二一年の厦門對外貿易
Foreign Trade of Amoy in 1921. (Com. R. May 29, '22. P. 587.)

支那內亂
China's Civil War. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 395.)

廣東の復活
The Rebirth of Canton, China. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 426.)

南方支那再度の開戰
Fighting breaks out in North China again. (M. T. June 3, '22. P. 1.)

米國仕向上海輸出品
Export from Shanghai to U. S. (Com. R. June 5, '22. P. 642.)

南京大學の支那棉花作改善策
Nanking University will improve China Cotton Crop. (M. T. June 7, '22. P. 9.)

支那に對する希望
Hoping for China. (M. T. June 10, '22. P. 6.)

米國條約上權利の危害(合衆國裁判所停滯の爲め)
America Jeopardizes Treaty rights becouse of U. S. Court deadlock. (R. F. E. Vol. XXI, No. 2, June 10, '22. P. 44.)

支那文明の性質
The Characteristics of Chinese Civilization. by Gershom C. H. Lowe. (R. F. E. Vol. XXI, Na. 2, June 10, '22. P. 49.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

華府會議と遠東
The Washington Conference and the Far East. by Paul S. Reinsch. (R. F. E. Vol. XXI, No. 4, June 24, '22. P. 130)

米支兩國の軍備會議より得しものは何？
What American and China gained from the Armament Conference. (R. F. E. Vol. XXI, No. 5, July 1, '22. P. 168.)

ゼノア會議の大混亂
Great Stir at Genoa. (Stm. May 4, '22. P. 7.)

ゼノア會議(危機に迫れる月)
The Genoa Conference - A Month Crisis. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 479.)

佛國の發言權、ゼノア會議特別通信
The Voice of France, by E. F. Baldwin. (Ol. June 14, '22. P. 293.)

ゼネヴアの勞働會議
Labour Conference at Geneva. (Stm. June 18, '22. P. 8.)

■亞　細　亞■

一　　般

濠洲の將來＝日本よりする危險
Australia's Future: The Japanese Danger. (T. d. No. 43035, May 19, '22. P. 9.)

極東貿易と經濟事項
Far Eastern Trade & Economic Notes. (Com. R. June 12, '22. P. 721.)

近東の現狀
Situation in Near East. (Stm. May 4, '22. P. 7.)

新局面に面せる近東
Facing the New Situations in the Near East. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 389.)

日　　本

日本市場に於ける自動車輸出業者の問題
Automotive Exporters' Problem in Japanese Markets. (Com. R. May 15, '22. P. 401.)

日本に於ける製紙用ヘンプの消費高
Japanese Consumption of Paper Manufacture. (Com. R. May 15, '22. P. 405.)

朝鮮の鐵鋼輸入貿易
Foreign Steel Trade of Chosen. (Com. R. May 15, '22. P. 416.)

日本の經濟狀態
The Economic Situation in Japan. (Com. R. May 15, '22. P. 446.)

日本の脅威＝ノースクリフ卿の濠洲觀
Japanese Menace. Lord Northcliffe on Australia. (T. d. No. 43035, May 19, '22. P, 10)

日本に於ける米國製靴類市況
Market for American Shoe in Japan. (Com. R. May 22, '22. P. 495.)

日本の鐵鋼對外貿易
Japan's Foreign Trade in Iron & Steel. (Com. R. May 29, '22. P. 550.)

木綿市場としての日本
Japan as a Cotton Market. (Com. R. May 29, '22. P. 566.)

日本の山東撤退
Japan's Evacuation of Shantung. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 528.)

日本の棉花貿易
Cotton Trade in Japan. (E. Vol. XCIV, No. 4110. June 3, '22. P. 1149.)

世界平和の障碍たる日本
Japan as Obstacle in Way of World Peace. by A. Dennis. (N. Y. T. Sec. 7, June 4, '22. P. 2.)

日本の石鹼及香料品輸入額
Japan's Import of Soap & Perfumery. (Com. R. June 5, '22. P. 642.)

依然囘復しつゝある日本貿易
Continued Improvement in Japanese Trade. (Com. R. June 12, '22. P. 660.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

A. E. R.	American Economic Review.
A. R.	Asiatic Review.
B. I. I.	Bulletin of The Imperial Institute.
C. H.	Current History Magazine.
Com. R.	Commercial Report. (U. S.)
C. R.	Chinese Recorder.
D. E. I. A.	Dutch East Indian Archipelago.
E.	Economist.
E. E.	L' Eveil Economique.
M. I.	Le Moniteur Indochinoise.
M. T.	Manila Times, daily.
N. Y. T.	New York Times.
Ol.	Outlook.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.
R. G.	Rangoon Gazette
S.	Statist
S. M. H.	Sydney Morning Herald.
Stm.	Statesman.
T. D.	Times, London, daily.
T. Emp. No.	do. Empire Number.
T. Ed. S.	do. Educational Supplement.
T. T. S.	do. Trade Supplement.

■世界一般■

貿易

世界の砂糖貿易

The World's Trade in Sugar with Special Reference to the Empire. (B. I. I. Vol. XIX, No. 4, 1921, P. 475.)

一九二一年の世界二十箇國貿易(一九二〇、一三年さの比較)

World Trade in 1921, Compared with 1920 & 1913. (Com. R. May 22, '22. P. 504)

一國の國際貿易額決定の原因

What Determines the Volume of a Country's International Trade; by H. Feis. (A. E. R. Vol XII, No. 2, June 1922. P. 238.)

產業及其他

肥料及加里原料さしてのチーター・ハイヤシンス

Water-Hyacinth Ash as a Manure and Source of Potash. (B. I. I. Vol. XIX, No. 4, 1921, P. 460.)

世界各國の農具及トラクター近情

Implement & Tractor Notes. (Com. R May 22, '22. P. 480.)

ギルド社會主義:二箇年間の實施成績

Guild Socialism: A two year's Text, by A. Hewes. (A. E. R. Vol. XII, No. 2, June '22. P. 209.)

國際勞働運動の情勢

International Labour Movements. (C. H. Vol. XVI, No. 3, June '22. P. 7.)

焚料さしての粉炭

Le Chanffage au Charbon Pulverise. (E. E. No. 260, Juin 4, '22. P. 7.)

焚料さしての粉炭(續)

Le Chanffage au Charbon Pulverise (suit) (E. E. No. 261, Juin 11, '22. P. 7.)

世界の小麥狀態

The World Wheat Situation. (Com. R. June 12, '22. P. 664.)

硝子壜さ常識

Glass Bottles and Common Sence, by S. Rogers. (Ol. June 14, '22. P. 299.)

世界會議

太平洋の疑問、華府會議特別通信

The Question of the Pacific, by H. L. Sweinhart. (Ol. June 14, '22. P. 291)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物產株式會社臺灣支店

電話 長四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番